

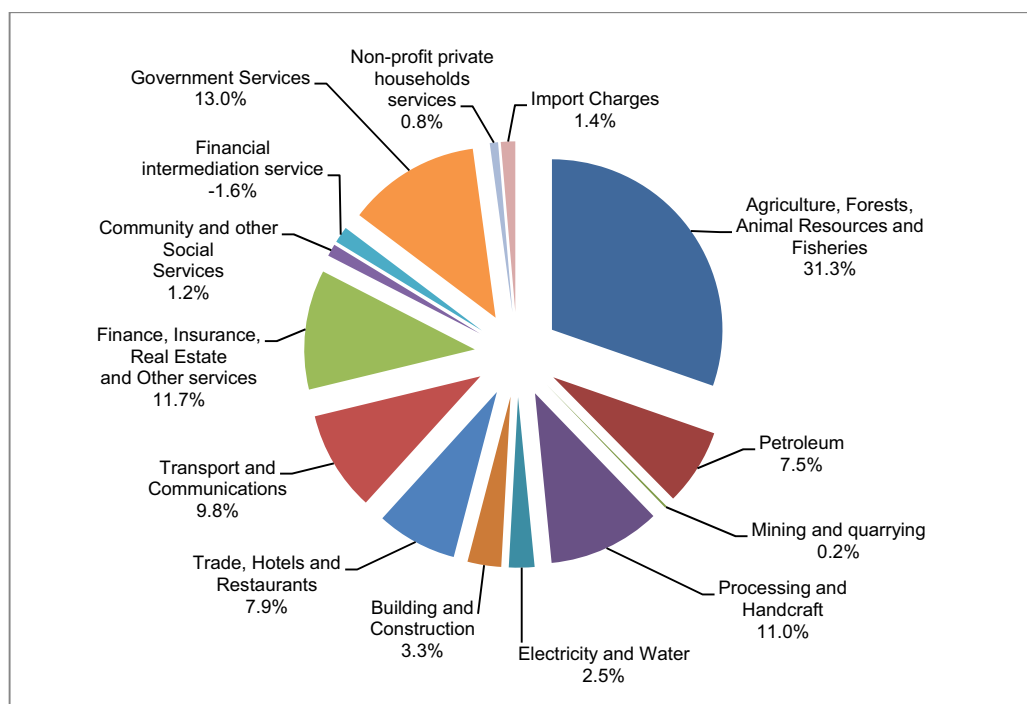
第6章 インフラ整備の概況

第6章 インフラ整備の概況

6.1 インフラ整備の現状と課題

6.1.1 インフラ整備とGDP

2008年までのスーダンの経済成長を後押ししたのは近年のインフラ開発である。世銀（2011）によると、最近のスーダン全体（南スーダンも含め）のインフラ開発はスーダンの1人当たりの経済成長率に1.7%ポイント貢献していると試算している¹。他アフリカ諸国と同様、インフラ分野の中でもICTの貢献率が1番高い。交通網、通信、港湾施設および電力などのインフラは、輸出競争力を高め、投資を呼び込むための重要な要素である。スーダンでは近年通信分野の自由化、ダムの開発、交通網のリハビリ事業を行っており、これらのインフラ整備が経済成長に貢献している。2010年のGDPの交通・通信分野の貢献は9.8%、電力・水分野の貢献は2.5%となっている（図6-1参照）。



出所: Central Bank of Sudan (2010)

図6-1 セクター別GDPシェア（2010）

世界銀行（以下、「世銀」）の調査によると²、CPA以降スーダンにおいてはGDPの約6%に当たる毎年15億ドルをインフラ開発に費やしている一方、インフラを効率よく稼働できな

¹ World Bank (2011) "Sudan's Infrastructure: A Continental Perspective". なお、2011年7月の南スーダン独立までは、すべて南部スーダンも含めた「スーダン」としての試算である。

² World Bank (2011) p.2.

いことから毎年 5 億 8 千万ドルのロスがでていると言われている。また、近年インフラへの投資を実施している一方、20 年以上に亘る内戦中にはほとんど投資が行われなかったため、既存のインフラ設備の大規模なリハビリおよび拡張が必要とされている。そのため、ロスがカバーされても、毎年 29 億ドルの資金ギャップが生まれていると試算している³。暫定貧困削減戦略ペーパー（I-PRSP）には、交通、電力、通信などのインフラ整備がなされていないことが、国内および対外貿易の促進およびスーダンの企業が国際市場の中で競争力を上げられない主要な要因になっていると挙げている。世銀が実施したスーダンの投資環境に関する調査⁴によると、アンケートをとった会社の中で交通インフラが 1 番の障害になっていると回答したのは全体の 22%に達しており、他の障害要素よりも交通インフラが 1 番緊急性の高い要員と回答している。なお、スーダンが費やしている毎年約 15 億ドルの開発資金のうち、40%は民間投資および融資など何らかの形で中国からの資金提供となっている。この数字からも中国がスーダンのインフラ整備に占める大きさが伺える。また、スーダンのインフラ整備に対する民間投資は 23%を占めるのに対し、ODA の割合はほとんどない。一方、スーダン政府からの投資は電力セクターに偏っているという特徴がある。

本項では、交通インフラ（道路、鉄道、港湾、河川交通）、通信、電力についての現状と、貿易・投資促進のための課題を明らかにする。

6.1.2 各インフラ分野の現状と課題

スーダン政府は道路、鉄道、河川、および空路のすべての交通インフラ開発について 30 年間の長期計画を策定している。この中ではスーダン国内の交通インフラのみならず、チャド、中央アフリカ、そして南スーダンなど国境を接する国にとってスーダンが国際市場の重要な玄関口になることを前提としている。現在スーダン政府はポートスーダンを利用しての輸出入を促進するためチャドや中央アフリカなどと協議を始めており、チャドを含めすでに数か国と MOU を結んでいる。そのため、これらの近隣諸国へのアクセス道路や鉄道は優先度が高くなっている。交通セクターの効率を上げるためにも政府は設備投資および運営に関し民間セクターの参入を奨励している。

6.1.2.1 道路

(1) 現状

スーダンの交通インフラは、道路と鉄道の陸上輸送、唯一の港であるポートスーダンを玄関口とする海上輸送、そしてナイル川を通り南スーダンとの輸送を行う河川交通がある。このうち国内輸送の 90%以上は道路が占めている。スーダンの道路の総延長は舗装および未舗装の幹線道路、州および市内のすべての道路を含めて推定 32,425km である。そのうち舗装された道路は 7,210km であり、2000 年から比べると約 2.5 倍延長されている。しかし、広大なスーダンの面積に対する道路密度は東アフリカ諸国や低所得国の中でも大変低い。特に南ス

³ 同上。

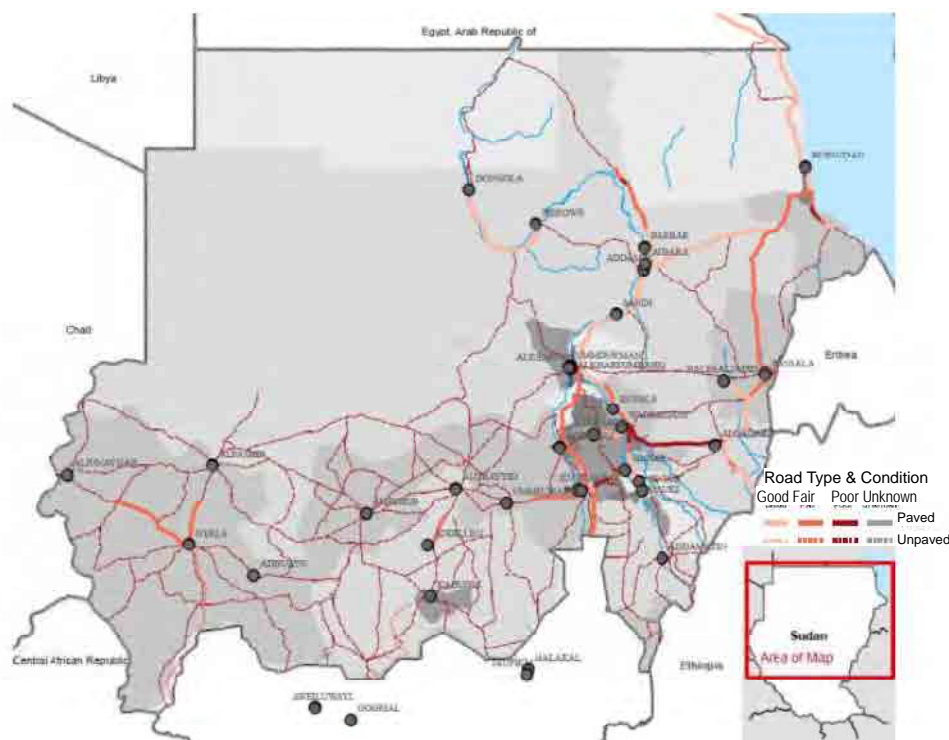
⁴ World Bank (2009) “Sudan Investment Climate”, Finance and Private Sector Development Unit, Africa Region, Washington, DC.

ーダンとの国境地域など内戦中戦禍にあった地域の道路整備が遅れている。また、道路があっても舗装率が22.2%と低所得国に比べても低い値となっている。

表 6-1 スーダンの道路事情

項目	単位	スーダン	東アフリカ	低所得国
道路送延長	Km	32,425		
舗装道路	Km	7,210		
道路密度	km/国土面積 1,000km ²	28.7	101	88
舗装率	%	22.2	-	71.6

出所：スーダンの数字はNHAからの提供資料、他についてはWB(2011)



出所：World Bank (2011)

図 6-2 道路ネットワーク

首都から各州都間、また各州都間の幹線道路は比較的状态が良い。特に輸出入の玄関口であるハルツーム-ポートスーダン間の道路、そしてエジプトに抜ける南北を縦断する道路の整備はその重要性から整備が進んでおり、1番交通量の多い地域である。しかし、幹線道路以外の支線、州内の道路はハルツーム州内でさえも舗装されていないところが多い。また、ポートスーダンへの舗装道路も含め、幹線道路はほとんど1車線しかなく、効率的な輸送経路とはなっていない。

道路の管理は、国、州、地方政府の合同管理となっている。基本的には国の幹線道路および橋の建設および維持管理については National Highway Authority (NHA) が管轄し、州内の道路については州が管轄している。しかし、州では実施できない大規模な道路や洪水などの緊急リハビリについては NHA が実施している。また、政治家がコミットしたような州内の道

路についても実施する場合がある。その他 NHA の役割は、道路政策、建設計画、各種規定の策定が主な役割となっている。

(2) 計画

3か年緊急プログラム（2012～14年）では道路セクターでは以下の計画を立てている。

表 6-2 道路・橋の3か年計画

	2012		2013		2014	
	量的目標	必要な政策・方針	量的目標	必要な政策・方針	量的目標	必要な政策・方針
建設中道路	- 建設中の1,557kmの完成 - 中国による融資の継続	道路建設のための近代的な財政システムの導入	- 建設中の235kmの完成 - 中国による融資の継続	同様	- 建設中の150kmの完成 - 中国による融資の継続	同様
道路の新設	1,026kmのターナル舗装道路の新設		811kmのターナル舗装道路の新設		612kmの新設	
新道路の再設計	2,481kmの再設計		引き続き2,481kmの再設計		14,301kmの再設計	
内陸部の道路改善	250.8km		490.5km		490.5km	
橋梁	- Duwaym 橋の完成 - Sennar 橋の50%完成 - Bahri, Samrab, Ruhayd al-Birdi, WadiNahou dを含む9橋の設計	Sennar 橋の建設			Sennar 橋の完成	

出所：3か年緊急プログラム（2012～2014年）

また、2011年の戦略計画⁵には、各州への道路の改善およびナイル川沿いの人口密集地域への架橋を行う一方、近隣諸国につながる道路の建設を計画している。戦略としては、近隣諸国から輸出・輸入経路となるポートスーダンへの道路の建設、生産・消費拠点とのリンケージ、国際市場と競争できるように輸出のための輸送コストを下げることに貢献することを挙げている。

(3) 課題

道路の最大の課題は財源不足により既存の道路に対する適切な維持管理がなされていないこと、そして舗装率が低いことである。道路の状態が悪化することにより、輸送効率が低下してしまう。維持管理費は道路通行料で賄うこととなっているが、NHAによると年間約4.8

⁵ Strategic Planning Matrix 2011, NHA（アラビア語からの翻訳）

億 SDG の補修および維持管理予算が必要であるのに対し、通行料金は年間約 1.2 億 SDG しか徴収できていない。これは、世銀によると 100km の道路舗装および補修しかカバーできない額である。アスファルト道路の寿命を 10 年として⁶、全長 7,210km の道路を補修するとなると、年間 721km の補修が必要となっている。毎年 100km しか維持管理できないとなると、年間 600km 以上の補修を必要としている道路がそのままの状態が悪化しているということになる。更に、過積載のトラックに関する規制が十分に行われてないため、既存道路の状態がますます悪化している。

財源不足の主な理由は、スーダンの経済情勢の悪化により自国資金が減少している上、道路セクターへの支援は中国からの融資が多少あるのみで他からの資金が集まらないことと、道路建設および補修にかかるコストが州による砂利税、およびアスファルトを輸入に頼っており⁷、スーダンポンド安で高騰していることが挙げられる。

また貿易投資促進の観点からは、工業地域内の道路の整備も不十分である。道路はあっても舗装がされていないため輸送時間がかかったり、埃が舞っていたりする。また、各州の州都から首都ハルツームまでの道路は概ね整備されているが、農業産品や畜産物の産地から州都まで移動する農道の整備・舗装が不十分である（基本的には農道と呼ばれる道もないような地域が多い）。家畜の場合、家畜を歩かせて移動させるため家畜が痩せたり筋肉質になるなど商品価値が下がるなど問題が起きている。また、足の速い農産品（ホウレンソウ、キュウリ、牧畜類の乳、バナナなど腐りやすいもの）の移動が難しくなっている。

6.1.2.2 鉄道

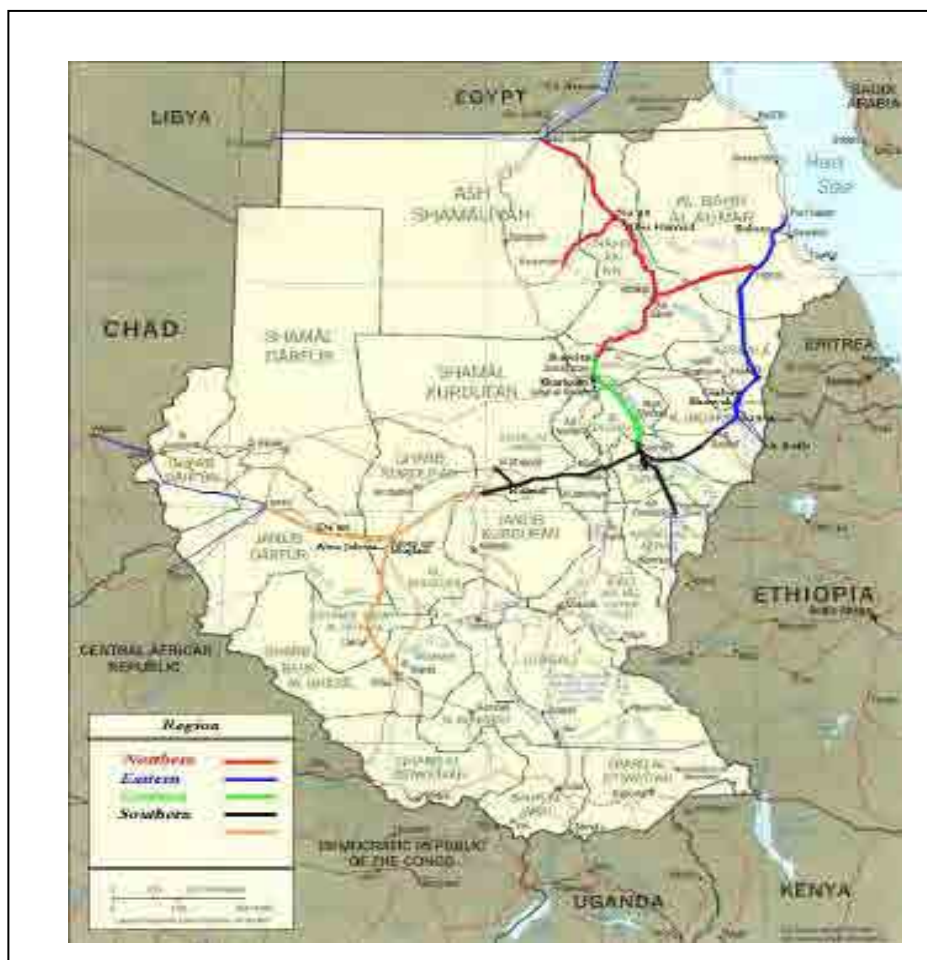
(1) 現状

スーダンの鉄道はイギリス・エジプト共同統治時代の 1897 年より建設が始まり、当初軍の付属施設として建設された。最初の鉄道区間である WadiHalfa から Abu Hamad までの区間も軍の事業であった。マハディに対抗するため、英国からキッチナー将軍の兵団を輸送するために英国が建設したものである。路線は Atbara まで延長され、キッチナー将軍の敗退後もマハディ政権が延長した。現在の路線の全長は 4,181km⁸であり、アフリカで最長の鉄道である。そのほとんどが 1930 年までに完成されたものである。図 6-3 に鉄道ネットワークを地図に示したが、Port Sudan から Atbara を抜けて Khartoum に延びる路線を中心として、ネットワークは、スーダンの北部、東部、南東部、西部の一部、そして南部の一部まで敷設されている。

⁶ NHA によれば、1970 年代に世銀から交通量の増加が年 5% 以下であればアスファルト道路は 5～10 年毎に補修することを提言されている。

⁷ 主にエジプトやイランから輸入。

⁸ 南スーダン区間となった Merel-Wau 間を入れると 4,578 km。



出所：Sudan Railway Corporation、作成時期は15年前ごろ

図 6-3 鉄道ネットワーク

北部は Khartoum から Karima およびエジプト国境の WadiHalfa まで延びている。東は New Halfa から El Gibra まで、南東には、Sennar と El Damazine を結ぶルート、そして西は El Obeid から Nyala まで延びている。南部には 1962 年に Wau まで拡張している。石油が発見され、1995 年から 2002 年までに Le Muglad と Abu Jabra を結ぶ路線、製油所がある Abu Khirazie と El Obeid を結ぶ路線、メロエダムの支線などが拡張された。しかしながらほとんどの路線は老朽化しており、少なくとも 3 分の 1 は操業できていない。Haiya-Kassala-Sennar 間（802km）と Sennar-Damazine 間（240km）は路線の損傷が激しく現在では使用できない状態にある。

ゲージの幅は国際標準より狭く 1,067mm である⁹。国際標準よりも狭くなっているのは、キッチナー将軍が旧路線の軌間幅の車輛を利用したためである。この規格がその後のスーダンの鉄道の標準となったため、国際標準を採用した近隣諸国とのリンケージを妨げる要因のひとつとなっている。

⁹ 標準は 1,435mm。

(2) 輸送量・製品

国内輸送の中で鉄道が占める割合は表 6-3 に示したとおり、2010 年では 5.19%、2011 年に至っては 3.82%と非常に少ない。路線および車輛の状態が悪いことから、平均時速は約 30km であるが、時速 10km でしか走れない区間も多くある。鉄道輸送の利点であるコスト安の可能性はあるが、このようなスピードの遅さ、信頼性の低さからも輸送量は低下の一途を辿っている。さらに 2011 年にはスーダンの経済の停滞による輸出の激減および輸入規制による減少で、表 6-4 に示したように全体的な輸送量が減っている。特に輸出するものがなく貨車が Port Sudan に空で戻らなければならない状態が続いている。

表 6-3 鉄道の国内輸送シェア

	Railways	other transport means	Railways share %
2010	1,033,333	19,894,146	5.19
2011	994,253	26,006,663	3.82

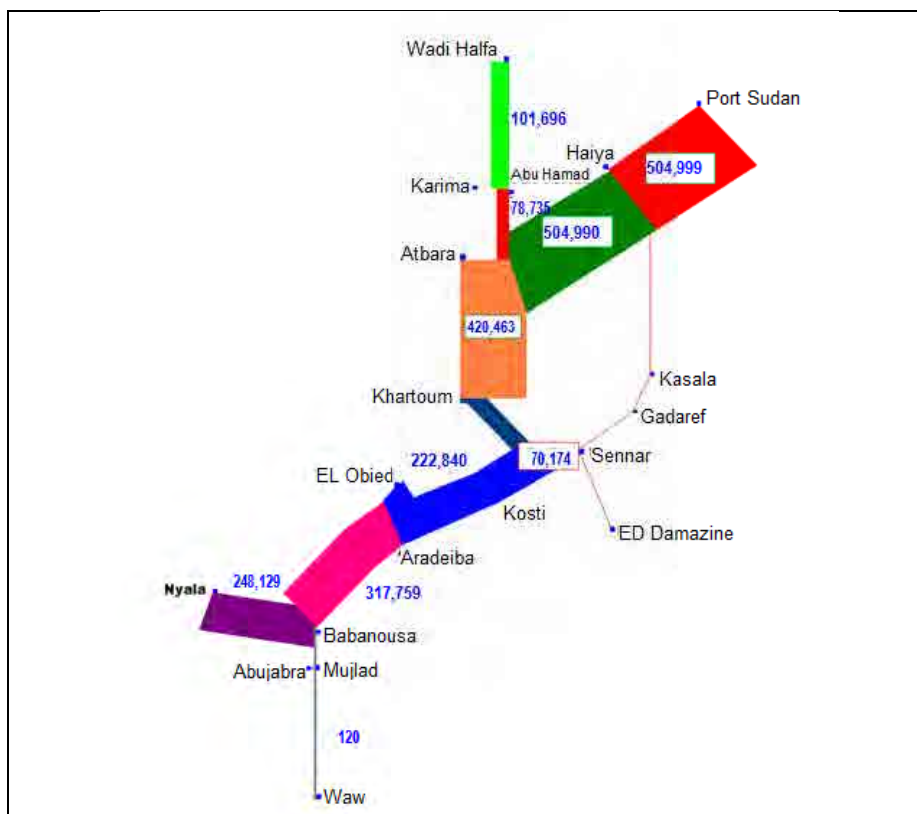
出所：SRC

表 6-4 タイプ別輸送量の変化

Type	2008	2009	2010	2011
Export	37,600	46,919	28,571	788
Import	464,569	538,715	544,561	342,668
Local	420,232	273,561	404,336	617,625
Departmental freight	66,992	69,263	55,865	33,182
Total	989,393	928,458	1,033,333	994,263
Ton-kilometer (million)	842.6	844	924.3	769.8

出所：SRC

区間別の輸送量は図 6-4 で示したとおり輸出入の経路である Khartoum から Port Sudan 間が最も多い。次いで、河川港がある Kosti から Babanusa までの経路が主要区間となっている。



出所：SRC より提出資料

図 6-4 区間別輸送量（2009）

鉄道による 2011 年の主な輸送品を表 6-5 に示したが、混載、小麦粉、セメントで各 3 割ずつを占め、残りは砂糖、食用油、ピーナッツなどとなっている。

表 6-5 鉄道による主な輸送品（2011）

No.	Product	Transported ton	Percentage of total transported ton
1	Cement	225,608	23%
2	Flour and Wheat	265,442	27%
3	Assorted	329,337	33.4%
4	Sugar	70,561	7.2%
5	Commercial Oils	61,015	6.2%
6	Hulled peanuts	20,044	2%
7	Containers	12,234	1.2%
Total		984,231	100%

出所：Annual Report (2011), SRC

(3) 鉄道関係組織・所有機材

スーダンの鉄道は 100% 政府資本のスーダン鉄道公社（Sudan Railway Corporation: SRC）が運輸道路橋梁省の下で運営管理している。政府は鉄道運営の効率化、サービスの改善、信頼性の回復のため、MDTF プロジェクトで民間セクターの参加を促進するための調査を実施し

た。その結果、将来的には鉄道経営と運営を分割し、民間セクターの導入を推奨している。また、SRC は現在運輸道路橋梁省の下部組織となっているが、省から切り離し一定の自律性を持った監督機関の設立を提案している。これを受け、現在 SRC では機構改革が進行中であり、施設・修理などインフラ部門を管轄する部門（政府）、鉄道の運営部門（民間）、基準制定、ライセンス発行など法規制の部門（政府）の3部門に分ける案を策定し、SRC 理事会で承認されている。現在議会の承認を待っているところである。

SRC には調査時点で職員が 6,960 名、そのうち約 150 名の技術者がいる（表 6-8）。職員の約 4 割が 50 歳以上と高齢であり、過剰雇用によるリストラ、若手職員の育成が課題となっている。なお、2011 年から 2012 年にかけて 700 人以上減っているが、2011 年中の定年退職者が 342 名、南部独立に伴い南部人の雇用停止 327 名、その他離職 75 名がいたためである。

機材は、表 6-8 に示したように 2011 年時点で本線機関車を 142 台、分岐線用機関車 33 台、4,160 両の貨車、オイルタンク貨車 391 両、客車 167 両を保有している。しかし、その半分以下しか稼働していないのが現状である。例えば、本線機関車は 142 台のうち 39 台しか稼働していない。また 4,160 両の貨車のうち使用されているのは 2,430 両である。これは機関車や貨車自体のメンテナンスが行われず故障中のままか、路線の損傷がひどく運用できない、また、コスト安であってもスピードや信頼性が低く需要が少ない等の理由からである。調査時点では、本線機関車のうち 8 台が修理中であり、2012 年末までには修理が完了する見込みであった。

(4) 民間セクターの参入

鉄道セクターには 1999 年より民間セクターの参入が始まり、2011 年では表 6-6 のとおり 5 社が運営している。2012 年現在、Elnafrah 社が参入し 6 社が運営している。Saga 社は小麦輸送に特化しているが、その他は貨物全般を取り扱っている。輸送量全体からみると、約 4 割が民間セクターによるものになっている。

表 6-6 参入民間セクターの輸送量

(トン)

Company name	2008	2009	2010	2011
Saga (Port Sudan-Nyala)	266,326	239,147	263,732	263,473
Elbazim (スーダン西部)	75,725	35,192	48,048	757
Free Zone	34,756	12,112	15,140	9,532
Sikakiyoun (Port Sudan-Nyala)	60,437	38,051	28,501	54,585
Sar (Port Sudan-Nyala)	89,955	90,936	43,181	33,343
Elnafrah (Port Sudan-Nyala)	0	0	16,675	0
Sheikho	0	0	0	0
Alafrighah (Atbarah-Nyala 間)	0	0	0	0
Umjamala	0	0	5204	0
Total	527,199	417,447	422,491	361,690

出所：SRC 提供資料

旅客列車は、線路の損傷がひどく 2010 年半ばよりすべて停止している（表 6-7）。計画では 2013 年より Khartoum—Atbarah 間（約 300km）の旅客列車の運行を再開する予定で、現在この区間の線路の改修を行っている。

表 6-7 旅客列車

Section(Company)	2008	2009	2010	2011
Atbara/Port Sudan (Sikakyoun)	590	0	0	0
Khartoum/Wadi Halfa (Sikakyoun)	31,956	22,564	2,183	0
Khartoum/Nyala (Sikakyoun)	18,222	17,348	9,458	0
Erahad/Nyala (Sheikho)	3,885	6,347	2,938	0
Erahad/Nyala (SRC)	0	0	0	0
Abuhamad/Wadi Halfa (SRC)	0	0	0	0
Khartoum/Waw/ Aweel (SRC)	0	0	0	10,500
Khartoum/Kosti (SRC)	0	0	0	1,000
Atbara/Khartoum (SRC)	36,228	44,091	29,122	0
Total	90,881	90,350	43,701	11,500

出所：SRC 提供資料

表 6-8 鉄道に関する主要指標

Description	Unit	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
Length of Main Lines	Kms	4,578	4,578	4,578	4,456	4,456	4,456	4,181
Operating	Kms				3,257	3,257	3,257	3,000
Length of Branch Lines	Kms	1,323	1,323	1,323	1,323	1,323	1,356	1,356
Operating	Kms				1,269	1,269	1,269	1,269
M/L Diesel Locomotives								
Stock	No.	120	129	131	131	141	142	142
Operating	No.	70	61	57	59	59	45	39
Shunting Diesel Locomotives								
Stock	No.	44	54	54	26	28	33	33
Operating	No.	13	16	17	16	15	12	17
Freight Wagons								
Stock	No.	4,681	4,681	4,781	-	-	4,160	4,160
Operating	No.	2,298	2,409	2,442	-	-	2,709	2,430
Oil Tank Wagons								
Stock	No.	860	910	904	-	-	391	391
Operating	No.	389	388	313	-	-	270	290
Passenger Coaches								
Stock	No.	167	167	167	167	167	167	167
Operating	No.	131	131	131	131	131	131	131
Average Kms per loco.	Kms	60,337	71,910	50,642	-	46,934	46,934	46,291
Availability	%	62	67	54	45	42	41	42
No. of passengers	000s	55	61	52	91	90	44	12
Passenger Kms	Million	41	34	26	76	62	26	9
Average load for freight wagons	Tons	33	33	33	33	33	33	33
Average load for tank wagons	No.	35	35	35	35	35	35	35
Share of goods transport	%						5.19	3.82

Description	Unit	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
No. of Freight trains	No.	5,674	6,130	6,222	5,991	5,503	5,881	5,935
No. of passenger trains	No.	282	475	405	738	917	606	70
Turnaround of freight wagon	Days	23	22	25	26	29	31	33
No. of employees	No.	11,112	10,734	10,272	9,923	9,607	9,262	6,960
Employees productivity	Tons	102	123	106	104	94	106	143
Employees productivity	Tonkm	68,796	83,174	76,061	94,573	83,300	99,800	111,000
Turnaround of a tank wagon	Days	30	42	38	52	59	83	56

出所：SRC 提供資料

(5) 今後の計画および鉄道分野への支援

SRC は AFD (フランス開発庁) からの支援により、2007～2026 年の 20 年間の「鉄道マスタープラン」を 2006 年に策定した。これは French Railway Consultancy Centre に委託して策定したものであるが、フランス政府としてはマスタープラン策定以降はスーダン政府の反応の鈍さなどからその後のフォローアップは特に実施していない。マスタープランでは、「緊急対応フェーズ (2007～2011)」、「中間フェーズ (2012～2017)」、「長期フェーズ (2018～2026)」の 3 フェーズに分けた対応を計画している。まず、緊急フェーズで既存の路線のリハビリを中心に行い、中間フェーズで重要ルートの建設および刷新 (計画は 2006 年当時のため南部スーダンの Wau-Juba-Nimuli 間、Damazine-Malakal 間など南部スーダンの拠点となるルートなども優先ルートとなっていた)、長期フェーズでサービスの拡大および改善による鉄道の競争力の強化、ウガンダ、エチオピア、チャド、中央アフリカ、ケニア、エジプト等近隣諸国を結ぶ鉄道の建設が計画されていた。しかしながら、現在の SRC の方針としては、既存の路線のリハビリを行いつつ、近隣諸国を結ぶ路線など重要区間のゲージの国際標準化を同時並行に実施し、また需要に応じた路線拡大を進めている。

他国からの援助は上記マスタープラン作成以来入っておらず、ほとんどのプロジェクトは政府予算と民間企業と連携して実施している。また、2007 年には中国の Transtech 社と契約し、中国資金により Port Sudan-Khartoum 間に、既存の路線と並行して新しい路線を国際標準仕様のゲージ幅で建設することを契約した。新しく Port Sudan-Khartoum 間の路線ができれば、所要時間は既存の 45 時間から 36 時間に 9 時間も短縮されることとなる。また、GIAD の資金協力により Babanousa-Nyala 間にも既存路線と並行した標準幅の新路線の建設が決まっている。さらに、GIAD は 2008 年には中国から 550 台の貨車を購入している。

調査時点では、以下 4 つのプロジェクトがスーダンの民間企業と連携して実施されていた。なお、2)～4)についてはスーダン政府から合計 8 億ドルの予算がついている。

1) Khartoum - Atbara 間 (300km)

2012 年末に完了予定。Noble 社受注。中国企業の投資で寝台列車を導入する予定。

2) Atbarah - Port Sudan 間 (500km)

Noble 社と実施契約済み。銀行保証を待っている状況。予算 5 億ドル。

3) Kosti - Ardeba 間 (250km)

Golden Rail 社と実施契約。銀行保証待ち。予算 1 億ドル。

4) Abjabra - Nyala 間 (230km)

Khartoum Irrigation Company と実施契約済み。銀行保証待ち。予算 2 億ドル。

2012 年以降の優先プロジェクトは以下のとおりである。すべて計画段階であり、今後フェーズビリティ調査を実施してから資金調達を行う予定となっている。

- 1) Khartoum - Port Sudan 間（最優先プロジェクト）（800km）
既存の路線と並行させて標準ゲージの線路を作る。
- 2) Haiya - Kassala - Sinnar 間（現在運転していない区間）（802km）
- 3) Nyala - El Genena - Adre (Chad 側)（350km）
鉄道は Nyala（南ダルフール）までしか通っていないため、西ダルフールの州都（El Genena）を通りチャド側まで新設する計画。

3 か年緊急プログラムにおいては、2012～2014 年までの計画として以下を提案している。

表 6-9 鉄道セクターにおける 3 か年緊急プログラム

	2012		2013		2014	
	量的目標	必要な政策・方針	量的目標	必要な政策・方針	量的目標	必要な政策・方針
鉄道の改善	<ul style="list-style-type: none"> - 貨物輸送量の増加（2010年の104万トンから171万トンへ） - 旅客数の増加（56,500人（2010）→95,000人へ） - 年間歳入を121%増加 - 運営費の90%削減 	<ul style="list-style-type: none"> - 鉄道輸送シェアの拡大 - 開発、輸出、市民の生活費を抑えながら、ローコストで高品質のサービスを提供するための方策の検討 - 列車の速度を早くし、積載量を2倍にしながら、事故率を下げる - SRCの財政の改善 	<ul style="list-style-type: none"> - 貨物輸送量の増加 - 旅客車の増加 - 歳入を123%増加させる - 運営費を85%カット 	2012年に同様	<ul style="list-style-type: none"> - 歳入を125%増加させる - 運営費を85%カット 	2012年に同様

出所：3 か年緊急プログラム

(6) 課題

資金調達：SRC 自体に十分な予算がないため鉄道に関するプロジェクトは財務省からの予算または外資も含めて民間企業との連携で実施するしかない。SRC の予算のみでは、機関車 2、3 台分、車輛の維持管理、短い区間の線路改修など小規模プロジェクトしか実施できない。

技術向上：機関車の維持管理、線路の改修、機関車の運転などの技術改善が必要。

SRC の機構改革が進んでいるが、SRC のマネジメントの立て直しのためのアドバイスが必要となっている。

SRC の効率化：民間企業との共同運行、旅客列車の運行委託など運営経費の削減が期待されている。

6.1.2.3 港湾

(1) 現状

ポートスーダンは、North、South、Green、Elkhair の4つ港からなる。その他ポートスーダン南約60KmのSuakinに旅客、畜産、セメントなどを扱うOthman Digna Port、ポートスーダン北約260Kmに鉄鉱石などの鉱物の輸出港であるOsiefHarbourがある。

表 6-10 ポートスーダンの港の構成

港	Berth 数	深さ	用途
North Port	14	8-10.7m	一般貨物
South Port	4	10.7-12.6m	コンテナターミナル
Green Port	4	14.6m	コンテナ、車
Elkhair Oil Port	1	14.5m	天然ガス、精製油 ¹⁰
Othman Digna Port	8	7-9m	旅客、畜産、ガス、アスファルト
Oseif Port	1	12.3m	鉄鉱石、マンガン、石膏、塩

出所：Annual Statistic Report 2011, SPC より

ポートスーダンの開発は1990年からスーダン政府の予算でNorth Portから建設が始まった。港湾公社（Sea Port Corporation: SPC）がポートスーダンの管理運営を行っている。2000年から2005年の間には取扱量の順調な増加によりSPCの収入は47%増加し、これらの資金からインフラ整備を行ってきた。世銀の報告（2011）によれば、2000年半ばまでには、SPCはインフラ整備に1億8,700万ドルを費やしている。2005年のCPA署名後、新しいターミナルとしてGreen Port（2006年完成）、Elkhair Oil Terminal（2010年完成）の2つを開発した。この新しい2つの港については、入札の結果支払便宜が1番有利であった中国企業（China Harbor Engineering Company (CHEC)）が落札し、中国側からの投資事業として実施された。SPCは頭金として建設費用の10%を提供し、残り中国企業の融資により建設し、スーダン側は5～10年かけて返済するという仕組みである。CEHCは1番金利を安く設定してあったことが応札の決め手となった。また、2012年1月に港湾機材を新たに導入したが、これも別の中国業者が入札の結果選定されている¹¹。

(2) 稼働状況

ポートスーダンの運営について、コンテナの滞留時間が遅い、チャージが近隣諸国と比べても高いなど外部からの評価が低い報告が多い。世銀の報告では（2011）、サブサハラアフリカで1番、そして世界で1番効率が悪い港として評価されている。

¹⁰ 原油は「バシャイヤ港」で取り扱っている。

¹¹ SPCへのインタビュー。

表 6-11 ポートスーダンの実績

	Port Sudan	Mombnasa	Dar es Salaam	Southern Africa	West Africa	Global best practice
Performance						
Container dwell time (days)	28	5	7	4-8	11-30	<7
Truck processing time (hours)	24	4.5	5	2-12	6-24	1
Crane productivity (containers per hour)	8	10	20	8-22	7-20	20-30
Crane productivity (tonnes per hour)	8	21	23	10-25	7-15	>30
Charges						
Container handling (\$ per TEU)	150	67.5	275	110-243	100-320	80-150
General-cargo handling (\$ per tonne)	10	6.5	13.5	11-15	8-15	7-9
Container handling (\$ per TEU)	-130	-54.5	-248	110-244	100-321	80-151

Source: AICD ports database

Note: TEU 20-foot equivalent unit

出所：World Bank (2011)“Sudan’s Infrastructure”

表 6-11 によると、2010 年のポートスーダンのコンテナの滞留時間 28 日となっており、近隣のモンバサの 5 日間、ダルエスサラーム 7 日間と比べて際立って長い。また、コンテナ取扱手数料も近隣諸国よりも高くなっている。しかし、SPC によれば、滞留時間は 2004 年には 42 日であったことに比べれば大きく改善しているという。また、具体的な数字は得られなかったが、SPC からの聞き取りによると現在では 2010 年の 28 日より大きく改善している。この滞留時間の数字は港だけが原因ではなく、関税手続き、輸送手続き、コミュニケーション、銀行手続きなどにも関係しているため、トータルで時間がかかっていることになる。さらに、経済成長が著しい時期には、ポートスーダンの取扱量の増加とともに、港の混雑率が 80% となっており、これがコンテナの移動時間を遅くなる原因となっていた。そこで、2005 年には輸入業者組合からの強い働きかけで、当時の財務大臣が 20 日間まで無料で港にコンテナを保管できる規則を作った。輸入業者が輸送手続きの手配や銀行手続きを行うために 20 日間という余裕ができたことで、逆に早期に港から出さなくてもよくなり、準備が整うまで港に滞留させている業者もでてきている。通常他国では、港への無料滞留時間は 3~4 日と短いため業者は手続きを早く済ませる傾向があるが、20 日間無料であるということは港への収入も下がってしまっている。調査団がポートスーダン訪問時に、たまたま日本郵船の船が寄港したが、港への荷卸しは数時間で終わっており、船はすぐに出港した。また、現在下記に述べるように港のコンテナ数や船の寄港数も少なく、当時の混雑率 80% という状況は見られなかった。従って滞留時間に対する問題は現段階ではあまり見られなくなっている。



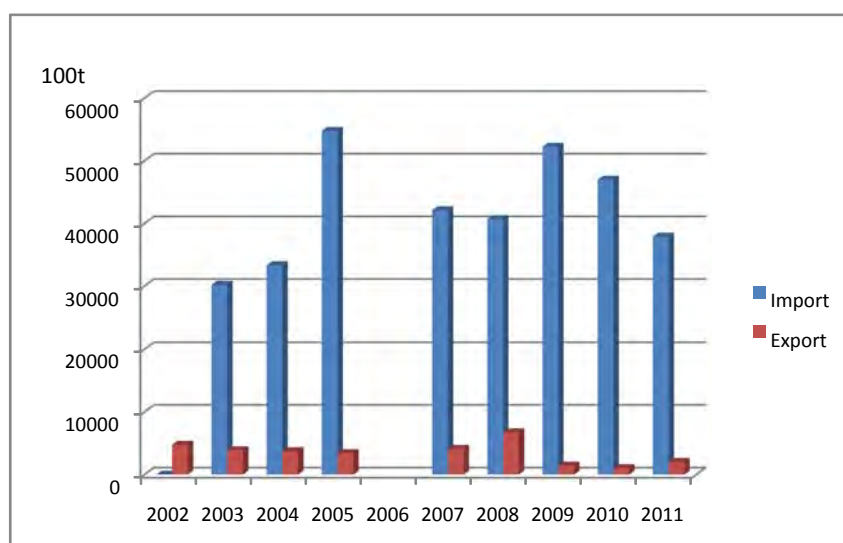
ポートスーダンに入港する日本郵船の船
(調査団撮影)



ポーツーダン(North Port)の様子
(調査団撮影)

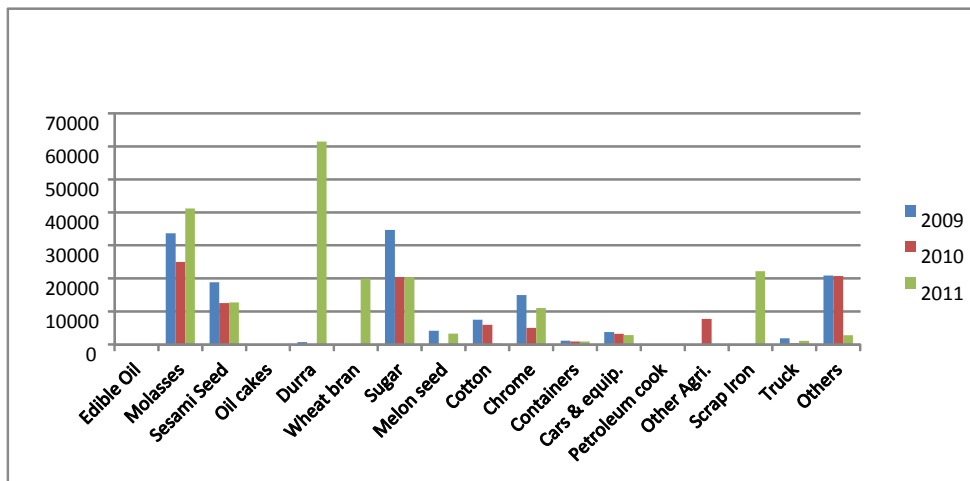
最近の経済状況および石油の輸出激減、さらに輸入規制品の導入に伴い、ポーツーダンの取扱量が下がっている。図 6-5 は一般貨物を取り扱っている North Port における取扱量を示しているが、輸入量が減少傾向であることがわかる。また、輸出も 2008 年のピーク時に比べて低下している。主な輸出および輸入産品は図 6-6、および図 6-7 のとおりである。輸出品、輸入品ともに年によって取扱量のばらつきはあるが、輸出では 2011 年に Scrap Iron (鉄くず) が増え、綿花が減少傾向にある。一方、輸入品では小麦、砂糖が引き続き多いが、セメント、車といった

輸入規制のかかった製品の取扱量が激減している。なお、ポーツーダンの取扱量におけるコンテナの割合は 30~35% である。



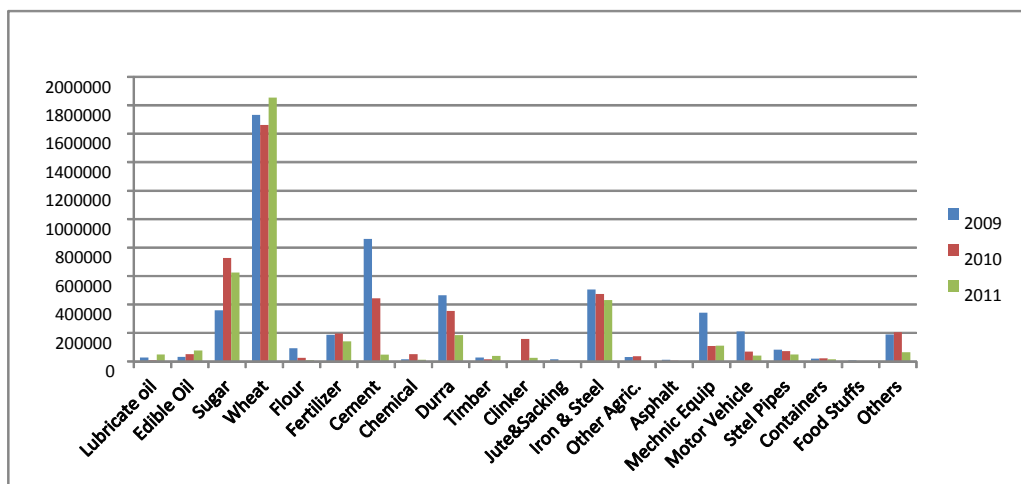
出所：SPC 提供資料

図 6-5 North Port における取扱量 (2002-2011)



出所：SPC 提供資料

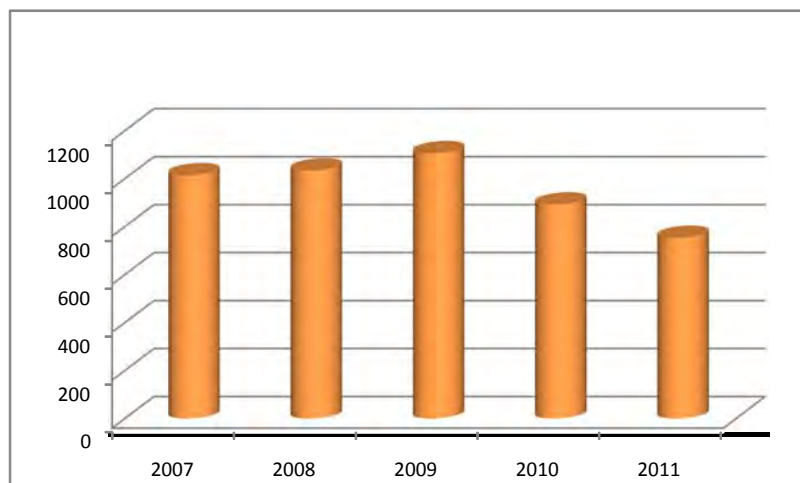
図 6-6 North Port における商品別輸出货量 (2009-2011)



出所：SPC 提供資料

図 6-7 North Port における商品別輸入量 (2009-2011)

図 6-8 に示すとおりポートスーダンへの船の寄港数も 2009 年をピークに減少傾向である。



出所:SPC 提供資料

図 6-8 ポートスーダンへの船の寄港数

(3) 港湾運営：民営化に向けた動き

港湾運営の改善のため、SPC はドイツの Hamburg Port Consulting 社（HPC）に委託し、ポートスーダンの効率的な運営のためのマスタープランを作成した。2007 年よりこのマスタープランからの提言の 1 つである港湾運営の民営化に着手している。まず South Port の運営について民営化を進めており、3～5 年の契約で民間に運営を任せるため、現在国際入札にかけている。民間企業が参入することで国際基準のマネジメントを習得し、他の港の運営にも波及させようというものである。また、ポートスーダンを「最終目的の港（Destination Port）」というよりは、ある地点から次の地点への途中に寄港する港としての機能を充実させようとしており、民間企業の参入により「積み替えの港」（transship）として魅力的なものとし、Transit のための手続きを改善させたいと考えている。従って、SPC においてははかにかに貨物を次の輸送ステップに素早く移動させるかが重要であり、この点で民間企業のノウハウに期待している。

(4) 財政

SPC からの聞き取りによりと、SPC の歳入からの支出内訳は、50%は港湾運営、25%は開発資金、25%は中央財務省、州政府（注：州政府によると直接 SPC からの配分はなく、中央財務省から州への交付金として受け取っている）。

(5) 課題

SPC の課題の 1 つに過剰な港湾労働者が挙げられている。港湾労働者のプールは現在 5 万人いる。組合が強くりストラは難しい問題である。これは SPC の問題というよりは政府の問題であり、彼らの雇用を保証するような政策が必要である。しかし、政府も財政難であり現状は厳しい。また、ポートスーダンの取扱量が減っている現状で、彼らに違う技術を身につけさせ再雇用するなどの方策も考えなければならない。

人材育成については、研修施設はあるが中身の強化が必要となっている。例えば、港湾機材の修理および取扱に関わる技術、国際標準のシステムを使った港湾運営システムの運用な

どについて人材育成を必要としている。また、港湾運営について South Port の運営は民営化するが、現在雇用されている South Port 港の従業員を民間企業に雇ってもらうためには彼らのキャパビルが必要である。

上述したように港湾運営について民営化の動きがあるが、民間企業の参入に伴い、既存の港湾職員が参入した民間企業を管理する能力も必要である。例えば、民間セクターが港湾運営の参入に係る規制体制の整備、オペレータ選定に必要な各種書類作成等を通じた港湾管理・運営に関する港湾職員のキャパシティ向上が効果的な民営化に必要とされている。

さらに、港での手続きが早くても、貿易促進の観点から言えば、上述のような関税手続きの他、道路輸送規制（国境間の輸送規則（例えば、経路にチェックポイントが多い、他国のナンバープレートを付けたトラックがスムーズに移動できていないなど）、交通インフラ（道路の状態は良いが一車線通行のみであり、鉄道はほとんど機能していない）なども含んだロジスティックの問題の解決が必要である。世銀（2008）¹²は、通関代行および輸送をまとめて行う総合的なロジスティックサービスの会社が育ってないことを課題と挙げている。スーダンでは業者に通関のライセンスを発行しておらず、個人にのみ発行しているためである。さらに、貨物をどこにどう集めるかといふことは輸出業者ごとに違っており体系化されていない。このような理由から効率的なロジスティックサービスが実施できていない。

現在政府として、チャドや中央アフリカ、マリ、カメルーンなどの西アフリカやエチオピア、エリトリアなどの近隣諸国と MOU を結び、ポートスーダンをこれらの国々の輸送の玄関口として位置づけさせようとしている。これらの国々からポートスーダンに至る鉄道や道路など交通インフラを整備する計画はあるが、ロジスティックシステムを伴った体系的なシステムが必要となっている。

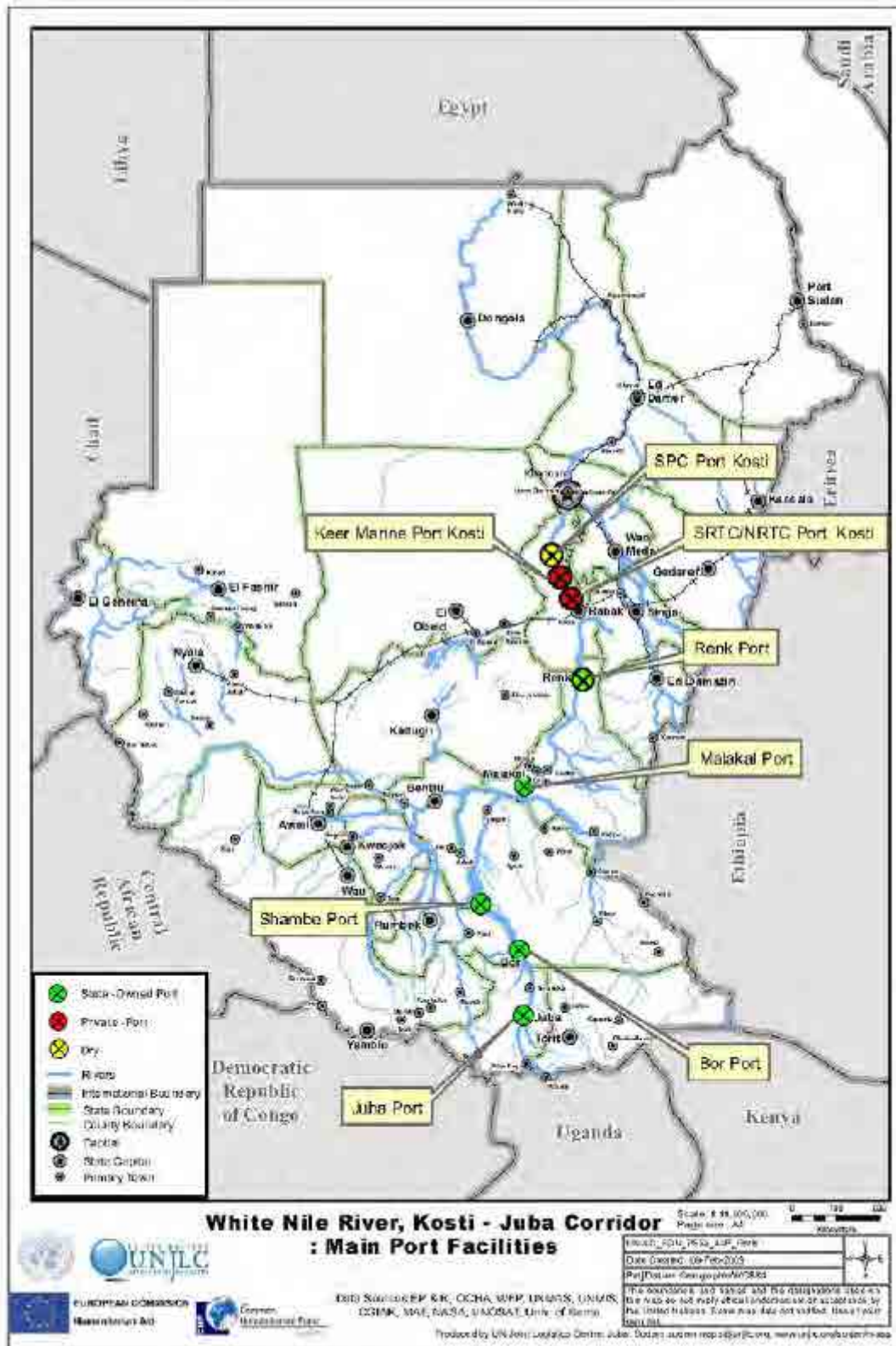
6.1.2.4 河川交通

(1) 概要

スーダンの河川交通は白ナイル川上を中心に南北間の輸送経路として非常に重要な役割を果たしてきた。特に南スーダンでは長年の内戦の影響で道路インフラのダメージがひどく、まだ整備もされていないこと、また雨季には道路が使用できない地域が多いこと、さらに鉄道は南スーダンにおいてはババヌーサからワウまでしか敷設されていなく空路も発達していないことから、年間を通じて運行可能な河川交通は南スーダンにとって不可欠なものである。また北からは食料やジュース、日用品など生活必需品が多く、物資を輸入に頼らなければならぬ南スーダンにとっては重要な輸送路である。

スーダンの河川交通は蒸気船が出現した 19 世紀頃から始まったとされ、エジプトから南スーダンのジュバまで白ナイル川を縦断し、輸送および旅客船が運行していた。しかし、スーダン北部でのダム開発により現在はハルツームから約 250km 南端にあるコスティ河川港から南スーダンジュバまでの「コスティージュバルート」がメインとなっている。コスティージュバ間の主要な河川港は図 6-9 のとおりであり、コスティ以南の港はすべて南スーダンに位置している。

¹² WB (2008) “Revitalizing Sudan’s Non-Oil Exports: A Diagnostic trade integration Study (DTIS) Prepared for the Integrated Framework Program”



出所：UNJLC (2009) “River Cargo Transportation Assessment”

図 6-9 コスティ - ジュバ間の主要な河川港

ポートスーダンからハルツーム、そしてコスティまでは比較的整備された道路があり、また鉄道も運営されているため、CPA 期間中このルートは北からの国内避難民の帰還ルートとして活用された他、人道支援の国連機関による南への避難民・食糧輸送、北の民間セクターからの建材や食料品などの物資輸送に非常に大きな役割を担った。コスティからジュバまでは 1,436Km あり、南スーダン側の経路はスッドと呼ばれる湿地帯を縦断している。そのため南スーダンにおけるジュバからコスティに直進する道路建設は難しく、現在も大きく迂回した道路、それも整備されていない道路しかない。通常河川輸送は 4 隻の荷船をつなげて 1 隻のプッシュボートで押す形式で運行している。上りの速度は毎時約 6~7Km、下りは毎時 10Km 程度であり、所要時間は治安や季節によっても異なるが、コスティからジュバまで上り 2~3 週間、ジュバからコスティの下りで 1 週間から 10 日間を要している¹³。

南部の分離独立後も北からの避難民の帰還ルートとして活用されていたが、独立以降スーダン政府は南スーダンとの国境貿易を非公式に禁止していた。そして、国境地域での衝突が激しくなり 2012 年 4 月 29 日、バシール大統領は公式に南スーダンとの貿易の禁止を発表し¹⁴、人道的目的の避難民の移動や国連の食糧輸送なども含め現在河川交通は全面的に停止されている。

コスティージュバ間以外で運営されている河川交通は、ワディハルファアスワン（エジプト）間の 350Km¹⁵のみである。他は水位が上がる雨季の 1 か月のみ運行している南部地域の一部のみである。運行していないルートも含め、南北スーダンの河川交通の現状を表 6-12 に示す。

表 6-12 河川交通のルート

1) 白ナイル(支流も含む)

河川	ルート	距離	現状、経路中の問題等
本線 (コスティージュバ間)	コスティーマラカル	501Km	季節によって水位は 0.7~1.8m。岩、飛砂、浅瀬が多い。
	マラカルージュバ	935Km	冬期の水草、岩。マラカル以降は蛇行が多くマンガラージュバ間は浅瀬、飛砂、岩が多い。
支流 ソバット川	マラカルーナシルーガンベラ	568Km	水深は 1.2-1.8m。乾季については記録なし。季節によって 1~2 か月のみ運営可能であるがほとんど運営していない。
支流 バハルガザル川	マラカルーベンティウ	200Km	季節によって 1~2 か月のみ運営可能であるがほとんど運営していない。
支流 ジュール川	ベンティウーワウ	497Km	1970 年代に運行はストップ。運行できても 7 月半~10 月半の間のみ。

2) ナイル川

ルート	距離	現状、経路中の問題等
ハルツームーシェン ディーアトバラ	313Km	急流(Cataract)が多く水深 1.2m しかないところも多い。雨季の 1 か月のみしか運航可能ではない。現状では運行していない。ハルツームーアトバラ間にセメント工場が 6 つあり、セメントの輸送を検討中。

¹³ 最大手の Nile River Transport Company (NRTC) インタビュー。

¹⁴ NRTC によると実際は、南スーダンが石油の生産を止めるなど関係がより悪化してきた 2012 年 1 月よりコスティから南スーダンへのすべての河川交通が止まっている。2012 年 4 月 30 日付 Aljazeera ニュース (<http://www.aljazeera.com/news/africa/2012/04/2012429133926643861.html>)。

¹⁵ スーダン側は 60Km。

ルート	距離	現状、経路中の問題等
ワディハルファ アスワン	350Km	エジプトとの交易および旅客に運用。スーダンとエジプトの共同会社である Nile Valley Corporation が貨物船 31 隻と客船 2 隻保有。

3) 青ナイル川

ルート	距離	現状、経路中の問題等
スキーロセイエ	210Km	元々水位も低く、ロセイエダムの建設があり、現在では全く運行していない。

出所：UNJLC(2009) “River Cargo Transportation Assessment”、UNJLC(2004) “River Transport Logistic Information”、河川交通局アドバイザーへのインタビュー。

(2) 河川交通の運営

2007 年に河川交通の効率的な運営と拡大を目指して政府はそれまで河川交通を管轄してきた河川交通公社 (River Transport Corporation : RTC) を民営化した。民営化に伴い Nile River Transport Corporation (NRTC : 最大手の企業) と Sudan River Transport Corporation (SRTC) の 2 社が設立された¹⁶。これまで RTC が持っていた河川交通の資産 (港湾施設、船、ワークショップ、機材など) の 70%はこの 2 つの民間企業が保有し、残りの 30%を 18%スーダン政府、12%南スーダン政府で分けることになった。コスティの 2 つの港 (Old と New) や付属するワークショップは NRTC が保有し管理している。南スーダンにある河川港 (レンク、マラカル、シャンビ、ボー、マンガラ、ジュバ) についてはすべて南スーダンの各州政府所有のままとなっている。スーダン政府が保有している河川港はワディハルファのみである。NRTC と SRTC 社は 2008 年から運行を始めている。

現在政府としては、運輸省下の河川交通局 (Inland River Navigation Department) が全体的な規制を行っている。河川交通に関する法令は 1992 年に改訂されたものを現在も使用している。河川交通局の職員はハルツームとワディハルファを合わせて 65 名いるが、そのうちエンジニアはハルツームに 2 名しかおらず、ほとんど行政官である。政府は 1992 年の法令の改訂版を策定中であり、また河川交通の効果的な運営管理を実施するため河川交通局を河川交通機構 (River Navigation Authority) として運輸省の外局として立ち上げることとし、すでに大臣に案を提出している。

2011 年時点では河川交通に参入している民間企業は大小 20 社に及ぶ。コスティージュバ間を運営している主な 8 社は表 6-13 のとおり。なお、同業の民間企業間で組合などは作っていない。

表 6-13 民間運営の河川船会社

	Fleet size and	Cargo vessel capacity (metric tons)	Estimated total cargo carrying capacity	Maximum passenger capacity (number of passenger)	Principle ports of call	Private port ownership
NRTC	125 隻 17 Pushers 100 barges (Cargo, flat top, fuel) 8 passenger	Pushers- 2,000 Barges- 450	50,000	1,600	Kosti, Renk, Malakal, Shambe, Bor, Juba	Kosti

¹⁶ 実際 NRTC と SRTC の社長は同一人物、事務所も一緒。また、NRTC と SRTC の株主はクウェート系の Alif 社と KGI (Kuwait Gulf Link 社) でそれぞれ株式を 25%保有している。NRTC は 2009 年ジュバにも Southern Sudan Trans-Nile Company (SSTC)を新設した。

	Fleet size and	Cargo vessel capacity (metric tons)	Estimated total cargo carrying capacity	Maximum passenger capacity (number of passenger)	Principle ports of call	Private port ownership
SRTC	28 隻 8 Pushers 18 barge 2 passenger	Pushers - 1,200 Barge-600-900	22,200	600	Kosti, Renk, malakal, Shambe, Bor, Juba	
KEER-MISC/KEER Marine	13 隻 2 pushers 2 fuel 4 flat top 5 general	Pushers- 1,800 General cargo- 450 Flat top-400 Fuel-300	10,000	-	Kosti, Renk, Malakal, Shabe, Bor, Juba	Kosti (Juba への新しい港を計画中)
Agility Logistic/Tri-Star	2 隻 2 fuel barge	Fuel barge - 500	1,000	-	Kosti, Malakal, Bor, Juba	Kosti, Bor, Juba に施設の建設を計画中
Sernum Fisheries Coopertative Society (Juba)	27 river boats	10 boats -10 9 boats -15 5 boats -20 2 boats -30	395	-	Malakal, Shambe, Bor, Juba	None
Mohamed Khamls (Juba)	10 river boats	4 boats - 11 3 boats - 15 2 boats -20 1 boats -25	154	-	Malakal, Shambe, Bor, Juba	None
TalhaElyasBablker	2 隻 1 pusher 1 barge	Pusher - 600 Barge -500	500	-	Kosti, Malakal	None
Shanken for Trading and Investment Ltd.	8 隻 3 pushers 5 barges	Pushers - 600 Barge - 210	1,050	-	Kosti, Malakal, Bor, Juba	None

出所：UNJLC (2009)、NRTC については NRTC 社へのインタビュー。

最大手の NRTC 社によると、取扱量は 2008 年の操業時には 10 万トンであったところ、2011 年には倍の 20 万トンに増加した。2012 年には 25 万トンを予想していたところであるが、政治状況で南北貿易が停止してしまっただけでなく現在開店休業状態である。北から南への貨物の取扱品目は 217 品目を数え、主要な品目は食料（小麦、砂糖、食用油、菓子など）、水、炭酸飲料水から、セメント、鉄などの建設資材であった。また、難民・避難民の帰還ルート、人道援助物資の輸送路として使われていたため、国連（IOM、UNHCR、WFP など）と大きな契約を結んでおり、「ハイリスクであるがハイリターン」と NRTC 社長が言うように昨年まで相当な利益を生んでいたようである¹⁷。そのため開店休業中であるにもかかわらず、現在も従業員にある程度の賃金を支払っており切羽詰まった様子はない。なお、南から北への帰りの船は人を運ぶ程度で物資の輸送はほとんどないとのことであった。

NRTC 社の 2011 年度の運賃は、コスティからジュバまで 1 トンあたり USD396 であった。2012 年度は物価および為替の変化に伴い倍以上を考えている。なお、運賃は民間企業が決定しており政府の規制は及んでいない。

(3) 南北の河川交通に関する調整状況

河川交通局のアドバイザーによると、独立直後にハイレベルで南スーダンの河川局と河川交通に関する船のデザイン、登録、船員の資格、仲裁方法などを含めた規則や規定を盛り込んだ MOU を結ぶため、スーダン政府から案をサルバキール大統領あてに提出している。しかし、その後南からは何のフィードバックもなく現在に至っているとのことである。

¹⁷ 実際の収支額については入手できなかった。

(4) コスティ港の施設

コスティには、NRTC/SRTC 社所有のものと対岸に KEER 社所有の新しい港の 2 つ、そして港湾公社 (SPC) が管轄するインランド・ポート (Dry Port) がある。以下は UNJLC が 2009 年に調査した時点および NRTC からの聞き取りによる状況である。

NRTC/SRTC 所有の港

汀線 800m に 115m の縦型に埠頭が設置してある。1 日のキャパシティとしては、港湾作業員または機材を使って 8 貨物船分の荷卸しおよび荷積みである。NRTC/SRTC 社はワークショップをもっており、自社の船のメンテナンスだけではなく他社の船のメンテナンスも実施している。また、NRTC/SRTC 社は混雑を避けるため国内避難民の帰還用のための特別な「停留所」を対岸側に設置している。

KEER 社所有の港

2009 年に建設したもので作業員を雇い 24 時間で 4 貨物船分の荷卸し、荷積みができるキャパシティがある。

インランド・ポート (Dry Port)

SPC が管轄するインランド・ポートはポートスーダンの混雑を避けるため、南および西部 (ダルフール地方) 向けの貨物をポートスーダンから直接運びここで通関するために 2007 年に設置された。施設は、車から食料まですべてのタイプの貨物を取り扱うことができるが、設立当時から稼働率は低い。稼働率を上げるため、2011 年までは南部向けの貨物に対して関税を 50%引き下げるなどの特典を設けていた。現在は南スーダン向けの荷物がないため、西部向けの貨物のみを取り扱っている。

施設は約 6,000 平方メートルの土地に倉庫が 3 つある。その他オープンエリアとして 50 万平方メートルの土地が確保されている。また、揚重作業ができる機材も設置されている。

(5) 河川交通に関する今後の計画

緊急 3 年計画には具体的な計画は書かれていないが、河川交通への国内および国外からの民間投資の奨励、年間を通じて運行が可能となるように河川の維持管理などを戦略として挙げている。河川交通局では、最近ハルツームーアトバラ間 (313Km) の河川交通の再開を計画したフィージビリティスタディを実施している。この区間に 6 つのセメント工場があり、セメントの輸送を主目的としている。現在は道路または鉄道で輸送しているが、河川交通の方がコストが安く、道路へのダメージを抑えることができるとして河川交通局およびリバーナイル州が中心になって実施の財源を探しているところである。計画では予算を 25.4 百万米ドルと試算しているが、資金の見込みは不明である。

一方、NRTC 社では、南北河川交通が再開すれば南への需要がまだ多くあることから荷船の保有数の拡大を考えている。特にディーゼル、LPG、石油 (ベンジン) を輸送できる船を増やす計画をしている。

(6) 課題

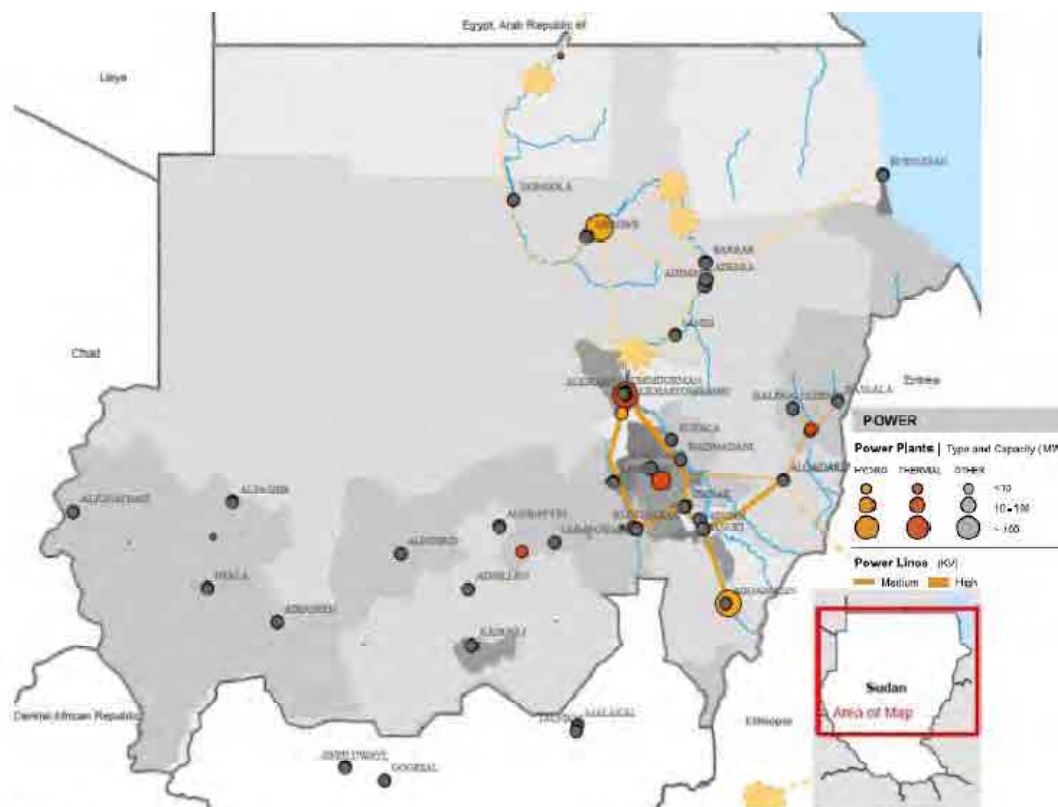
主要な河川交通のルートは北部の物資を南に運ぶコスティージュバ間の交通である。1 番の課題は南北の政治的安定であることは間違いない。政治的に南北間の交通および国境貿易が再開されない限り、河川交通の再開もあり得ない。一方、南スーダン側の経路は雨季にホテイアオイが大量に発生し、その分速度を遅らせたりスクリュエにからまり故障の原因となっている。また、飛砂や蛇行が激しい場所では夜間の航海ができないなど航海上の課題も多い。これらは南スーダン側で起きている問題となっているが、スーダンにとって今後政治の安定と共に、南スーダンは貿易相手国として大きな市場潜在性があることを考慮すると、南スーダン側の河川整備は北部にとっても恩恵が大きいことになる。従って、コスティからの河川交通を効果的に運用するためには、南スーダン側との緊密な連携が重要となっている。政治的安定とともに、南北間で河川交通に係る運用規制などの調整が急務となっている。

6.1.2.5 電力

(1) 概要

ハルツームへの電力供給は、1908 年より Sudan Light and Water Company を供給会社として始まった。1981 年までは電力と水供給を同じ組織で供給していたが、1982 年に組織改革を実施し、電力鉱業省(Ministry of Electricity and Mine)の下部組織として電力供給のみを担当とする国家電力公社 (National Electricity Corporation: NEC) を設立した。その後 2001 年に電力法 (Electricity Act) が制定され、NEC が独占していた電力供給を誰でも発電や送電に参入できるよう規定した。また、投資促進法 (Investment Encouragement Act) にはより具体的に電力に関して国内からの投資や外資の導入を奨励している。その後 2010 年の省庁改変に伴い、電力は、電力・ダム省 (Ministry of Electricity and Dams : MED) が管轄することとなった。MED は NEC を解体し、NEC の役割を 5 つに分割させ、以下の別々の会社 (すべて政府企業) が担当することとなった。

- (1) Merowe Dam Electricity Company Ltd.
- (2) Sudanese Hydropower Generation Company Ltd.
- (3) Sudanese Thermal Power Generation Company Ltd.
- (4) Sudanese Transmission Lines Company Ltd.
- (5) Sudanese Electricity Distribution Company Ltd.



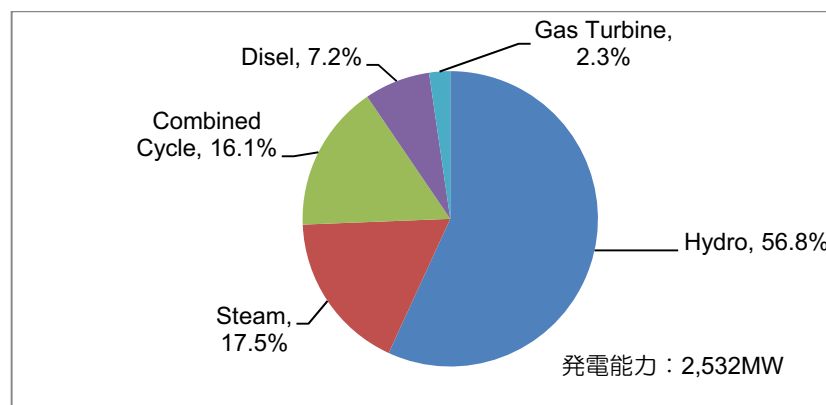
出所：WB (2011)

図 6-10 スーダンの発電インフラ

図 6-10 に示すとおり、スーダンの発電インフラは水力発電が多いことからナイル川沿いに集中している。2011 年時点の発電能力は 2,532MW（メガワット）であり、年間の発電量は 8,863GWh（ギガワット時）であった。2005 年には発電能力が 801MW のみであったことを考えると、CPA 以降の 6 年間で約 3 倍増えたことになる。このうち、大きなシェアを占めるのが 2009 年に完成したスーダン最大の 1,250MW の発電能力を持つメロエダムである。メロエダムの完成でハルツーム州を始め紅海州にまで電力の安定的な供給が可能となっている¹⁸。2,532MW という発電能力はアフリカ諸国の低所得国と比べれば大きな容量であるが、天然資源国としては低い値である¹⁹。また、2005 年時点では、電力の 70%が汽力発電など熱エネルギーによるもので水力発電は全体の 20%に過ぎなかった。しかし、2011 年にはメロエダムの建設により、発電タイプの 56.8%が水力発電によるものとなっている。その他のシェアは、汽力発電 17.5%、コンバインドサイクル発電 16.1%、ディーゼル発電 7.2%、ガスタービン発電 2.3%となっており、水力発電による発電が半分以上を占めるようになっている（図 6-11 参照）。

¹⁸ 調査団がポートスーダンの州投資局や工業地域内の企業に質問したところ、Merowe ダムができるまでは水と電力供給が大きな課題であったのが、ダムができて電力に関する問題はなくなったと回答している。

¹⁹ WB (2011) p.28.



出所: MED

図 6-11 発電タイプ (2011)

スーダンの既存のダムは表 6-14 のとおりであるが、現在 Roseires Dam や Sennar の嵩上げ、また Upper Atbara ダムなど新規の水力発電プロジェクトが実施中であり、発電能力および灌漑地域の拡大を計画している (表 6-15)。

表 6-14 スーダンの主要ダム

ダム名	河川名	建設年	目的	現在の発電能力
Sennar	青ナイル川	1925	灌漑・発電・洪水対策	15MW
Roseires	青ナイル川	1966	発電・洪水対策	280MW
Jabel Aulia	白ナイル川	1937	灌漑・発電・洪水対策	30.4MW
Khashm el Girba	アトバラ川	1964	灌漑・発電・洪水対策	17.8MW
Merowe	ナイル川	2009	発電	1,250MW

出所：地球システム科学 HP より調査団追加

表 6-15 実施中のダムプロジェクト

ダム名	河川名	プロジェクト期間	目的	水容量の変化	発電能力	その他便益
Roseires Dam の嵩上げ	青ナイル川	2008年～2013年完成予定	灌漑・発電・洪水対策 (10m の嵩上)	30 億 m ³ → 74 億 m ³ ²⁰	280MW → 420MW 毎時発電量: 1,200MW/h → 1,700MW/h	灌漑面積: 150 万 feddans の農地への灌漑 漁獲による収入 70% 増
Sennar Dam	青ナイル	2016年完成予定	灌漑・発電・洪水対策		15MW → 50MW	
Upper Atbara Project (Atbara and Seteet Dam)	Upper Atbara 川 (Kassala and Gedaref)	2010年開始 (完成予定 2015年9月) 予算 US\$ 838mil (中国 CWE-CTGC の JV)	ポーツーダン市および周辺地域、ゲダレフ市への電力供給および農業生産 (New Halfa と Kashm Al Girba ダムか)	30 億 m ³	320MW	50 万 feddan

²⁰ 乾季には Merowe Dam に十分な水がなく発電量も落ちていたが、Roseire Dam を嵩上げし 74 億 m³ の水を貯蓄できることにより問題が解消されることになる。

ダム名	河川名	プロジェクト期間	目的	水容量の変化	発電能力	その他便益
			らの灌漑地域への水供給)、洪水対策			
Shreik Dam (新規)		2010年 予算 US\$ 711 (Gezhouba Corporation)	発電		420MW	
Kajbar and Dal Dams (新規)	ナイル川 (2 nd -3 rd Cataract) Nubia	2010~2015年 予算 US\$ 700 mil(Sinohydro)	発電		360MW (Kajbar) 340-450 MW (Dal)	

出所：電力・ダム省 HP、関連新聞記事より調査団作成。

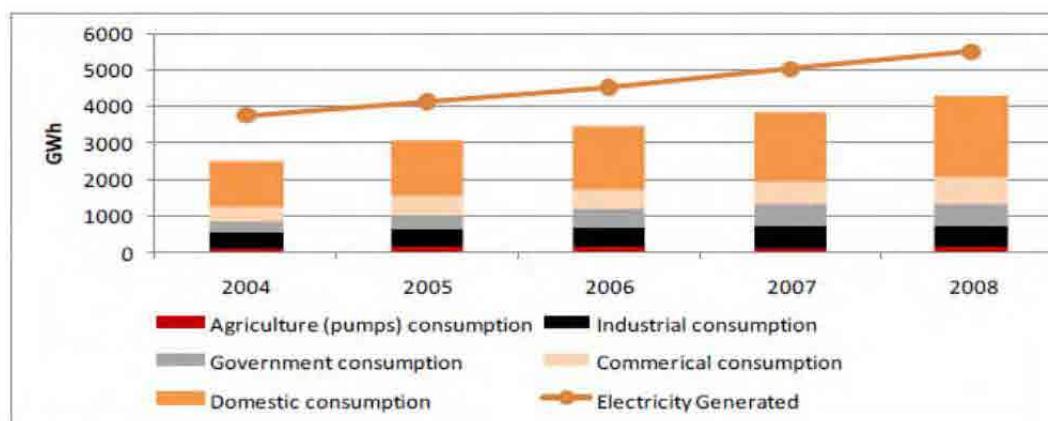
(2) 電力へのアクセス

電力へのアクセスは表 6-16 に示したとおり人口の約 3 割 (27.8%) にすぎない。発電された電力の 60%がハルツーム州で消費されているなど、首都と地方への電力のアクセスの格差がいかに大きいかがわかる。政府は、2031 年までに人口の 83%、中期的には 2016 年までに 45%と電力のアクセスの改善を目的としている。しかし、現状では調査団が訪問したハルツーム州の工業地域でさえ電力アクセスは限られており、電力アクセスがあっても送電線は企業が独自で整備しなければならない場所も多い。また、夏の 5~6 か月の間は電力が不足して供給されないためジェネレーターで対応しているという企業もあった。従って、スーダンでのビジネスを行う上で電力へのアクセスが大きな課題となっている。バックアップジェネレーターで対応している商工業者も多く、図 6-12 に示したとおり実際電力消費をしている商工業者のシェアは 2008 年で合わせて全体の 30%にすぎない。農業関係のシェアは約 5%と低く、残りのほとんどの部分が家庭で消費されている。

表 6-16 電力関係主要指標

Indicators	Unit	Sudan	Low-income, non-fragile countries	Middle-income countries	Resource-rich countries
Access to electricity (2011)	% of population	27.8 *	33	50	46
Installed generation capacity (2011)	MW	2,532*	651	36,971	4,105
Firms with own generation	% of firms	41	41	18	63
Collection rate	% billing	100	92	91	70
Revenue per unit	US cent/kWh	9	14	13	13
System losses (2008)	% of generation	22	24	20	52

出所：*は MED からの情報、その他は WB(2011)



出所：WB (2011)

図 6-12 電力消費のタイプ別シェア

政府は電力アクセスの改善を図るため、エネルギーとして天然ガス、石炭、そしてすべての再生可能資源を駆使して電力の生産を検討している。そして電力供給分野に外資も含めた民間セクターの参入を奨励しているが、現況では外国の民間企業は外貨送金規制があるため投資を期待するのは難しくなっている。

(3) 電力料金

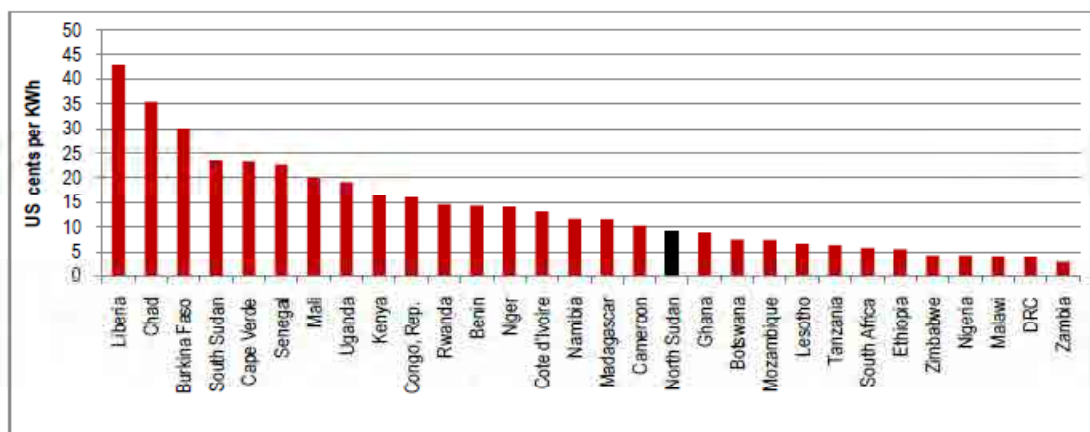
電力料金は表 6-17 に示したとおり家庭用でキロワット時あたり US\$0.12、工業、農業用で US\$0.08 と近隣のエチオピアよりは高いが他アフリカ諸国と比べても中程度となっている（図 6-13 参照）。また、キロワット時あたりの電力生産コストが平均 US\$0.19 であるのに対し、電気料金がその半分以下であり、原価よりも安い値が付けられている。その分政府からの補助金がでていると考えられる²¹。ネットワーク損失は 22%（2008）とアフリカ諸国としては平均であるが、先進国から見れば大きな値である。南アフリカではほとんどこのようなロスが生まれていない。電気料金の回収率は 100%であり請求額が全額回収されているが、スーダンではこのような目に見えないコストがかかっており、アフリカ諸国から見ても電気料金が比較的高い値となっている（図 6-14）。

表 6-17 電力料金

		Sudan	Predominantly hydro	Other countries
Residential	US cents/kWh	0.12*	10.27	5-10
Industry/Agriculture	US cents/kWh	0.08*	11.39	

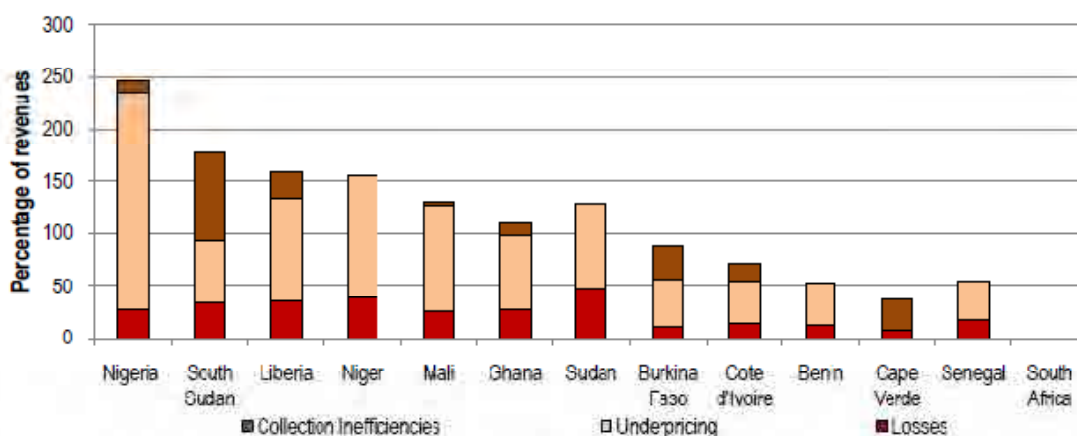
出所：*は MED からの情報、その他は WB (2011)

²¹ WB (2011) p.31.



出所：WB (2011)

図 6-13 主要アフリカ諸国の電気料金 (US cents per kWh)



出所：WB (2011)

図 6-14 目に見えないコスト

(4) 電力需要

MED は 2012～2016 年の中期計画の中で、電力の年間需要を表 6-18 のとおり毎年約 2 割の需要の伸びを予想しており、需要に見合う供給が必要となっている。

表 6-18 電力需要予測

	Peak (GWh)						
	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
Low Case 18%	7,526	8,742	10,304	12,132	14,316	16,893	19,977
Base Case 20%	7,526	8,863	10,623	12,721	15,265	18,318	22,028
High Case 22%	7,526	9,000	10,988	13,404	16,385	20,031	25,439

出所：MED による提供資料

(5) 投資環境としての電力

投資環境のためには信頼性および低コストで電力にアクセスできることが重要な要素となっている。しかし、世銀の “Doing Business 2012” の企業が自社の倉庫に電力を通すときの難

易度を比較する指標では、スーダンは必要手続きの数、必要日数、必要コストの面から 183 か国中 107 番目と難易度が高い国となっている（表 6-19 参照）。隣国のエジプトと比べると手続き数が少ないのに日数や諸経費が必要となっていることがわかる。また、工業地域を含め、農業、灌漑への電力供給の優先度は高いが、資金面が問題で計画に追いついておらず、前述のように工業地域などは企業が自社負担で電力への接続を行っている。

表 6-19 電力接続にかかる難易度

	スーダン	エジプト	エリトリア	エチオピア	ケニア	ルワンダ	ウガンダ	サブサハラ ラアフリカ 平均	世界平均
順位 (183 か国中)	107	101	96	93	115	50	129	122	-
手続き数	5	7	5	4	4	4	5	5	5
必要日数	70	54	59	95	163	30	91	137	111
コスト (% of income per capita)	3,949.3	455.5	4,436.6	3,386.0	1,419.2	4,696.8	5,130.1	5,429.8	1,942.3

注：順位は低い方がより難易度が低い。

出所：WB(2012) P. 37.

(6) 今後の開発計画

MED の 2012-2016 の中期計画では、2016 年までに達成する目標として以下をあげている。

- ① 電気の人口へのアクセスを 27.8%から 45%に増加させる
- ② National Grid をすべての州につなげる
- ③ 1 人あたり消費電力を 233KWh から 572KWh に増加させる
- ④ 農業電力を 284.9GWh から 459.6GWh、工業用電力を 1,145.6GWh から 1,904.6GWh に増加させる
- ⑤ 発電容量を 2,232MW から 4,077MW に増加させる
- ⑥ 年間発電量を 8863GWh から 22,028GWh に増加させる
- ⑦ 送電線網を 6,246km から 9,100km に延長する
- ⑧ National Grid の変電容量を 8,178MVA から 14,390MVA に増加させる
- ⑨ 再生エネルギーによる発電を 551MW 増やす

出所：“MED Power System Development Plan (Medium Term 2012-2016) August 2011”より。

すでに 1,225MW の発電能力を増加させるプロジェクトを実施中であり、そのうち 74%が熱エネルギーによる発電、残りの 26%が水力発電からの電力となっている。2016 年までの優先プロジェクトは以下のとおりである。

表 6-20 2016年までの優先プロジェクト

A. 発電プロジェクト

	優先プロジェクト	発電能力	予算(百万ドル)	時期
1	Red Sea Thermal Power Plant (Coal)	600 MW	950	2014
2	Elfula Gas Turbine Power Plant (Mobile)	150 MW	120	2014
3	Sennar Hydro Power Plant (Upgrading)	50 MW	75	2016
4	Natural Gas Pipeline Balia (Kosti Power Plant)	/	480	2016

B. 再生可能エネルギープロジェクト

	優先プロジェクト	発電能力	予算(百万ドル)	時期
1	風力発電 <ul style="list-style-type: none"> — Red Sea (180MW) — Dongola (100MW) — Nyala (20MW) 	300 MW	594	2014
2	太陽光発電 <ul style="list-style-type: none"> — Nyala (5MW) — El Fashir (3MW) — El Genaina (2MW) — Khartoum (10MW) 	20 MW	56.5	2012
3	Khartoum Waste Plant	50 MW	150	2015
4	Geothermal Power Plant	100 MW	10,012,016	2016

C. 送電線プロジェクト

	優先プロジェクト	電圧	予算(百万ドル)	時期
1	Blue Nile 線	220KV	60	2012
2	Babanusa, Adila, Eldeain, Nyala, El Fashir	220KV	160	2013
3	Khartoum network reinforcement	110~220KV	300	2013
4	South Kordofan 線	220KV	185	2016

D. 大規模灌漑プロジェクト

	優先プロジェクト	広さ (Feddan)	予算(百万ドル)	時期
1	Merowe Irrigation Project	904,000	2,500	2012
2	Rahad II Irrigation Project	1,100,000	1,000	2012
3	Upper Atbara Irrigation Project	500,000	700	2012

E. 水力発電プロジェクト

	優先プロジェクト	発電能力	予算(百万ドル)	時期
1	Kajbar Hydropower Project	360 MW	900	2012
2	Sheriek Hydropower Project	420 MW	900	2012

F. Water Harvesting Project

	優先プロジェクト		予算(百万ドル)	時期
1	Water Harvesting Project		270	2012

出所：MED 提供資料

(7) 課題

電力セクターにおいては、需要に見合う発電能力の増加、電力へのアクセスの拡大、安定した電力の供給が大きな課題となっており、上記計画においても発電プロジェクトが中心となっている。特に今後のプロジェクトの中では、新たに再生可能エネルギーによる発電を計画しており、上記再生可能エネルギープロジェクトのフィージビリティ調査を実施している。プロジェクト実施の財源はローンおよびグラントで実施することを想定している。この他、再生可能エネルギーでは地熱発電、原子力発電についても検討を始めている。しかし、プロ

プロジェクトを実施する資金の手当てはまだされておらず、民間セクターからの投資の関心も低く資金調達が難しい。中国やアラブ諸国からの融資を実際は想定しているのが現状である。

また、再生可能エネルギーはスーダンにとって新しい技術であるため、技術的な支援を必要としている。特に地熱エネルギーについて外部からの技術支援を探している。また、省エネルギーに関するプログラムは始めたところであり、この分野に関する技術的なノウハウを必要としている。太陽光発電については、地方においては新たに送電線を引くよりもコストとして低く抑えられる地域も多いことから、それらの地域では集落単位で太陽光発電設備の設置が進められている（カッサラ州、ゲダレフ州、ナイル州など）。また、工業省の傘下にある Industrial Research and Consultancy Center (IRCC) では独自に低価格の太陽光発電用のパネルの開発を行っており、主に熱源を必要とする農産品加工に利用する計画を持っている。

投資・貿易関係で言えば、工業地域やフリーゾーンに電力の整備が十分なされていないことである。工場への送電は入居企業が自ら近くを送電線から接続しなければならず、初期投資がその分かかっている。また、安定的な電力供給が行われていないことから、ジェネレーターで対応しなければならない工場も多いなど、電力にかかるコストが高くなっていることが挙げられる。

6.1.2.6 通信

(1) 現状

スーダンの通信サービスは 2000 年前半より急速に進展しており、スーダンの経済成長に貢献してきた。表 6-19 のように、2000 年前半には GSM²² のカバー率は人口の 60% であったが、2011 年には 87% に拡大している²³。その一方携帯電話の普及率は、2000 年が人口の 0.05% にすぎなかったのが 2011 年には 62% と急激に躍進している（南スーダンを除けば約 70% と推定）。この普及率はアフリカの中でも最も早い国の 1 つである。ケニア、タンザニア、ウガンダでさえ浸透率はこの間 20% 程度であった²⁴。インターネットの普及率も 0.1% から 9.9% と拡大しているが、インターネットの普及拡大は今後の課題のひとつとなっている。固定電話については、携帯電話の利用を好む傾向もあり、普及率は変化しておらず 1.2% のままである。

表 6-21 通信に関する主要指標

Indicators	Unit	Sudan*		Sub-Sahara Africa (2008)
		2000	2011	
GMS Coverage	% population under signal	60	87	72
Internet	Users/100 people	0.1	9.9	8.8
Landline	Subscriber/100 people	1.2	1.2	1.4
Mobile	Subscriber/100 people	0.05	62	33.1
Fixed broadband internet subscription	\$ per month	-	26.1	56.9
Price of 3-minute call by mobiles during peak hour	US \$	-	0.18	0.65

注： * 南スーダンを含むスーダン全体の指標

出所： Ministry of Telecommunications and Information Technology 提出資料、Internet および携帯電話の料金は Africa Development Indicators (WB, 2011)

²² GSM: Global System for Mobile Communications (デジタル通信の一方式)

²³ 人口は南部スーダンを含めたもの。

²⁴ WB (2011) P.35

通信事業を管轄するのは、通信情報省（Ministry of Telecommunication and Information Technology）であるが、その下部組織として National Telecommunication Corporation (NTC)、National Information Center (NIC)、Research Center の3つの組織がある。NTC は通信事業のライセンスの提供、通信ネットワークの展開、料金設定、参入各社の競争管理を担当する。NIC は、スーダンにおける IT 化を促進しており、e-government、e-health、e-education など各種機能の電子化の促進およびアドバイスの提供を行っている²⁵。その他 Research Center は各種通信情報に関する研究調査活動を実施している。

(2) 通信関係

スーダンは 1993 年に通信分野の自由化を図り、民間企業の参入が始まった。現在固定電話 2 社（Sudatel (Thabit)、Canar）、携帯電話 3 社（Sudani、MTN、Zain）が参入している。下表は 2010 年までのものであるが、NTC からの聞き取りでは、携帯電話の契約者数は 2011 年には合計約 25 万人と増加し、Zain が 50%以上のシェア（契約者数 18 万人以上）を占めている。Zain はカタール系、Sudani はスーダン、UAE などの多国籍企業、MTN は南アフリカ系の企業である。

表 6-22 スーダンの通信会社およびカバー率

Company	Number of Subscribers		Covered Areas
	2009	2010	2010
Sudatel	3,140,794 16.7%	4,605,911 19.8%	1,078
Thabit	66,112 0.4%	237,064 1.0%	N/A
Sudani	3,074,682 16.3%	4,368,847 18.8%	1,078
MTN	3,772,556 20.0%	3,474,879 14.9%	1,409
ZAIN	8,492,657 45.1%	10,249,505 44.1%	905
Canar	297,251 1.6%	307,620 1.3%	151
Total	18,844,052	23,243,826	4,621

出所：Central Bureau of Statistics (2010)

(3) 情報関連

NIC からの聞き取りによると、現在 22,000km の通信網が整備されており、そううち光ファイバーは 33%となっている。ハルツームからすべての州都との接続はできているが、ブロードバンドになっている地域は限られている。また、エジプト、サウジアラビア、エチオピアなどの近隣諸国との光ファイバー網がすでに設置されている。

2012 年は、高等学校 3,000 校、病院 300 棟、すべての地方行政区（Locality）、大学の 162

²⁵ 具体的には、e-health はカルテの電子化による患者の病院間における情報共有、専門医による遠隔アドバイス、e-government は各種書類の電子化、連邦と州政府間の電子化情報による共有、国民への情報公開などであり、連邦政府における電子化はほぼ終了している。

分校に通信網を敷設することを計画している。また、その他優先プロジェクトとして、e-health、e-learning、e-government の導入、ハルツーム以外の都市における接続を拡大しようとしている。スーダンでは、ユニバーサルアクセス基金（Universal Access Fund）を設立し、上記参入民間企業の収入の2%を財源とし、スーダンのコネクションギャップを埋めるためのプロジェクト費用に充てている。上記プロジェクトには、ユニバーサルアクセス基金および政府予算、そして中国からの4,400万ドルのソフトローンから実施される予定となっている。

(4) 課題

通信分野における課題は、インターネットのバンド幅を現在のレベルから拡張すること、そして国内でのカバー率を上げることである。調査団がインタビューした企業および投資・貿易関係者の中で通信に関する課題は特に挙げられなかった。

第7章 スーダン貿易・投資促進に係る提言

第7章 スーダン貿易・投資促進に係る提言

7.1 スーダン産業の成長機会

本調査は、スーダンの経済、財政、金融、産業、貿易振興、投資促進に係る基礎情報収集、及び課題やボトルネックを分析することにより、JICAとして今後の支援のあり方を探るものである。言い換えれば、スーダンにおける貿易・投資の阻害要因の把握と成長機会の模索、成長に向けた新たな取組みの可能性を探ることにある。本調査を実施した2012年4月～6月の3か月間、スーダンは未曾有の経済危機に直面している時期でもあった。すなわち、1999年からの石油輸出により経済的発展への道に歩み出たものの、過度な石油輸出に依存する財政の危うさ、経済のグローバル化を否応なしに迫られる中での政治的制約、南スーダン分離独立後も続く紛争が与える経済への影響、さらには、貿易・投資において目下最大の懸念事項でもある外貨調達（特に米国ドル）の困難性、などが一挙に押し寄せ、スーダン政府の言葉を借りれば、異常事態から正常への“Transition period”として日々の変化について行くの精いっぱいと言う状況である。このような状況の中で、スーダンの貿易・投資の成長を探り、その方向性を見極めることは容易ではないが、できるだけ客観的な事実に基づき、課題を整理し、提言を行うものとする。なお本章での提言は、対JICAのみならず、対スーダン政府（及び民間セクター）に対しても向けられたものである。

7.1.1 課題の整理

7.1.1.1 貿易・投資促進の前提

まず、今日の貿易・投資促進を考えた場合、次のような点が振興の前提となることに留意しておかねばならない。これはスーダンにおいてもあてはまることであり、この前提を踏まえた上で政府（連邦、州）として、民間セクターとして、あるいは国際ドナー機関として役割を果たしていかなければならない。

- (1) 貿易も投資もその実施主体は民間セクターであり、政府の役割は、民間の経済活動の促進や効率性を上げるための環境整備を行うことにある。
- (2) その中で貿易・投資に関わる社会的インフラの整備、社会的阻害要因の除去は政府の役割であり、振興施策の一環としてビジネス環境整備に取り組みなければならない。
- (3) 国内の状況や自国の置かれた国際経済環境を分析し、自国の貿易・投資をいかに国際協調（グローバル化の流れ）の中で形成していくかを貿易・投資政策策定の出発点とする。
- (4) 同時に、国際競争力の強化と言う視点で活動に取り組む。国際競争力は、企業（製品）としての競争力、産業界としての競争力、そして国としての競争力があり、それぞれのレベルで取り組まなければならない。
- (5) 貿易・投資自由化の方向性の中で、常にタイムリーな行動、支援とは何かを政府・民間双方が考え、迅速な対応が取れる連携体制を構築する。

7.1.1.2 スーダン貿易・投資における優位点

次に、スーダンの貿易・投資環境における優位点と課題をそれぞれ整理しておく。先ず優位点としては、次のような点が上げられる。これらの点は、特に海外の潜在投資家に対して、もっとアピールされるべきポイントでもある。

(1) 自由経済の堅持とオープンマインドの姿勢

スーダンは、1997年より世界銀行の指導を受けて、より自由化された経済の道を進んでいる。多くの開発途上国が様々な制約や補助金制度を設ける中、貿易や投資においては外国人・内国人の差別なく、同じ条件の下での競争を促進している。またスーダン国民もこれを受け入れ、もって生まれた友好的な姿勢で外国人を迎え入れていることは評価されるべきものと言える。この事実は海外においてあまり知られておらず、むしろ政治的動きや国内紛争から閉ざされたイメージさえある。この自由経済方針の堅持とオープンマインドな姿勢は、もっと海外の投資家に対しアピールすべきスーダンの特徴である。

(2) 制約が少ない投資促進法と様々な投資優遇策

スーダンの投資促進法（Investment Encouragement Act）は、アフリカ諸国の同法と比較しても投資の許容度において遜色なく、むしろ細かな取り決めが少ないことは投資しやすい投資環境を提供していると言える。また、投資に対し与えられる優遇策、恩典などにおいても十分な内容が与えられている。現在、連邦政府レベルでの投資促進体制が見直し中であるため、外国人投資家への対応が不十分な状況にあるが、それでもハルツーム州 IEC など、連邦政府と州政府が連携をとって柔軟に対処している。一方、貿易制度面では確かに輸入関税がアフリカ諸国の中でも押し並べて高めである点は指摘できる。しかしこれは WTO や経済連携協定交渉を進める中で改善されていく問題であり、現在はむしろ製造業投資において有利に動いている面さえある。

(3) 豊富な産業資源の提供

国内に広大な農業可耕地を有し、農業・牧畜産業の潜在的発展余地は大きい。鉱物資源も石油、金のほかに利用価値の高い資源が埋蔵している。若者の就学率も都市部においては高く、労働予備軍として適切な訓練を積むことで質の高い労働力の提供も可能である。このほか産業インフラとして電気・用水の供給は整備途上にあるが、その資源は豊富にあり、今後さらなる開発が見込まれている。現在スーダンにおいて不足しているのは資本と技術である。これらの豊富な産業資源に資本と技術を投入することにより、その開発の可能性はより確実なものとなる。

(4) アラブ諸国との良好な関係

スーダンは、同じ生活スタイル、同じ嗜好を持つアラブの国々と友好関係を築いている。また、貿易促進のために設置されたスーダン・トレードポイントはアラブ地域における中核拠点ともなっている。スーダンは3,000万人を超える人口を抱えているが、国内の貧困率がまだまだ高いだけに、所得の高いアラブ地域との関係は輸出市場として貴重である。同時に投資国としても資金を持つ湾岸諸国からの投資には期待が大きい。このようにアラブ諸国との

関係は、地理的な近さもあり、スーダンを起点とした貿易・投資の促進を図るにおいて大いに活用できるものである。

7.1.1.3 スーダン貿易・投資における課題

一方、貿易・投資促進を図る上で、特に外国人投資家の視点から次のような点が課題としてあげられる。

(1) 産業インフラストラクチャーの未整備

電力、道路、用水、通信、廃水・廃棄物処理、用地整備など産業立地に係る基盤のみならず、電気代、輸送費、あるいは多種とされる税金・租税以外の手数料などサービスリンクコストを含めた、広い意味での産業インフラストラクチャーが全体として未整備である。確かにここ数年の間に電力供給や幹線道路、あるいは通信などの整備が進んではいるが、投資する側からの視点では、まだまだ十分な整備がなされているとは言えない段階にある。特に整備が遅れている分野が工業用地である。原則として工業用地は州政府が指定する地域において用地を取得することになっている。州政府は工業用地（industrial area）として場所を指定しているが、電気や水などの用役、あるいは工場までの道路については、用地取得者がすべて費用を負担し整備しなければならない。すなわち現在は場所が提供されているに過ぎない。海外からのみならず国内投資家による投資促進を図る上でも本課題の改善は急がねばならない（これらの問題は国内投資家にとっても初期コストのコスト増要因となる）。

(2) 割高な生産コスト

サービスリンクコストを含む生産コストが周辺国との比較において割高である。例えば、電気料金はエジプトの3倍である。同様に人件費や輸送費（これは港までの距離があるため致し方ない面もある）、あるいは税金・租税以外の手数料の類も含めると全体として高くなる。今回企業への調査において、電力供給面では改善が見られるとの指摘もあったが、電力料金と人件費の高さは、どの企業においても問題としてあげられた点である。あらゆるものが輸入依存の経済構造の中で小売価格が割高になる仕組みが出来ており、それを一挙に変えることは難しいかもしれないが、一方で生産性への取組みや省エネルギーなどコスト低減化への取組みなど、生産者として不十分と言える。

(3) 産業資材、技術ノウハウ調達の困難性

スーダンにおいて大半の工業原材料、中間財、資本財は輸入に依存している。同様に技術ノウハウやプログラムソフトについても海外より調達せざるを得ない。しかし外貨規制や経済制裁の下でこれらの調達は容易ではない。工業分野における新規投資や国内で付加価値をつけるための手段を難しくしている理由のひとつでもある。また、工業分野では裾野産業としての素形材産業の形成が見られず、そのことが外資の製造業進出でも、ひとつの懸念材料となっている。制度上の問題もあるが、民間が主体となって国内での技術の蓄積、移転を促進させて行くしかなく、時間がかかる問題でもある。一方、知的所有権や、経済関連の法的整備は徐々に進んでいる。

(4) J/V パートナー、中間管理職者の不足

スーダンでは、国際的な基準で企業経営を出来る人材、あるいは技術的判断能力と意欲を持った起業家などは明らかに不足している。また、企業経営における中間管理層の人材も十分とは言えない。特に工業分野、あるいは中小企業の層においてその点は顕著である。外国人による100%の所有が認められるとはいえ、これまでにスーダンとビジネス関係をなんら持たない企業にとっては、現地パートナー（経営者）や中間管理職者の存在は大きな判断指標となる。また中小企業層が希薄であることは、J/V 相手としてだけでなく、国内でバリューチェーンを築く上においても問題と言える。

(5) マーケティング、マーチャンダイズ化のノウハウ不足

スーダンの輸出品目は、石油、金、綿、ゴマ、砂糖など国際価格に変動に左右されやすいコモディティ製品が多い。今回面談した関係者は誰もがもっと付加価値をつけて出したいと言うが、その具体的なアイデアを持っている人は少ない。所謂、マーケティング、マーチャンダイジングの知識や手法が不足している。こうした知識やノウハウの不足は特に農産品加工分野において見られ、生産者はもちろんのこと、商品を扱う流通業者においても同様のことが言える。一般的に商品政策として取られる手段は、商品・場所・時期・価格・数量の適性化である。しかし、スーダンの農産品はそれらの視点が重視されるよりも海外から注文があれば売る、注文がなければそのままハルツームの市場に出すやり方である。典型的な品目がマンゴーで、カッサラ州などからドバイ（UEA）に一旦輸出され、さらにドバイから包装を施した高級マンゴーが再輸出されている。同様なことはハイビスカス（カルカデ）についても言える。

(6) 生産性に関する理解不足、取り組み不足

上記(5)同様に農業、工業、サービス業、あるいは公的サービスを問わず生産性と言うことについて質問しても、それに対する答えはあやふやなものである。生産性を上げるという概念が乏しいのか、生産性向上に取り組む必要性を理解していないのか判断するのは難しい。しかしエジプトやヨルダンでは、同じイスラム文化を持ちながら生産性向上の考えが普及しつつあり、効果も上げている。隣国エチオピアでもカイゼン運動の実践活動が始まり、将来的には初等教育から知識を普及する計画である。スーダンにおいても生産性への取り組みは事業を行うにおいて有効な手段となるはずであり、効果を上げる余地も大いにある。そのためにも生産性向上についての正しい知識を体得し、実践を試みる必要がある。貿易・投資促進以前に、国としての産業競争力強化のために早急な取り組みが必要と言える。

(7) 制度上の問題とネガティブイメージ

米国による経済制裁、あるいは本年に入って問題化している外貨のスーダン国内での取り扱い問題、さらには3か年緊急計画で挙げられている外国人の利益送金に関する制限など、外国人投資家にとって事業をやる上での制度上の問題が出てきている。これらは一時的なものかもしれないが、事業上の制約であることは間違いない。同様に改善をを図るべきものが海外に発信するスーダンのイメージである。これまでスーダンに関する海外向けニュースや情報は、どちらかと言えばネガティブな内容が多い。ハルツームをはじめとする大半の地域に

における安全性や、友好的な市民の姿が正しくメッセージとして海外に伝わっていない面がある。これらは投資促進活動を行う上での問題点とも言える。

以上は、スーダンの貿易・投資振興を図る上で全体的な課題と言えるが、このほかにも各セクターにおいて次のような点が課題として指摘できる。

1) 農業セクター

- 1 全般的に低い生産性、(食品加工業者への)供給の不安定性
- 2 残留農薬等へのトレーサビリティ・家畜の検疫意識が希薄
- 3 保冷、冷凍保存施設・輸送システムの不備

2) 工業セクター

- 1 国内原料供給の不安定性と品質の不均質性(農産品、畜産品とも)
- 2 工場における環境対策の不備(現在は見逃されている)
- 3 ワーカーレベルの知識・技能不足(訓練不足)
- 4 スーダン工業界全体としての技術ノウハウ不足

3) 金融セクター

- 1 中長期資金の供給不足
- 2 銀行の資金調達難
- 3 外国人にとって Islamic banking system のわかり辛さ

7.1.2 貿易・投資促進の方向性

スーダンにおける貿易及び投資を振興する上で取り組むべき方向性を以下に示す。ここでは、貿易と投資に区分することなく、相互が連携してスーダンの非石油産業を活性化し、産業の多角化を図るべきべきとの観点から、6項目を挙げている。

(1) 国を挙げた生産性向上への取組みを開始する

スーダン産業の根本的問題のひとつが生産性の低さである。民間セクターにおける農業、工業、サービス業だけでなく、政府機関における生産性も決して高いとは言えない。またその生産性を上げるための取組みも一様に少ない。さらに言えば、生産性向上への取組みを具体的に指導できる機関や人材が国内に少ない。政府職員研修機関として存在する Management Development Center は、1965年に UNDP と ILO の支援を受けて設立された機関であるが、その初期の目的は、官・民の生産性向上にあった。その後次第に、政府職員への職務研修や語学、あるいはパソコン操作技能の分野が大半を占めることとなり、現状、生産性に係る科目コースは、全 86 コース中、“Product Quality Control”の 1 コースのみとなっている。一方、JICA によるカッサラ州基本行政サービス向上復興支援プロジェクトにおいて、州政府に対するカイゼン理念の指導がなされているが、この指導もエジプトカイゼンセンターから指導者を招聘している。スーダンにおいて生産性向上への必要性は、すべての分野において極めて高いものの、競争にさらされる機会が少ないためか、多くの人の認識はいまだ低い。

本調査のテーマでもある貿易・投資の促進とは、国際関係の中での競争とも言える。単に輸出振興を図る、あるいは投資を促進するためだけでなく、国の競争力を上げるためにも、今のスーダンにおいて生産性向上への取組みは真っ先に取り組むべき課題である。そのためスーダン政府は、官・民による国を挙げた生産性向上に取り組む方針を打ち出すべきである。

(2) 貿易・投資振興を促進する金融改革への取組みをなす

現在スーダンで事業を興すにあたっての金融制度からの問題点は、長期貸付制度の不備と外貨資金の不足である。また、マイクロファイナンスについては貸付の柔軟性不足が課題と言える。外国からの外貨の借入等が実質的に不可能であり、中央銀行にも資金的余力がないことに加え、商業銀行も銀行債の発行が認められておらず資金調達の補完手段が限られている。これらのことが端的に表面化するのが中長期の与信であり、産業振興に必要な長期資金を供給すべき **Industrial Development Bank** でさえ短期与信が全体の70%を占めるとしている。銀行としては短期資金を長期で運用した場合、調達と運用との期間がマッチングしない流動性リスクに晒されやすいことから、結果的に長期貸付制度はスーダンの銀行が提供するプログラムにはない。同様にマイクロファイナンスも各取扱銀行が設けている貸付のハードルは高い。これらの改善のためには優れた金融技術と共に国（政府）の信用確立が求められる。早急な改善が可能なわけではないが、今後、貿易・投資振興を進める上において金融市場の整備として、政府、中央銀行により一層の改革の取組みが求められる。

(3) より付加価値をつけた輸出製品の開発を目指す

これまでスーダンからの代表的輸出品目は、石油を除き、ガムアラビック、ゴマ、羊（生体）、綿花、さらには近年急増している金など、一部の洗浄工程を除き、何ら加工せずに輸出されている品目が多い。それに対しさらなる加工あるいは製品化した上で輸出すべきとの意見は以前より多くの人が指摘するところである。なぜそれがスーダンで進まないのか。資金や技術の問題も大きいですが、最大の問題は付加価値についての認識にある。単に、家畜の生体を精肉に、ガムアラビックを加工品に、落花生を食用油に、あるいは綿花を紡績にただけでは、もとのモノを高く売れるように加工したに過ぎない。しかし加工したものは加工品としての国際競争があり、それに勝ち残れるのが本来の付加価値である。要は輸出品として国際的なバリューチェーンの中で競争力を持ち得るか否かである。そのためには加工技術だけでなく、マーケティング能力やマーチャンダイズ化の能力が試されることになる。この点を踏まえて製品開発、あるいは投資誘致活動を行うことをスーダンとしては目指さなければならない。

(4) 工業分野における輸入代替品の国内生産を促進する

3か年緊急プログラムの中でもいくつかの基礎品目が国内生産を奨励され、そのための外貨優先割り当てが施策として打ち出されている。しかし指定された砂糖、小麦、食用油、薬品以外にもスーダンは多くの工業製品を輸入に依存している。そしてその理由が国内で作られていないから、あるいは国内で作るよりも輸入した方が安いとの説である。すべてがそうなのか。恐らく中には国内で生産し、販売しても十分に採算が取れるものも多くあるはずである。先に、産業分野での J/V パートナーを見つけるのが容易ではない点を課題の1つとした

が、事業者として投資の採算性を見通せる人が少ない。投資省が発表した 2011 Directory of Proposed Investment Projects においても詳細な計画内容が示されているが、事業の採算性については全く触れられていない（あるいはすべて可能性が高いということかもしれない）。食用油製造についても同様のことが言える。国内には 250 社程度の大小の製造会社があるとされるが、すべての会社の計画製造能力を合計すると、国内の食用油向け落花生が現在の 3 倍必要となる（2011 年）。これは一時期、食用油の輸出量が増えたことにより、単に資本だけを提供する投資家が多く居たためとされる。しっかりとした事業計画を踏まえ、スーダンとして可能性の高い輸入代替工業製品を見極めた上で国内生産を加速させるべきである。

(5) 貿易・投資促進における国としての体制を再構築する

貿易振興にしても投資促進にしても国として対外的に情報を発信し、具体的にスーダン国民と外国人の中をとりもつ機関が必要である。現在、投資促進については、連邦政府における担当機関の再構築が検討されており、1 日も早い機関の設置が望まれる。一方、貿易振興においては、Gum Arabic Board (Sudan) のように特定製品の振興か、Sudanese Businessmen & Employers' Federation のように会議所組織が、国を代表する形で対外的な貿易振興活動を行っているに過ぎない。スーダンの製品だけではなく、スーダン全体を海外にアピールし、市場を広げていく、あるいはスーダンとの通商を活発化させる機関の設置が望まれる。投資促進も同様で、国として対外的なメッセージを発信できる体制整備が求められる。

(6) 経済連携促進による更なる市場の拡大を目指す

貿易・投資市場の規模は、投資家にとって大きな判断要因である。スーダンは現在 COMESA と GAFTA の 2 つの地域における経済連携を維持している。この経済連携をほかの地域に広げる努力が必要である。なぜならば、COMESA 市場はメンバー国の輸出品目に同じような傾向が見られスーダンとの競合関係になり易い。また、メンバー国の国民 1 人あたりの所得水準からも市場規模は小さいと言える。一方、GAFTA は現在スーダンからの農産品等の輸出市場となっているが、本来、UAE やカタール自身が石油産業からの脱却、非石油産業の振興を掲げて国の工業化を図っており、農産品加工を含め工業分野では将来的にスーダンと競合関係になることを考えておかなければならない。米国との外交問題はあっても、アジアと欧州への市場拡大はスーダンにとって貿易・投資を拡大させる契機となることは間違いない。これら地域との多国間ないしは 2 国間での経済連携の道を模索し、早期の合意を目指すべきである。

7.1.3 輸出成長力が高い業種・産品

今回の調査を通じスーダンからの輸出産品として、今後さらなる伸びが期待されるもの、あるいは新たな付加価値を付けることにより輸出の可能性が高いものとして、次のような産品が上げられる。農産・畜産品、あるいは農産加工品については、いずれも伝統的な輸出産品と言うことになるが、ここでは併せて留意点を記している。また工業製品については、今後、スーダン民間セクターの努力により輸出が見込まれる品目も取り上げている。

(1) 農産・畜産品

- ・ガムアラビック： 使用用途が幅広く、新たな市場を開くことは可能である。良質のガムアラビック生産を促進し、世界の No.1 製品としてスーダンブランドを確立することが必要。他国産との品質面での差別化を図る。
- ・ゴマ： 先進国を中心とした健康志向を背景に、世界的に高い需要が見込まれる。世界第2位の生産国である中国は輸入国でもある。エチオピアは、国の2大輸産品のひとつとして国際的な地位確立を目指しており、同国に品質面で負けないだけの工夫を生産段階よりなす必要がある。
- ・綿花： 国際価格に左右されやすいが、国内加工への供給も含め増産を図る。エジプト綿としてではなく、スーダン綿としてのブランド確立を行う。そのためには海外のアパレルメーカーとの連携が必要。
- ・カルカデ¹： 今後の展開は、健康用飲料としての飲み方を開発できるかどうかである。現在のバルク輸出によるティーバッグ方式では需要は頭打ちである。
- ・生鮮野菜・果実： トマト、オクラ、タマネギ、マンゴー、レモン、グレープフルーツなど、収穫後の損失削減と、輸出先国の市場ニーズを反映させた生産・出荷体制を作る。
- ・羊・ヤギ： サウジアラビア向け食肉用（生体輸出）。輸送の問題をいかに改善するかが事業の採算性のカギを握る。
- ・ラクダ： サウジアラビアへのレース用ラクダ。エジプト、リビアへの食肉用。

(2) 農産加工品

- ・食用油： 落花生からの搾油率向上と、精油としての品質を高めること。安定生産は、原料の供給次第。品質を高めることが出来れば競争力も市場もある。
- ・砂糖： 当面は国内市場優先。まずは国内のサトウキビ生産を安定させることが大前提となる。世界的に見てスーダンの競争力は低いため輸出は国際市況の動向によるところが大きい。
- ・牛肉： 食用としての品質の向上。そのためには食用肉として放牧から飼育へ方式を見直す。また、輸出市場が近場である利点を利用し、屠畜後短時間に処理し、出荷する。食肉の安全管理の徹底。

(3) 鉱産品

- ・金： 精錬による純度を上げた製品の出荷。

(4) 工業製品

- ・ジュース類： 果物生産地のそばでの加工が可能となれば、濃縮ジュース、フレーバーとしての加工品輸出の可能性はある。そのためには電力、水、砂糖などの供給を整備する必要あり。

¹ハイビスカスティーを指す。

- ・綿糸、綿布： 品質の高い綿花の生産。国内生産設備の最新化を進める。スーダン綿のブランド化を図る。
- ・皮革： 屠畜技術、原皮の保存技術を向上し、まずは品質の高い原皮生産技術を確立することが重要。鞣し技術については外国人の指導を入れる。
- ・鉄筋材： 国内電炉による鉄筋材は周辺国、湾岸諸国でも需要が大きい。COMESA、GAFTAの地域経済連携を活用し市場を広げていく。
- ・水道用パイプ： 公共施設のみならず民間での建設資材としても周辺国を含めた需要は大きい。ストップコック、ジョイントなどを含め、セットとして市場を拡げる。
- ・化粧品、食品、薬など： ガムアラビック、砂糖シロップ、果物フレーバーなどを活用した製品。

7.1.4 投資有望分野

スーダンの投資有望分野については、投資省が”Investment Encouragement Regulation”においてセクターごとの投資奨励分野を示している。また産業開発に関わる各省が各所管分野におけるプロジェクト案として策定し、それを投資省が”Directory of Proposed Investment Projects”のタイトルで投資有望分野として公表している。これらに共通するのは、スーダンとしての比較優位性から投資有望と判断したのではなく、できるだけ多くの分野をとり上げることに より、多くの投資を集めたいとする政府の考え方が優先されている。同様のことは工業省の工業促進分野についても言える。基本的に、スーダンの工業製品で一定の規模を持ち輸出超過となっているのは皮革製品（但し原皮加工品）のみである。これをもって国際競争力を持つとまでは断定できないが、むしろ大半の工業製品は今のところ比較優位性が乏しいということであろう。その意味で投資有望分野としてあえて選別し、提示するのは適当ではなく、むしろあらゆる分野に投資を促すということは、現状やもう得ないことと言える。本報告書でもスーダン側の投資奨励分野の考えを踏襲し、まずはすべての分野を投資有望とするも、投資促進を図る上での各セクターにおける留意点につき付記しておく。

(1) 農業分野

多くの国において農業分野への投資は、食糧安全保障の観点から奨励されている分野である。しかしそれは投資受け入れ国にとって自国市場への供給を前提としている。農業分野で外資を排除する国もあるが、スーダンの場合は、エチオピア、ウガンダ、モザンビークなどのアフリカ諸国同様、農業投資を積極的受け入れている。一方エジプトのように近年になって外国人による土地所有に懸念を示し、一時的に規制に乗り出している国もある。アフリカ諸国へ投資する側は、サウジアラビアや湾岸諸国、あるいは中国、韓国、インドなどのアジア諸国である²。湾岸諸国によるアフリカへの農業投資は、土地の長期賃貸を前提とし、穀物類から野菜まで自国への輸出を前提に行うケースが多い。

流通・販売のみならず灌漑施設、保管施設などを含む投資は、被投資国にとっても費用効

² 韓国民間企業によるマダガスカルでの130万ヘクタールやタンザニアでの農地開発、中国国有企業によるモザンビーク100万ヘクタールでのトウモロコシ栽培など。

果の高い投資案件となっている。スーダンとしても湾岸諸国からの投資は、資本と市場が担保されているという意味においては歓迎すべきものである。しかしながらここで留意すべき点は、「外国資本によるスーダンの農地取得は、その生産作物が国内向けになされない限り自国食糧安全保障の担保となることはない」と言う点である。確かに外国資本により農地を整備し、輸出により外貨を稼ぐことは可能になる。しかし自国の食糧安全に寄与するか否かはわからない。国として農業開発コストの削減、外貨獲得、食糧の安全供給など、何のための農業分野への投資奨励かをスーダン政府としては改めて考えておく必要がある。

(2) 鉱業分野

鉱業分野への投資（この場合資源の探鉱、採掘、権利の担保など）は、鉱物省が担当することになっている。スーダン政府の計画に沿って投資が認可されることになるが、現在は、大小織り交ぜて 200 件以上の採掘が認可されておりラッシュ状況にある。特に金については個人による採掘も登録制により認可されており、採掘現場では法人企業と個人のせめぎ合いさえ生じている。本来、鉱業は国内経済への波及効果が少なく、雇用誘発効果も低いとされているが、スーダンの金鉱の場合は、地層表面においても運が良ければ見つけることが出来るということで、現在は数十万の人が従事していると見られている。その意味では雇用誘発効果はあったと言える。国として現時点での鉱業分野への投資において留意すべき点は、明確な権利既定の設定と、環境に対する規制遵守である。特に環境とのかかわりについては、問題発生後の対応ではコストが高くつくため、事前に予防措置、管理体制をとっておくことが必要である。また、まとまった資源としての採掘が可能になれば国内産業との連携を踏まえた、新たな産業開発の可能性を模索することも必要である。。

(3) 工業分野

スーダンの工業分野開発はこれからである。これまでのスーダンにおける投資承認件数（金額）を見ても工業分野は 10%に達していない。先ず規模の拡大を目指す意味で、例えば 2016 年までに投資承認件数の 20%を目指すなど、具体的な指標を掲げるべきである。スーダンの工業開発を考えた場合、国内資源の活用と輸入代替がキーワードとなる。すなわち、農産品を中心とした国内資源を活用した工業分野と、これまで輸入していた工業製品の代替品として国内需要が旺盛な工業製品が最も有望な分野と言える。また、履物、皮革、日用品、金属加工、鋳物製品など小規模・零細工業の振興も国内投資家にとっては魅力ある分野となる。スーダンの場合、工業基盤が脆弱なことから加工貿易を積極的に行える状況にはないが、軽工業を中心とした工業開発は国内需要の規模からも可能性が高いと言える。また、食品加工、繊維・履物、エレクトロニクス、プラスチック、家具、建設資材などのほか、農業関連機器や自動車・2 輪車部品などが有望分野としてあげられる。政府としては、工業振興のために初期投資を出来るだけ抑えるためのビジネス環境づくりと、工業分野で求められる人材育成支援に当面注力すべきである。

7.2 貿易・投資促進に係るインフラ整備のあり方

7.2.1 インフラの現状から言える主な課題

(1) 資本不足

他セクターにおいても同様であるが、インフラ分野においても絶対的に資本が不足している。近年、発電施設や通信などの開発も進んでいるが、貿易投資促進の観点からは不十分である。政府はインフラの各セクターにおいて将来的な開発の計画を立てているが、財源がないことで実現の見通しが立っていない。海外からの援助のアクセスはアラブ諸国や中国など限定的であり、国内で調達するオプションも限られている。

(2) 地方におけるインフラ未整備

これまでのインフラ開発はどのセクターにおいてもハルツームや都市が中心となっており地方へのインフラ整備が進んでいない。人口あたりの電力のアクセスは3割程度であり、利用できる電力の6割はハルツームが使っているということは、地方での電力が相当限られているということになる。また、水力発電など電源開発が進んでいる一方、送電・配電といった地方における電力の安定的供給と供給の信頼性を維持するための措置が遅れ気味である。

道路アクセスにおいては、特に農産品の生産地から幹線道路にまで至る農道や支線の整備が進んでいない。電力、用水や道路へのアクセスが可能になることで生産地での加工なども可能となることから、貿易・投資促進のためには地方におけるインフラ整備が課題となっている。

(3) 工業地域におけるインフラの未整備

各州は工場を集積させて産業のみに特化した工業地域を設置しているが、ほとんどの地域ではインフラが未整備で魅力的な地域にはなっていない。参入した企業は自社で電力の配電したり用水の取得を行わなければならない、大規模な初期投資が必要であり経営へのインパクトが大きくなっている。

7.2.2 貿易・投資促進のためのインフラ整備のあり方

基本的には上記の課題に対応するため、地方のインフラ充実および工業地域へのインフラ整備であるが、特に貿易・投資の有望産業のためのインフラ整備については以下に留意する必要がある。

(1) 生産地での加工から効率的な流通を可能とするインフラ整備

農産・畜産品、農産加工品は輸出成長力が高いと見込まれる産業であるが、それを可能とするためには、生産性の向上とともに生産地での加工が可能になるような電力、道路へのアクセスといったインフラ整備、そして生産地での低温貯蔵庫の設立など生産から輸出までのロジスティックサービスの整備が欠かせない。生産地である地方は基礎的なインフラ整備が整っておらず、収穫後のロスなども多い。このようなインフラ整備により、収穫後のロスを

減少させ、高品質で消費者のニーズに合った製品の供給をより低価格で供給することができる。

(2) 輸出有望産業の環境問題を考慮したインフラ整備

皮革産業は輸出の有望産業として政府も促進しているが、スーダンでは約 80%が鞣しにクロム（三価クロムを原料とした粉末クロムなめし剤）を使用しており、適切な污水处理設備を必要としている。ハルツーム州では各企業が排水する前に自社で規定内の値にまで処理を行うことを義務付けているが実際に遵守している企業は少ない。また下水があるのはハルツーム市と北ハルツーム市のみのため下水がカバーされている地域も 6%と非常に低い。このような状況で企業によってはそのまま川に流しているところもあるという。ハルツーム州では西オンドルマンの El Salam に皮革産業用地を確保し、将来的には共同の污水处理施設を整備する計画であるが、6月19日付の Sudan Vision によると、まだ用地準備のため工業水の必要量について調査すると工業省と水資源省が合意した段階にあり、用地の確保のみで基礎的なインフラはほとんど整備されていない。輸出振興産業のためにはこのような環境にも配慮したインフラ整備を伴ってこそ促進されるべきである。

7.2.3 ドナーとの連携のあり方

南部スーダンの分離独立以降、南北政情の悪化に伴いスーダンに対して「開発」支援を行っている伝統的なドナーはますます減少傾向にある。現在、「開発」支援を行っているのは、世界銀行が管理しているマルチドナー信託基金（MDTF-N）によるプロジェクト、EU、DFID、そして日本のみである。現在は、MDTF-N は終了が本年 6 月の予定であったが南北衝突の影響で 3 地域（アビエイ、南コルドファン、青ナイル）での実施が遅れ 12 月まで延期されたため、蘭、英、ノルウェー、エジプトなどの拠出国も MDTF-N を通じて実質実施していることにはなる。貿易投資関係では EU が WTO 加盟支援を 2007 年から 2010 年まで行った他、コミュニティレベルでの小規模開発プロジェクトを東部で実施している。DFID は支援の約半分を開発向けとしているが³、UNDP とのパートナーシップ基金などを通じたガバナンス支援や生計向上（Livelihood）支援を行っている。DFID 自体の方針として全世界で民間セクター開発へのシフトを行っており、スーダンにおいてもその可能性を検討している。実際、本年 7 月中旬には本部より民間セクター開発の調査が入る予定である。DFID の関心は中小企業支援、小規模経営者のファイナンスへのアクセス支援、貧困層へのマーケットへのアクセス促進である。特にダルフル地方や東部の貧困農民の生計向上に焦点を当てている。

一方、これまで 2 国間でも開発支援を実施していたカナダ、スウェーデンは人道支援を引き続き実施していくが、大使館の開発担当官のポスト削減とともに開発支援は縮小傾向にある。USAID は南北和平プロセスおよび国境 3 地域向けの人道支援が中心となっており、他伝統ドナーも人道支援が中心となっている。従って、政治的な状況が変わらなければ、伝統ドナーからの直接的な開発支援は期待できない。

³ DFID の年間予算は約 40 百万英ポンド（約 60 百万米ドル）となっている。

貿易投資分野の「ドナー」としては、関係が良好なアラブ諸国や中国からの譲許的融資が頼みの綱となっている。特にアラブ諸国とは、2 国間での協力の他、スーダン自体がメンバーであるアラブ経済社会開発基金、イスラム基金、OPEC 基金などからの資金調達が行われている。しかし、サウジアラビア、エジプトなどアラブ諸国および中国は自国の食糧の安全保障から大規模の農業投資なども行っている。スーダン政府は、このような大規模投資に対し、スーダンにとっても便益になる協力関係となるような戦略を取る必要がある。

なお、EU や東アフリカ諸国との経済連携が図れる東アフリカ共同体（EAC）への加盟は昨年 11 月の EAC 総会で拒否されてしまった。スーダンが EAC 諸国と国境を接していないこと、民主化していないことなどが拒否の理由とされている。EAC への加盟はアフリカや EU に対するマーケット拡大のチャンスであった。EAC 加盟国であるウガンダ、タンザニア、ケニア、ブルンジ、ルワンダの 5 か国内は関税が撤廃されているほか、EAC は 2007 年 12 月には EU との間で経済連携協定（EPA）を締結しているため、EAC 諸国から輸出する農産物の関税が撤廃され、欧州から輸入する工業製品等の関税を段階的に撤廃することとなっている。同時期に提出された南スーダンの申請は南北衝突が激化したことで審理が延期となっているが、すでにウガンダ、ケニア、ルワンダの 3 か国が支持を表明しており、EAC 加盟は成立するとみられる。スーダン政府が国際的に置かれた立場には厳しいものがあるが、貿易・投資促進は冒頭述べたように国際協調の中で形成されるべきものである。その意味においてもアフリカ諸国はもとよりアジアや欧州との関係改善を今後より一層図るための政策が望まれる。

7.3 貿易・投資促進のための提言

7.3.1 課題改善のための支援分野

貿易・投資促進におけるスーダンの課題としては上記に上げたような点が概ね指摘できる。一方、これらの課題に対応するための施策として見た場合、次の 3 つの分野に大別できよう。

- (1) 貿易・投資促進に向けたインフラ基盤の整備
- (2) 貿易・投資促進に向けたビジネス環境の整備
- (3) 貿易・投資促進のためのキャパシティ強化

この内、JICA の対スーダン支援の枠組みの中で、道路、鉄道、港湾、電力、通信などの社会資本整備には基本的に円借款の活用が求められるため、現時点において支援スキームとして取り上げることは難しい。しかしながら、将来的には工業団地の開発・運営や、倉庫・運輸などのロジスティック分野において、官・民連携による支援のあり方が日本からも考えられる。但しそのためにはスーダン国内の政治的安定など、まずは条件整備が求められる。

このようなことから本項では、「貿易・投資促進に向けたビジネス環境整備」ないしは「貿易・投資促進のためのキャパシティ強化」の中で、どのような支援ができるかを提言策定の出発点としている。同時に、上記課題に対し、スーダン側がまず何をなすべきかを想定し、それに対して JICA がどのような支援を行えるかと言う視点からも検討を加えている。さ

らには、貿易・投資振興に関わる他のドナー機関がこれまで行った、あるいは現在進行中の支援プログラムについても重複を避ける意味で考慮している。具体的には EU による Sudan EPA Negotiation and Implementation Support (SENIS)と、UNIDO による Investment Promotion and Technical Assistance Program (ITAP)である。前者は、通商省の経済連携促進に関わるキャパシティビルディングであり 2007 年から 2010 年まで実施され、経済連携交渉に関する対応能力の向上、及びそのための法体系整備支援などを行っている。一方、UNIDO による工業省、及び（旧）投資省への支援プロジェクトも継続的に行われているもので、現行の投資促進機関の再構築もその一環である。いずれもキャパシティ強化に関わるものであるが、既に終了しているものもあり、これまでなされてきた支援を踏まえ、本報告書での提言とした。

さらにスーダン政府は、目下の経済課題に対し、3 か年緊急プログラムの実施に加え、緊急緊縮策を打ち出している。例えば、大臣・顧問数の（省の）削減、ガソリン代補助金のカット、不要不急の外貨支出の見直し（公務員の海外出張）、在外スーダン人による外貨送金奨励、マイクロファイナンスの活用促進などである。一方、産業振興の体制強化策としては、投資庁（検討中）や、輸出振興庁の設置（大統領令にて決定済み）、工業省傘下の Industrial Research and Consultancy Center (IRCC)の業務拡大などを進めている。一方で緊急緊縮策により更なる政府予算のカットも進められており、施策の実施や体制強化が順調に進んでいるとは言えないが、スーダン政府の全体的な開発方向性についても踏まえた形での提言としている。

7.3.2 貿易・投資促進に向けた支援分野

「貿易・投資促進に向けたビジネス環境整備」、及び「貿易・投資促進のためのキャパシティ強化」の 2 つの分野において想定される支援プロジェクトとして、次のような案が考えられる。

(1) 貿易・投資促進に向けたビジネス環境の整備

- ・貿易手続きの簡素化、円滑化支援
- ・投資手続きの簡素化、円滑化支援
- ・Industrial Research and Consultancy Center を活用した、技術移転支援、輸出競争力強化
- ・主要産品クラスター形成支援（食用油、繊維、食品加工など）
- ・植物・動物検疫の指導支援
- ・農産物認証システム導入支援
- ・工業団地の建設・運営（民間資本の投入による開発）

(2) 貿易・投資のためのキャパシティ強化

- ・貿易振興専門組織立上げ支援（海外市場情報収集・分析・提供機能、市場調査方法の確立、輸出戦略の立案、市場開拓を行うための企画、海外バイヤーとのマッチング、見本市支援など）
- ・投資促進専門組織立上げ支援（対外的な投資促進活動の立案・実施、投資促進のためのツール作成、投資窓口機能強化、海外投資家とのマッチングなど）
- ・貿易研修センター（貿易研修）

- ・民間セクターの産業人材育成（職業訓練含む）
- ・小・零細企業振興支援（マイクロファイナンスを柱とした経営改善指導）
- ・個人事業主、起業家への能力向上支援
- ・税関システムの近代化支援
- ・企業や業界団体とのネットワーク構築、在外公館の体制の強化

7.3.3 提言プロジェクト案の構成

スーダン貿易・投資の促進にあたり具体的に次のようなプロジェクトの提案を行う。これらは JICA が持つ様々な支援ツールを使って実施されることを前提としている。しかしながら、JICA として対スーダン支援の枠組の中で、現行とり難い支援形態、すなわち円借款事業、大規模な開発調査、長期技術協力プロジェクトなどは、JICA スーダン事務所との協議を踏まえ、この提案からは除外している。但しそれであっても、より援助効果の高い支援とする観点から、現地スーダンでの改善指導など、現地における技術移転を中心とした提案としている。

また、ここで上げた開発手段としての提案プロジェクトは、「産業基盤強化」、「輸出振興」、「投資促進」の3分野に大別できる。これらが一体となってスーダンの非石油セクターの活性化、産業の多角化に貢献することを意図している（図7-1参照）。もちろんこれら提案プロジェクトのみで開発ゴールが達成されるわけではないが、その効果は高いと見ている。このほかにも JICA 支援ツールとして、国別研修や課題別研修を活用することにより、スーダン側のキャパシティビルディング向上に寄与することが期待される。また、本調査は、そもそもスーダンの貿易・投資促進に関わる支援のあり方を探るものであるが、調査結果から指摘できる開発課題として、スーダンの産業全体における基盤の強化、あるいは生産性の向上が上げられる。将来のスーダン貿易・投資を促進する上においても、まずは取り組むべき課題と言うことが出来、この点での提案も盛り込んでいる。

それぞれの提案プロジェクトは、緊急性、かつ効果も高いと思われるが、強いて優先順位をつけるとすれば、これまでの調査結果から、調査団としては、産業基盤強化と体制整備を優先すべきと考えている。産業基盤の強化は、貿易・投資を促進するためだけではなく、国としての競争力を高めるためにも急がれるべき事項である。また、貿易・投資に関連する体制整備は、まさにビジネス環境整備の第一歩とも言える。スーダンへの技術支援をなすにおいて、現状、スーダン側の受け皿となる人員・組織の体制が十分ではないとの指摘もあるが、先述したとおり、政府方針として体制整備は図られつつある。また、開発予算が不足し、閉塞状況の中で外部からの働きかけを待っている面も窺える。スーダン側にイニシアティブを發揮させながら、開発ゴールに近づけるための支援アプローチも1つの方法と思われる。

以下、プロジェクト名を示し、次頁より各プロジェクトの概要、実施可能性、実施にあたって懸念される点などを記す。なお、これらの提案プロジェクトは、調査団の分析に基づくものであり、スーダン政府側の意向や要望については確認を行っていない。

提案プロジェクト名

(産業基盤強化)

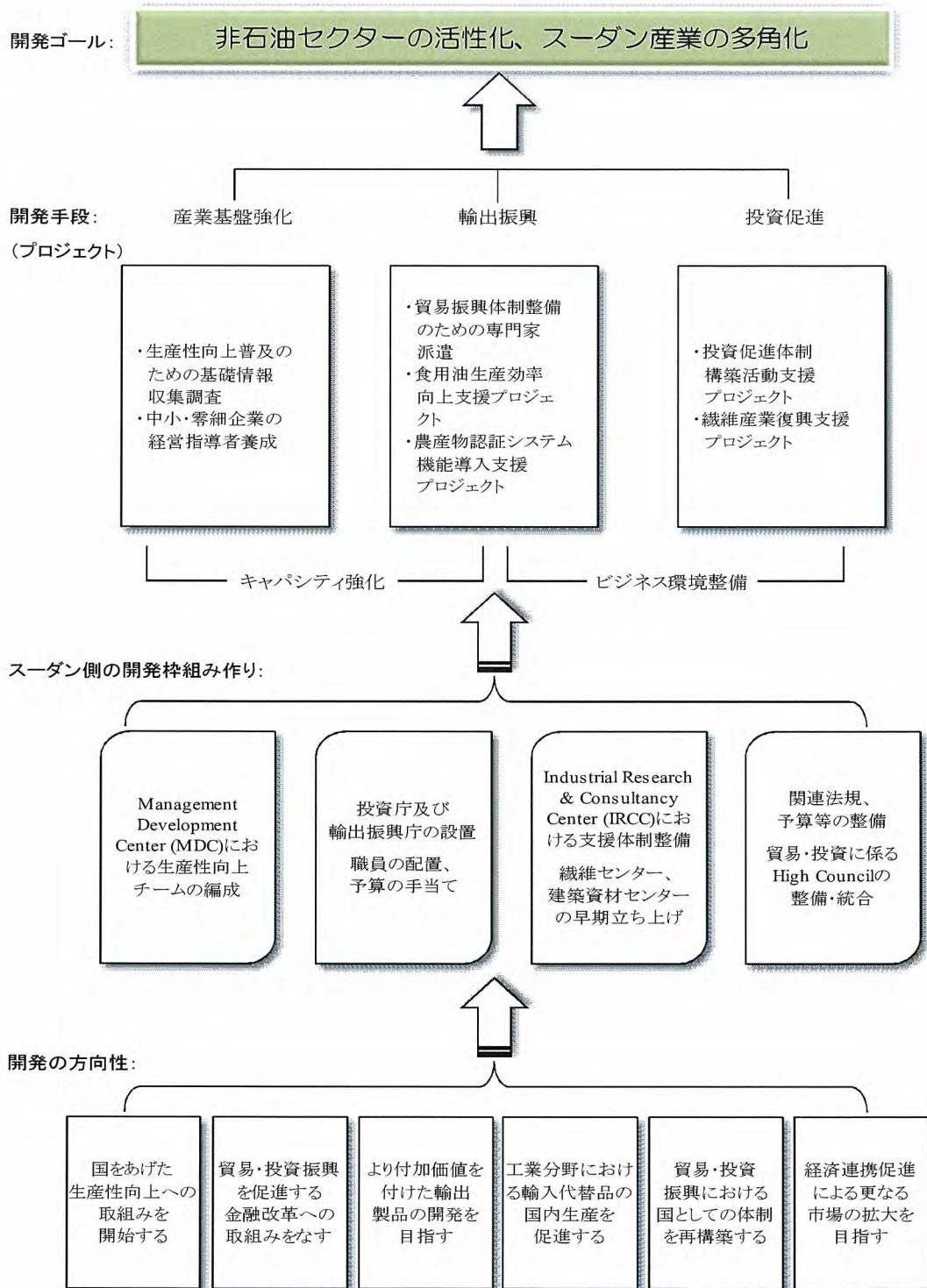
- No.1 生産性向上普及のための基礎情報収集調査
- No.2 中小・零細企業の経営指導者養成のための専門家派遣

(輸出振興)

- No.3 貿易振興体制整備のための専門家派遣
- No.4 食用油生産効率向上支援プロジェクト（外務省・途上国への普及事業として）
- No.5 農産物認証システム機能導入支援に係るアドバイザー派遣

(投資促進)

- No.6 投資促進体制構築・活動支援に関わる専門家派遣
- No.7 繊維産業復興支援プロジェクトのための専門家派遣



出所：調査団作成

図 7-1 開発ゴールと提案プロジェクト

Project No.1 : 生産性向上普及のための基礎情報収集調査

(1) 背景・根拠

スーダン産業の根本的問題のひとつが生産性の低さである。このことは、農業、工業、サービス業だけでなく、政府機関においても言える。農業や工業では機械化が遅れていることもあるが、それでも効率性や労働の質的低さは、企業の経営者自身が指摘するところである。農業も主要産業と言われながら現場では恐らく多くの無駄が発生していることは間違いないものと思われる。また、公的機関の業務も、一見して人の多さに比例し、時間がかりすぎる。社会の仕組み全体が効率性とは無関係に動いている面があり、本格的な国際競争に晒された際には、極めて困難な事態に直面することが想定される。またスーダンの場合、どの分野であれ生産性を改善するための指導機関が現在ほとんどない。現在実施中の、JICAによるカッサラ州の行政機関に対す改善の取組み指導も、エジプトから講師を招聘している状況である。これまでアジア諸国だけでなくアラブやアフリカ諸国においても日本式カイゼン手法を用いた生産性向上への取組み事例は多く、また大きな成果も上げている。近年では JICA の支援プログラムにより、隣国エジプト生産性センターの設立、カイゼン活動の普及支援が行われ、現在は、エチオピアでプログラムが進行中である。本プロジェクトはスーダンにおける生産性改善の必要性が本調査において確認されたことを踏まえ、具体的に生産性向上の取組みを行うにあたりどのような形で行うのが最も効果が上がるのか、民間セクター、公的セクターを含めた現状調査を行い、提言としてまとめるものである。

(2) 目的

スーダンにおける生産性向上への取組みにつき最も適切な手段、体制、普及方法、及び課題等につき調査・分析し、日本、スーダン両政府への提言を行う。

(3) 内容

- 1) スーダンの農業、工業、サービス、公的セクターにおける生産性向上の取組みの現状を調査し、情報を収集する。
- 2) 地方における生産性の取組みの現状につき調査し、情報を収集する（カッサラ州事例含む）。
- 3) 各セクターの代表者とグループミーティング方式により生産性向上の理解度レベルを評価する。
- 4) MDC を含む生産性向上活動の核となる候補機関（民間企業含む）、人材の発掘・評価を行う。
- 5) スーダンにおける生産性向上への取組み方につき提言を行う。

(4) 実施機関及び関連機関

- ・ Ministry of Industry
- ・ Management Development Center (MDC)

(5) 実施のための財源

JICA の基礎情報収集調査として実施する。調査費用は JICA 負担。

(6) スケジュール

所定の手続きを踏まえ、できるだけ早く実施に移す。プロジェクト期間は6か月間とする。

(7) 実施可能性と留意点

- 1) スーダン側の指導・普及の核となる機関は、労働省傘下にある Management Development Center (MDC) を想定している。MDC は、これまで政府職員に対する研修が中心であった業態を改め、民間企業の研修請負や、経営、人事に係るコンサルティングを有償ベースで実施している。このプログラムの中に生産性向上についても専門職をおいて対応する計画を持っている。MDC は、コンサルティング、調査、研修の3部門からなり、この内のコンサルティング部門に設置が検討されている。同部門の専門職員数は18名、MDC 専門職の能力までは評価できていないが、組織としては政府機関のみならず民間でも頻繁に活用されていることから、実施機関となり得る可能性は高いと考えられる。
- 2) カッサラ州におけるカイゼンの取組みについても成果、課題などを調査に反映させる。すでに州農業省などは5S運動などを始めているとのことであり、特にスーダンにおける公的機関向けの生産性向上の取組みとして参考になる。また、実際に指導にあたったエジプト人講師の意見も参考とする。
- 3) 日本国内での生産性向上に係る JICA 研修（地域別研修として実施中）の活用、エジプト、エチオピア、ヨルダンなど JICA 支援によるカイゼンの取組みにつき、調査の中で学ぶ機会を設けることも有効と思われる。特にエジプトではテキスト類も含めかなりの指導ツールがアラビア語で完成しており、それらを参考にすることにより時間的短縮が図れる。
- 4) 懸念される点として、すべての分野で生産性向上への取組みが遅れているため、どの分野から普及させていくか、セクター、地域、レベルなどの範囲選定、優先順位づけが難しいものと思われる。

Project No. 2 : 中小・零細企業の経営指導者養成のための専門家派遣

(1) 背景・根拠

スーダン政府は、非石油産業振興の一環として中小・零細企業の支援を打ち出している。そうした中、中小・零細企業、あるいは起業家にとって経営上の問題点の1つが金融調達である。政府、中央銀行はマイクロファイナンスの拡大を図り、より多くの利用者に資金を供給する方針であり（1人あたり20,000SDG=600,000円）、取扱金融機関には資金残高の一定比率を原資として拠出するよう義務付けている。しかしながらマイクロファイナンスを扱う金融機関にとっての問題点は、借入人が事業計画や申請書など借入に必要とする書類を揃えられない、あるいは既存企業においては所定の会計報告が出来ていないなど、経営管理面での問題が大きい。このため、金融機関や、小規模企業の集まりである Federation of Chambers of Small Industries (FCSI)では不定期での企業経営セミナーなどを開催しているが、そもそも中小・零細企業の経営指導をできる専門家そのものが不足している。またスーダンでは、個人事業主が大半で中小規模の企業が少ないこともあり、中小・零細企業を対象とした行政機関が設置されていない（工業省の中に小企業課があるのみ）。このような背景の下、まずは直近の課題である中小・零細企業の経営管理指導に対応できる人材養成を、マイクロファイナンスプログラムを通じて行い、その経験を踏まえて、スーダンにおける中小・零細企業経営管理指導者の制度を策定する専門家を派遣する。

(2) 目的

スーダンにおける中小・零細企業経営の実態把握、およびパイロットプロジェクトを実施し、中小企業経営管理指導者を養成すると共に、中小・零細企業経営管理指導者育成の制度構築のあり方につき提言する。

(3) 内容

- ・ 中小・零細企業の経営および経営指導の実態把握
- ・ 中小・零細企業の経営面で指導できる指導員を養成（パイロットプロジェクト）
- ・ 指導対象は Industrial Development Bank 職員、又は FCSI による推薦者

(4) 実施機関及び関連機関

- ・ Central Bank of Sudan (CBoS)
- ・ Industrial Development Bank (IDB)
- ・ Federation of Chambers of Small Industries (FCSI)

(5) 実施のための財源

JICA の専門家派遣スキームを活用する。

(6) スケジュール

既にマイクロファイナンスプログラムはスタートし、利用者も融資待ちの状況にあることからできるだけ早期の開始を目指す。

(7) 実施可能性と留意点

- 1) 本プロジェクトでは、パイロットプロジェクトを通じて中小企業経営管理指導者を養成を試みるが、主題は、スーダンにおける中小・零細企業経営管理指導者育成の制度構築のあり方につき提言することにある。また、パイロットプロジェクトでは、マイクロファイナンスの借入予定者に対して経営指導の技術移転を行うことから、小・零細企業の経営分析・指導を行う。
- 2) スーダン側の受け入れ機関は、CBoS と FCSI が共同で行うものとし、技術移転の主たる対象は、IDB 職員を想定している。この3社による編成は、現在、FCSI が取り進めているマイクロファイナンススキームを活用するものである。FCSI は、メンバーへのマイクロファイナンス普及のために、経営管理指導者を求めており、指導者の指導者を養成すると言うことで、専門家の受け入れには積極的である。
- 3) 実際の指導や研修にかかる費用について、研修場所、交通費。コピー代などはスーダン側負担とする。
- 4) 対象者についてはスーダン側の人選状況を踏まえて柔軟に判断する。
- 5) 将来的には資格制度としての制度構築を目指す。
- 6) 将来的な指導方法について、IDB 職員から他の金融機関職員への技術移転は考えにくい、そのため FCSI が通常起用しているセミナー講師などを中小企業経営管理指導者の指導者候補として養成することが必要と思われる。
- 7) 懸念される点として日本人派遣専門家の人選がある。スーダンのマイクロファイナンスは、イスラム金融の考えに沿ったものであり、また、FCSI のスキームは、信用保証制度の補完も取り入れた特殊な内容となっている。事業（企業）運営自体もイスラム金融の考え方が背景にある。これらの仕組みを十分理解できる専門家の人選が必要となる。

Project No. 3 : 貿易振興体制整備のための専門家派遣

(1) 背景・根拠

現在、スーダンの貿易全般について行政的に所管しているのは通商省（Ministry of Trade）である。しかし通商省は貿易そのもののプロモーションを行う機関ではない。そのため貿易を開始したい企業は自ら情報を探さなければならない。海外市場の分析や情報の提供をスーダン国内企業に対して行い、同時にスーダン産品の輸出振興を図る機関の設置は以前より望まれており、政府は2005年に大統領令で Export Development Council の設置を決定した。しかし、具体的な振興機関の枠組みについては検討されているものの、いまだ設置までには至っていない。Export Development Council の事務局は、通商省の Genetal Directorate of Export and Import Policy の Export Div におかれている。今回の調査では、2012 年内に組織として具体的に発足するであろうとの話があったが、人事面だけが決まり、活動内容などは決まっていない。本件はそのために、Export Development Council の事務局において新組織の位置づけ、役割、組織、活動内容などにつき助言を行うと共に、職員に対する研修訓練を指揮するものである。

(2) 目的

スーダンの貿易振興に資する、情報提供、貿易人材育成、市場開拓などを行う貿易振興機関の必要性につき、現状を調査し、分析を行った上で、スーダン貿易振興機関設立についての提言をまとめる。

(3) 内容

- ・ 現行の貿易振興システムの分析・評価
- ・ 貿易振興機関の内容につき助言
- ・ 貿易振興機関と州政府、在外機関との連携のあり方調査
- ・ 貿易振興に係る政府職員の研修訓練

(4) 実施機関及び関連機関

- ・ Ministry of Trade、Genetal Directorate of Export and Import Policy の Export Div

(5) 実施のための財源

JICA の基礎情報収集調査として実施する。調査費用は JICA 負担。

(6) スケジュール

現在、通商省の Export Development Council 事務局で行われている輸出振興庁の設立準備状況を見極め、JICA としての支援のあり方を検討する。

(7) 実施可能性と留意点

- 1) これまでアフリカ域内貿易や自由貿易協定に関する調査は、幾つかの機関で行われている。しかし、スーダン貿易振興機関設置のニーズ調査として行われたものはない。例えば、WTO、IMF などの支援で行われた”Revitalizing Sudan’s Non-oil Exports” Dec. 2008 でも、スーダンの貿易振興体制についての分析を行い、結論として effective trade promotion institution の設置を提言するのみで、具体的な内容までは踏み込まれていな

い。本調査では、スーダンにおける貿易概況を調査するのではなく、現在予定されている貿易振興機関の業務内容や運営方法などにつき助言を行うものである。このような機関の必要性については、スーダン側の民間セクターからだけでなく、本調査での貿易・投資セミナー参加者からも指摘されており、協力的な環境が期待できる。

- 2) 調査においては、貿易振興に関わりのある、トレードポイント、Gum Arabic Board、および通商省との役割分担に留意しながら、国を代表する貿易振興機関としてのあり方を分析する必要がある（これら3機関の内、実質的に国際貿易振興を対外的に行っているのは、Gum Arabic Boardのみである）。なお、大統領令では、Export Development Council は、通商省の傘下に独立した機関として置かれ、通商大臣がCouncilのトップを兼任することとなっている。
- 3) 特にスーダン側が期待しているのは、新組織の対外的な連携構築支援、新組織の職員能力強化、マーケティング調査手法の移転などであり、この点に留意した専門家の人選が求められる。

Project No. 4 : 食用油生産効率向上支援プロジェクト（外務省「ODA を活用した中小企業の海外展開支援にかかわる委託事業」の中の普及事業として）

(1) 背景・根拠

現在、国内食用油市場の60%は、精油工程前の濾した状態での食用油である。この場合、生産過程においては、まだ油を含んだままのケーキ（油粕）が発生し、タダ同然の価格で飼料用として出荷されている。国内の生産者は小規模企業であるため、ケーキからさらに油を搾り取る設備の投資を行うまでの余力がない。しかし、このケーキから再度、搾油することにより小規模生産者、さらに食用油産業には大きな利益をもたらすことになる。また、精油工程まで行うことにより、製品の輸出も可能となる。製品輸出が可能となれば、多くの企業が年間稼働が可能となる。この再搾油工程において日本の中小企業の技術を活かせる可能性が大きい。日本外務省は、本年度のODAを活用した中小企業等の海外展開支援にかかわる委託事業として、我が国中小企業の製品の途上国政府への普及事業を支援している。本件は、同ODAスキームを活用して、スーダン食用油製造中小規模メーカーの技術向上を図るプロジェクトである。

(2) 目的

スーダン食用油生産者が抱える搾油率向上のために、日本の中小企業の技術を活用し、実証実験を踏まえた上で、その効果をスーダン国内に普及することを目的とする。なお、本プロジェクトの目的は、日本の中小企業の技術普及にあるが、上位目標としては既存の製油メーカーを輸出企業として育成することにある。

(3) 内容

- ・北コルドファン州、およびハルツーム州における搾油実証実験の実施
- ・共同施設における精製純度の向上に係る技術的指導
- ・輸出向け食用油の製造指導
- ・その他、原料管理から精油販売までの技術的指導

(4) 実施機関及び関連機関

- ・ Industrial Research and Consultancy Center (IRCC)、Food Dept.
- ・ Ministry of Industry
- ・ 北コルドファン州、ハルツーム州の食用油生産者

(5) 実施のための財源

日本外務省のODA委託事業予算を活用する。

(6) スケジュール

日本国内での関係機関との調整を踏まえ、実施時期の可能性を探るものとする。

(7) 実施可能性と留意点

- 1) 日本の外務省による本計画は、あくまで公募制のため、審査に合格した場合のみ実施可能となる。また、本プロジェクトは、日本の中小企業の投資を支援するスキームの方ではなく、あくまで中小企業が製造している搾油機の実証実験、効果の普及にある。

- 2) スーダン工業省の地方ネットワーク、および IRCC を活用し、日本の中小企業の技術を普及するものである。施設の管理は IRCC が行う。現在、北コルドファン州 El Obeid における IRCC—北コルドファン経済省 - 北コルドファン大学—食用油メーカー間の連携は極めてよく、このネットワークを活かしたプロジェクト実施が効果的と思われる。
- 3) スーダン側の食用油業者にとっては、単に搾油率の向上に留まらず、精油過程を経ることで輸出が可能となる（これまでのフィルタリング工程のみでは輸出は認められていない）。スーダン側としては、この輸出再開を最大の狙いとしている。また、食用油の生産量が増えることにより、落花生の栽培や製品の運送など関連分野への波及効果も大きい。オイルシードとして落花生の栽培は、自然の影響（降雨量が多ければ実が小さくなる）もあるが、主には、これまで国内での食用油生産（中小規模による）が下降傾向にあったことから、他の作物へと移った結果である。北コルドファン州は、落花生産業（栽培、加工、輸送）が州経済の 40%を占めている。設備と生産方法の改善による生産性向上は、州経済にもたらす効果も大きい。
- 4) 現地側の期待は大きく、既に企業組合においても対応策が模索されている。日本側メーカーの同意、外務省での選定に通った上で実施となれば、その効果は高いものと思われる。
- 5) 懸念材料としては、すでに日本製の搾油機と中国製の搾油機では価格的に大きな開きがあり、特に、スーダンでは中国製の中古を含む搾油機が普及していることから、精油用の溶媒搾油機についても同様のことが懸念される。

Project No.5 : 農産物認証システム機能導入支援に係るアドバイザー派遣

(1) 背景・根拠

スーダン国内で栽培されている農作物の多くは、自然条件下で栽培されていることから、生産者をはじめ、政府関係者も有機栽培であると主張している。しかし、灌漑スキーム等で栽培されている生産物には、化学肥料や農薬が使用されているのも事実であり、実際に、輸出先で残留農薬が検出されたこともある。生産者側においては、生産・品質管理の徹底が要求されており、そのための手段として、GAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）を導入するのも一案である。ASEAN では加盟各国に ASEAN GAP の導入を推奨しており、安全・安心な農業生産をおこなうために4つのモジュール（食品安全、環境管理、農作業従事者の健康・安全、製品の品質）からなる基準を定めている。スーダン農産物の輸出が今後も増えると予想される中で、生産・品質管理の徹底は国としても対策を講じておく必要がある。なお、農産物の輸出に必要な国際的な規格・基準の遵守は3か年緊急プログラムにおいても優先的な政府方針として打ち出されているが、GAP の導入など具体的な行動までにはつながっていない。

(2) 目的

GAP 導入に向けた課題と対応策をロードマップとして取りまとめるとともに、いくつかのモデル地域を定めて、スーダン版 GAP を試行的に導入する実証事業をおこなう。さらに、将来的に有機認証を認定するシステムの可能性を探る。

(3) 内容

- 1) スーダン版 GAP マニュアルの作成
- 2) GAP 研修マニュアルの作成（農業普及員に対して）
- 3) GAP 生産方法の開発（農家に対して）
- 4) 認証システム認定機能の導入可能性調査（パイロットプロジェクトとして）
- 5) 認定に必要な人的能力の開発

(4) 実施機関及び関連機関

- ・ Ministry of Agriculture, Export Development & Quality Control Unit
- ・ Agricultural Research Corporation（ARC）
- ・ Sudanese Standards and Metrology Organization（SSMO）

GAP の普及段階では、モデル地域の該当州農業省も関与することとなる。

(5) 実施のための財源

JICA の専門家派遣スキームを活用する。

(6) スケジュール

実施時期、及び期間については、スーダン側の体制整備状況を見極め、別途検討する。

(7) 実施可能性と留意点

- 1) 日本側より、GAP（農業生産工程管理）導入支援アドバイザー専門家及び農産物認証システム機能導入支援アドバイザー専門家を派遣することを検討する。

- 2) 生産者への教育の一環として、生産者が栽培している農産物は、食品を製造しているのと同義であり、安全性が絶対不可欠な要素であるという認識を徹底する。農業省も農産物の生産管理工程や有機栽培の認証過程を積極的に開示することにより、輸出品としての品質が向上する。現在、州レベルの農業省や指導センターでは、このような取組みの必要性は認識されており、専門知識（を持つ人が少ない）、取組み手順、および予算をいかに準備するかである。
- 3) 特にオーガニック栽培認証については早期の取組みが求められており、この面でのシステムを整備するだけで、スーダン農産品輸出への貢献度は高いものと思われる。

Project No. 6 : 投資促進体制構築・活動支援に関わる専門家派遣

(1) 背景・根拠

スーダンでは、連邦政府レベルにおける投資促進機関が現在はない。2011年12月までは投資省がその任にあったが、現在は解体され、新たな組織の立ち上げが検討されている段階にある。新組織がどのような陣容で、どのような機能を持つのか現時点では不明であるが、これまでの投資省の活動内容を見る限り、スーダンでは他国の事例を研究した様子が見られない。エジプトやケニアは強力な投資促進機関が存在している。外国投資誘致はある意味、海外諸国との競争であり、海外の事例を学ぶことは、自国の投資促進を進める上で極めて有益なものである。このようなことから、新投資促進機関の編成、備えるべき機能、海外機関との連携方法、あるいは具体的な活動方法につき、豊富な専門的知識を持つ日本人投資専門家を派遣し、新投資促進機関の立ち上げ支援（職員の能力強化）、及び投資誘致活動支援を行うことは今後のスーダンにおける投資促進活動を行う上で極めて有益と考えられる。

(2) 目的

スーダンにおける投資促進機関の活動支援、および職員の能力強化を図り、外資を中心とした投資誘致活動を支援する。

(3) 内容

本プロジェクトは、体制・制度構築段階と実施・運営段階に分けられる。派遣専門家は次のような活動を行う。

- ・ 組織体制構築支援
- ・ 外国投資促進計画の策定
- ・ 投資促進マテリアルの作成助言
- ・ 投資促進に係る人材育成（日本研修含む）
- ・ 日系企業を中心とした海外投資家への促進活動支援

(4) 実施機関及び関連機関

- ・ 新しくできる連邦政府の投資促進機関
- ・ Higher Council of Investment (HIC)

(5) 実施のための財源

JICAは長期専門家派遣プロジェクトとする。

(6) スケジュール

早期支援実施を目標とするも、スーダン側新組織の法的認知が条件となる。

(7) 実施可能性と留意点

- 1) 新投資促進機関の決定がスーダン政府により2012年9月までになされ、組織が編成されると共に2013年からの運営予算が手当てされていることが実施の前提となる（なお、本ドラフトファイナルレポート提出後、スーダン側政府責任者と新投資促進機関の設置見通しについて再確認する予定となっている。）
- 2) 旧投資省は、法的に解体されたとは言え、執務スペース・事務機器はそのままであり、250名いた職員の約70%もそのまま業務を続けている（政府職員として給与は支払われており、いわゆる開発予算が手当てされていない）。関係機関から出向で来ている1階のワンストップセンターも業務を継続している。スーダンの投資促進

法では、投資奨励策としての税控除などは連邦投資省の承認が必要であり、これは現在も変わらない。従って、各州の投資促進機関から、投資許可の申請が大臣承認を得るために送られてきている。法的に認知されていない省の大臣にどのような権限があるのかわからないが、投資促進法自体は有効なため、このシステムが続けられている。中堅職員を中心にハルツーム州の IEC に移転した人もいるが、投資促進機関として新たな連邦政府の機関が出来るにせよ、現在残った人たち（約 160 名）を中心に再スタートが切られるものと思われる。その意味で、法的整備と予算がつけば、標記専門家の受け入れも直ちに可能となる。

- 3) これらの点より、スーダン側の体制整備さえできれば、派遣は可能と思われるが、一方で、経験豊かな日本人専門家の人選が課題として指摘できる。スーダン側が最も期待しているのは、外資誘致活動であり、外資との懸け橋になる人を求めている。スーダン国内では、スーダン・日本のビジネスフォーラムを立ち上げる話もあり、日本国内（沖縄）では、スーダン進出を手伝うコンサルタント会社の設立も報道されている。徐々にではあるが、お互いが目を見き始めているとは言える。候補者としては、アラブ・アフリカ地域のビジネスに詳しい元商社マン、JETRO の OB、他国での投資促進専門家としての派遣経験を持つ元 JICA 専門家などが想定される。

Project No.7 : 繊維産業復興支援プロジェクトのための専門家派遣

(1) 背景・根拠

スーダン 3 か年緊急プロジェクトにおいて、休止中工場の復興計画がある。対象は繊維産業で、すでに数年前より復興の作業はすすめられ、2012 年中に 3 か所の国営紡績工場を再稼働する計画である。政府はこのほか 1 か所を加えた工場の再稼働に注力し、従業員についても新規機械設備の供給業者であるインド、イタリアより指導員が派遣され OJT で訓練される予定である。一方、従来から輸入紡績を利用して国内向け縫製を行っていた民間企業においては、従業員訓練の高い必要性がありながら、政府として手が回らない状況にある。スーダンの繊維産業復興プロジェクトは、国内資源である綿を活用した繊維産業復興を目指すもので、紡績のみならず縫製分野においてもスーダンブランドを確立するため、大きな役割が期待されている。現在、16 社あるとされる民間縫製工場の従業員を対象に、時代に合った縫製技能を指導し、**Made in Sudan** の綿製品として輸出可能な繊維産業の復興を目指すものである。

(2) 目的

既存縫製工場従業員の技能を向上し、品質に優れた製品を作ることにより、海外市場における **Made in Sudan** の綿製品のブランド化を図る。

(3) 内容

- ・ 既存のアパレルメーカーの技術評価分析
- ・ トレーニングプログラム、目標の策定
- ・ **Ministry of Industry, Textile Rehabilitation Project Office** との連携によるトレーニングプログラムの実施（座学、企業内指導含む）

(4) 実施機関及び関連機関

- ・ **Ministry of Industry, Textile Rehabilitation Project Office**
- ・ **Industrial Research and Consultancy Center (IRCC), Textile Dept. (newly established)**

(5) 実施のための財源

JICA の専門家派遣スキームを活用する。

(6) スケジュール

出来るだけ早期開始を検討する。スーダン側は、現在実施中の紡績工場再生に合わせ 2012 年末までの開始を望んでいる。

(7) 実施可能性と留意点

- 1) IRCC は、工業省による繊維産業復興計画の一環として専門家を受け入れ本プログラムを実施する考えである。また本プロジェクトは基本的に TOT プログラムとして位置付けられる。
- 2) **Industrial Research and Consultancy Center (IRCC)** は、工業省傘下の技術支援機関である。現在、食品、皮革、化学、エンジニアリングの 4 分野の研究施設を持つが、繊維産業復興計画のために新たに繊維研究所を本年中に立ち上げる予定となっている。
- 3) 研修（座学含む）場所は、IRCC を主会場とする。

別添 i
民間企業アンケート調査票

B. Sales/Foreign Trade

(7) What percent of your company's sales are (in value term):

- 1) sold domestically _____ %
- 1)' [a'] sold in your state _____ %]
- 2) exported directly _____ %
- 3) exported indirectly (through distributors; excluding products that are used as components in goods that are exported) _____ %

Total _____ 0 %

(8) If you export:

1) what was the year your company first exported? _____ (year)

2) which countries are major destinations for your exports (including indirect exports)? Also, please tell us what percent (in value term) did the exports to each country accounted for relative to total exports in the previous fiscal year.

Country	Proportion in exports
a)-1 _____	a)-2 _____ %
b)-1 _____	b)-2 _____ %
c)-1 _____	c)-2 _____ %

3) does your company use, if any, export incentives or support measures provided by the federal/state government? (Yes = 1, No = 2) _____

4) If your answer to the question 3) above is yes (1), please specify: _____

a)-1 Support measure 1 _____ a)-2 from _____
 b)-1 Support measure 2 _____ b)-2 from _____

(9) What percent of your company's material inputs and supplies are (in value term):

- 1) purchased from domestic sources _____ %
- 2) imported directly _____ %
- 3) imported indirectly (through distributors) _____ %

Total _____ 0 %

(10) 1) When your company started foreign trade, how did you learn trading business affairs? (multiple selections)

Asked the custom bureau = 1, Asked friends doing businesses = 2, Attended free seminars = 3, Attended paid seminars = 4, Received support services = 5, Other = 6 (please specify: _____)

1)' (please specify: _____)

2) If your answer to the question 1) above is "attended free seminars" (3), "attended paid seminars" (4), or "received support services" (5), please tell us the names of organizations which held seminars or provided support services.

(11) When you export and/or import, what are major payment terms, namely 1) what are major means of settlement (e.g. letter of credit transaction, documents against payment, and telegraphic transfer), and 2) what are major currencies of settlement (e.g. US dollar, Euro)?

1) means of settlement _____
 2) currencies of settlement _____

(12) Please tell us if any of the following issues cause difficulties for foreign trade in your business. If an issue poses a problem, please judge its severity as an obstacle on four-point scale:

(Not applicable = N/A, No obstacle = 0, Minor obstacle = 1, Moderate obstacle = 2, Major obstacle = 3, Very severe obstacle = 4)

		Export	Import
1) Transportation	a) cost, domestic	_____	_____
	b) means or availability, domestic	_____	_____
	c) damages and losses, domestic	_____	_____
	d) cost, international	_____	_____
	e) means or availability, international	_____	_____
	f) damages and losses, international	_____	_____
2) Custom duties	a) rates	_____	_____
	b) administration/procedures	_____	_____
	c) time necessary to clear custom	_____	_____
	d) frequent changes	_____	_____

別添 ii

3 か国投資環境比較（スーダン、エジプト、ケニア）

別添 ii 3 各国投資環境比較(スーダン、エジプト、ケニア)

	スーダン	エジプト	ケニア
1. 投資促進機関、 許認可機関	投資最高評議会 (Higher Council of Investment) ハルツーム州投資奨励委員会 (Investment Encouragement Commission)	投資・フリーゾーン庁 (General Authority for Investment and Free Zones-GAFI)	ケニア投資庁 (Kenya Investment Authority)、 輸出加工区庁 (Export Processing Zone Authority)。
2. 投資関連の基本的な政策、 法令体系	投資奨励法 (Investment Encouragement (Amendment) Act 2007) 現在 Act 2012 が国会審議中。	投資保護・優遇措置法 (Egyptian Investment Guarantees and Investment Law, 1997 Law8)	投資促進法 (Investment Promotion Act) 財政法 (Finance Act2005)
3. 奨励業種 (Major Investment Incentives)	一奨励業種 投資奨励法に記載されている Strategic projects (1) インフラストラクチャー整備(道路、港湾、電力、ダム、通信、エネルギー、運輸、水道など)に係る投資 (2) 教育、医療、観光、情報技術サービスなどへの投資 (3) 地下、海洋資源の採掘に係る投資 (4) 農業、牧畜業、製造業 (5) 州をまたがる投資 (6) その他、投資最高評議会の決定による投資案件。	一奨励業種 投資保護・優遇措置法 (97 年法律 8 号) にて定められている分野 (1) 不毛地・砂漠地の開墾・耕作 (2) 動物、家禽、魚類の生産 (3) 工業・鉱業 (4) ホテル、モーテル、観光村、旅客運送 (5) 冷凍製品の輸送、農産品・工業製品・食品の冷蔵倉庫、コンテナ基地、穀物貯蔵庫 (6) 航空輸送業および同関連サービス業 (7) 国外への海上輸送業 (8) 掘削・探鉱作業を支援する石油関連サービス業およびガス輸送業 (9) 住宅プロジェクト (10) インフラストラクチャーサービス業(飲料水供給、下水、電力、道路、通信など) (11) 病院・医療センター(収容能力の 10%が無償で提供されること) (12) 金融リース業 (13) 証券引受業 (14) ベンチャーキャピタル (15) コンピュータ・ソフトおよびシステムの生産 (16) 社会開発基金(SDF)の融資を受けたプロジェクト 上記に加え、施行規則(首相令 04 年 1247 号)に基づ	一奨励業種 (1) 農民生産、 (2) インフラおよび公益事業(水道整備、衛生、電力、通信網等を含む)、住宅部門、情報通信技術その他の知識集約型産業、 (3) 天然資源・石油・鉱物の探査事業など。 (4) 工業 (5) 観光産業 (6) 金融業 (7) その他、地方開発に係る案件

	スーダン	エジプト	ケニア
		<p>き、以下も投資保護・優遇措置法(97 年法律 8 号)の対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ニュータウン、新工業地域開発 ・ 都市内・都市間交通 ・ 地下鉄、トンネル、灌漑ポンプステーション整備・廃棄物処理 ・ ソフトウェア設計・開発 ・ 技術開発地域の設立および運営 ・ 市場及び信用分析 ・ ファイナンシャル・プランニング ・ ファクタリング及び証券化事業 	
4. 規制業種・禁止業種 (Restricted type of trade projects)	<p>商業代理業、輸出入業については、51%以上がスーダン資本であること。</p> <p>アルコール製造に係る一切の事業は禁止される。</p>	<p>商業代理業については商業代理業法(1982 年法律 120 号)により、商業目的の輸入については輸入者登録法(1982 年法律 121 号)により、個人であればエジプト人、法人であればエジプト資本 100%の企業に限定される。</p> <p>また、シナイ半島への投資、すべての軍事物資生産及び関連産業、タバコ及びタバコ製品製造業への投資は、投資フリーゾーン(GAFI)に加え、関係省庁の事前承認が必要。</p>	<p>ケニア国民以外の者は、事業許可法(Chapter497Trade Licensing Act)に基づく事業許可を受けた場合を除き、特定地域、特定物品に関して事業を営むことは禁止されている。また、ケニアの環境や安全を脅かす投資は禁止されている。</p> <p>保険業は、保険業法(Chapter487Insurance Act)により、ケニア資本との共同出資でなければならず、会社資本の 3 分の 1 以上をケニア資本が占める必要がある。</p> <p>通信業においては、事業許可取得後 3 年間のうちに株式の 20%以上をケニア人が保有しなければならない。</p>
5. 出資比率 (Foreign Investment)	<p>外国資本の 100%出資が原則として認められる。</p>	<p>投資保護・優遇措置法(1997 年法律 8 号)及び会社法(1981 年法律 159 号)のいずれに基づいて設立された企業も外国資本の 100%出資が認められる。</p>	<p>保険業、通信業およびナイロビ証券取引所の上場企業に対する株式保有比率に関し、それぞれ規制がある。</p>
6. 資本金に関する規制 (Capital Requirement)	<p>1000 万 US\$以上の投資が Strategic Project とされる。</p>	<p>株式会社、有限責任会社の最低資本金は以下のとおり。</p> <p>〈株式会社(Joint Stock Company)〉 株式を一般公募する場合の発行株式資本金最低額：50 万エジプトポンド(LE)</p>	<p>投資促進法(Investment Promotion Act 2004)を一部修正した財政法(Finance Act 2005)では、新規外国投資の最低投資額を 10 万 US ドル相当と定めている。ただし、EPZ には適用されない。</p>

	スーダン	エジプト	ケニア
		<p>株式を一般公募しない場合の発行株式資本金最低額: 25 万 LE</p> <p>〈有限責任会社(Limited Liability Company)〉</p> <p>最低資本金: なし(投資大臣令 09 年 90 号にて設立者間で自由討議の上設定することに変更)</p> <p>(注) 保険、銀行、預金、投資分野での設立は不可</p>	
7. 各種優遇措置 (Investment incentives)	<p>－各種優遇措置</p> <p>Strategic Project は、Customs duties exemption (一律輸入関税が 3%となる)</p> <p>Corporate Business Tax が鉱工業は 10%、サービス 15%、農業 0%となる。</p> <p>その他、州政府による減免措置が受けられる。</p> <p>ハルツーム州で指定された用地が格安でリースされる。</p> <p>Non-strategic project であっても、上記優遇措置に準じて(期間を限定して)、適用される場合がある。</p> <p>フリーゾーンについては、次の優遇措置が受けられる。</p> <p>監督官庁: Sudanese Free Zones & Market Co., Ltd</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外資 100% ・利益の全額送金 ・外国人への非課税 ・15 年間の法人税無税 ・外貨制限なし 	<p>－各種優遇措置</p> <p>主な法律、施行規則により定められている優遇措置は下記のとおり。</p> <p>〈対内投資: Inland Investment〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 根拠法等: 投資保護・優遇措置法(97 年法律 8 号)及び同法施行規則 2. 監督機関: 投資フリーゾーン庁(以下、GAFI) 3. 優遇措置等: <ul style="list-style-type: none"> ・外国資本: 100%出資可能 ・プロジェクトに係る土地所有: 可能 ・不毛地・砂漠地の開墾・耕作、動物・家禽・魚類の生産分野: 所得税 10 年間免除 ・生産活動に必要な機械・装置の輸入に係る関税: 一律 5%(輸入者登録不要) ・輸出義務なし、など。 4. 保護等 <ul style="list-style-type: none"> ・企業・組織の国有化や資産が没収されることはない。 ・価格、利益幅の決定に干渉を受けることはない、等。 <p>主な法律、施行規則により定められている優遇措置は下記のとおり。</p> <p>〈投資ゾーン: Investment Zones〉</p> <p>民間投資家が投資ゾーンの設立、誘致、運営を行う</p>	<p>－各種優遇措置</p> <p>輸出加工区や税制に係る優遇措置がある。</p> <p>[1] 輸出加工区(Export Processing Zone: EPZ)に係る優遇措置</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 法人税は最初の 10 年間は免税。次の 10 年間は一律 25%が課税される。 b. 10 年間、源泉徴収税が免除される。 c. 輸入される機械、原材料、中間資材などは関税・VAT とともに免除される(ただし、EPZ 域外でも利用する自動車は課税対象)。 d. 印紙税が免除される。 e. EPZ 内への初期投資に対する 100%の投資控除が受けられる(20 年間適用)。 <p>要件: EPZ 内の企業は、生産品の 80%以上を東アフリカ共同体(EAC)域外に輸出することが求められる。</p> <p>[2] 税制に係る優遇措置</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 資本財に対する付加価値税(VAT)は免除される。 b. 再輸出および免税品としての国内販売を目的に、材料を輸入して商品製造を行う場合、材料の輸入課税は免除される。 c. 500 万米ドルを超える民間投資の場合、政府からの承認を得ることによって資本財輸入にかかる輸入税控除額を所得税と相殺することができる。 d. 農業分野における機械等の設備に対する付加価値税(VAT)および関税は免除される。

	スーダン	エジプト	ケニア
		<p>GAFI による新たな投資誘形態。2010 年現在 12 のゾーンが存在する。</p> <p>1) 根拠法令等: 首相令 07 年 1675 号</p> <p>2) 監督機関: GAFI</p> <p>3) 優遇措置等:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産に係る輸入の通関手続きは(空港・港ではなく)投資ゾーン内で行われる。 ・機械・設備輸入に係る関税、販売税は 5~10 年以内に収める(輸入者登録不要)。 ・輸出品は免税扱いとなる、等。 <p><特別経済地区: Special Economic Zones(SEZ)> スエズ湾北西部に指定された 20.4 平方km地区。アイン・ソフナ港近くに立地し、国内、域内をはじめ、欧州、アジア、北米、アフリカへの拠点として設置。対象分野は建築建材、物流サービス、ハイテク産業、バイオテクノロジー・医薬産業、自動車組立・部品産業、繊維・衣服、サービス産業(国際コールセンター等)など供給を主とした他分野。</p> <p>1) 根拠法等: 特別経済地区法(02 年法律 83 号)</p> <p>2) 監督機関: 主要開発社(Main Development Company, (MDC))</p> <p>3) 優遇措置等:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内市場へのアクセス(販売税は輸入部品の価格のみに賦課。輸入者登録不要。) ・所得税: 一律 10%(法人、個人、土地所得、非居住建築) ・給与等への課税: 一律 5%、等。 <p><フリーゾーン: Free Zones> 公共フリーゾーンと私設フリーゾーンがある。優遇措置など条件は同一であるが私設フリーゾーンは、特定のプロジェクト又は会社のために独占的に設定さ</p>	<p>e. ナイロビ、キスム、モンバサへの投資に対して、100%の投資控除が受けられる。その他の地域への投資に対しては 150%の投資控除が受けられる(投資控除の繰り越しが可能となる)。</p> <p>問い合わせ窓口: ケニア投資庁(Kenya Investment Authority) 電話:(254-20)2221401-4 FAX:(254-20)22243862 E-Mail: info@investmentkenya.com http://www.investmentkenya.com/</p> <p>ケニア歳入庁(Kenya Revenue Authority: KRA) P. O. BOX 48240, 00100, Nairobi 電話:(254-20)310900, 2810000, 315553 FAX:(254-20)341342 http://www.kra.go.ke/</p> <p>[3] その他 毎年、予算教書の発表時(6 月中旬)に新年度(7 月~翌年 6 月)の税制改正案が発表される。</p>

	スーダン	エジプト	ケニア
		<p>れる。公共フリーゾーンは 2010 年現在 9 か所に設置されている(ナセルシティ、アレキサンドリア、ダミエッタ、ポートサイド、スエズ、イスマイリア、シェビン・コム、メディアシティー、ケフト)</p> <p>1) 根拠法等: 投資保護・優遇措置法(97 年法律 8 号)等</p> <p>2) 監督機関: GAFI</p> <p>3) 優遇措置等:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すべての税、関税免除 ・ 事業目的に必要な設備、機械、輸送機械(乗用車除く)に係る関税、輸入税、販売税など免除 ・ 低賃貸料: 工業プロジェクト: 年間 3.5\$/平方メートル。倉庫保管・サービスプロジェクト: 年間 7 ドル/平方メートル。なお、イスマイリア(工業、サービスプロジェクトのみ)、ダミエッタ、シェビン・コムの 3 つの公共フリーゾーンでは同額の 50%減額が適用される。 <p>4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造・組立事業にはフリーゾーンに存在する商品の価値(原材料除く)の 1%の税金を、倉庫保管業には保管のためにフリーゾーンに入る商品の価格の 1%の税金が毎年課される。サービス業には毎年、総収入の 1%に相当する額の税金が課される。 ・ 輸出義務: 50%以上 	
8. 労働 (Labor)	<p>外国人就業規則として、skilled worker と management、supervisor は外国人の就労が認められる。但し、全従業者数の 30%以内まで、かつ 5 年以内に当該分野の技術移転をなすことが条件となる。</p>	<p>一外国人就業規制</p> <p>外国人の就労が認められていない分野は、観光ガイド及び輸出入業・通関業。外国人への労働許可発行の条件・手続きを定める「労働力・移民相令 03 年 136 号」は、第 15 条により、観光ガイド及び輸出入業・通関業への就労を禁止している(エジプト在留パレスチナ人は通関業への就業は可)。</p>	<p>一外国人就業規制</p> <p>大統領を含む国会議員、警察・警備、軍隊については、外国人の就業は原則不可。</p> <p>一在留許可</p> <p>外国人が働くには、移民局が発行する労働許可証の取得が必要。</p> <p>※ 政府は労働許可証の発行を原則、外国人でなけ</p>

	スーダン	エジプト	ケニア
		<p>－在留許可 外国人は就労に際し、労働許可及び居住許可の取得が必要。労働許可は1年毎の更新、滞在許可は通常半年毎の更新が必要。</p> <p>－現地人の雇用義務 会社法(81年法律159号)第174条、外国人への労働許可発行の条件・手続きを定める「労働力・移民相令03年136号」、3条などにより外国人労働者は総労働人口の10%を超えてはならない旨が明記されている。</p> <p>フリーゾーンに設立された企業は、投資保護・優遇措置法(97年法律8号)施行規則(首相令04年1247号)により、外国人労働者は総労働人口の25%を超えてはならない。</p>	<p>ればできない職種などに制限している。</p> <p>－現地人の雇用義務 現地人の雇用は義務ではないが、政府は現地人の雇用を奨励している(投資申請時の考慮事項に含まれている)。事業の性格上、外国人が必要と判断される場合を除き、事業主は原則現地人を雇用すべきとされている</p>
9. 外国人の土地所有 (Land Ownership)	33年間のリース、ただし支払いは最初の1年間で払うことが条件。リース権は投資家に与えられたものではなく、あくまで business name の会社に与えられたものとなる。	出資者の国籍・居住地出資比率に係らず会社・組織の活動に要する建築用地と建物所有が可能	農地などを除き、外国人または外国企業が土地を取得することについての制限はない。
10. 貿易環境 (Environment relating to international trade)	管轄官庁: 通商省	<p>管轄官庁:貿易・産業省、輸出入管理公団など</p> <p>輸入品目規制:規制品目は下記のとおり輸出入法(75年法律118号)施行規則(貿易・産業大臣令05年770号)の付表1、2、3、8に記されている。</p> <p>輸入地域規制:なし。</p> <p>輸入関連法:輸出入法(75年法律118号)およびその施行規則(貿易・産業大臣令05年770号)等</p> <p>輸入管理その他:輸入者登録制度等</p> <p>輸出品目規制:なし</p>	<p>管轄官庁:貿易省、財務省、環境・鉱物資源省、東アフリカ共同体(EAC)省など。</p> <p>輸入品目規制:EAC Customs Management Act 2005にて規定されている。ケニア基準局(KEBS)は、国内流通品の安全確保の観点から、特定品目の輸入を禁止する場合がある。</p> <p>輸入地域規制:原則として、輸入元についての規制は特に設けていない。ただし、特定国・地域において感染症等が流行するなど特別な状況が発生した場合は、政府は必要に応じて輸入規制措置を取ることがある。</p>

	スーダン	エジプト	ケニア
		<p>輸出地域規制: なし</p> <p>輸出関連法: 輸出入法(75 年法律 118 号)およびその施行規則(貿易・産業大臣令 05 年 770 号)等。</p> <p>輸出管理その他: 輸出者登録制度等。</p>	<p>輸入関連法: 輸出入法(Cap 502)、関税法(Cap 472)、および国家予算決定後に毎年だされる財務法。</p> <p>輸出品目規制: EAC Customs Management Act 2005 にて規定されている。</p> <p>輸出地域規制: 輸出先についての規制は特に設けていない。</p> <p>輸出関連法: 輸出入法(the Imports, Exports, Essential Suppliers Act) (Cap 502)。</p> <p>輸出管理その他: ほとんどの製品に関しては、輸出許可は必要ない。ただし、魚類、園芸品、鉱物関連産品の輸出においては、特別許可が必要。</p>
11. 税制 (Taxation)	<p>連邦政府の法人税は、すでに、サービスが 15%、鉱工業が 10%、農業が 0%となっている。鉱工業については従来の 35%が 10%となったものである。</p> <p>このほか州政府への Development tax が会社総利益の 3%へ、不動産税が 3 年から 10 年の間で無税となる。</p>	<p>法人税: 通常 20%</p> <p>所得税法(05 年法律 91 号)に基づき、法人所得税は法人の純利益に対して毎年課される。法人所得税は、エジプト又は海外で得た収益について、エジプト国内に所在する法人に対して適用される。また、エジプト国外に所在する法人がエジプト国内に恒久的施設を保有する場合、かかる施設より生じる利益についても適用がある。</p> <p>通常税率: 20%</p> <p>石油・天然ガス探鉱・生産会社: 40.55%</p> <p>免除対象: 省庁・政府機関、非政府組織、非営利組織、国際条約によって課税を免除されている国際機関など</p> <p>二国間租税条約: あり</p> <p>利子: 源泉徴収率 20%(租税条約未締結国: 20%)</p>	<p>法人税: 法人税率は、ケニア法人が 30%、外国法人は 37.5%。</p> <p>(1)ケニア法人(外国法人の子会社含む): 30%</p> <p>(2)それ以外の企業(外国法人の支店含む): 37.5%</p> <p>ナイロビ証券取引所(Nairobi Stock Exchange)への新規上場企業は、3~5 年の間、法人税率が 20~27%の割合に減税される(一般投資家による株式の保有割合に応じる。ただし、保有率が 2 割以上の場合に限る)。</p> <p>二国間租税条約: 日本との二重課税防止協定なし。11 各国および EAC 諸国との間で二重課税防止協定を締結している。</p> <p>ケニアは以下の国・地域と二重課税防止協定を締結している。英国、ドイツ、インド、カナダ、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、ザンビア、フランス、南アフリ</p>

	スーダン	エジプト	ケニア
		<p>ロイヤリティー:源泉徴収率 15%(租税条約未締結国: 20%)</p> <p>* 配当金は条約の締結にかかわらず、課税対象外。</p> <p>個人所得税:所得税法(05 年法律 91 号)に基づき、エジプトに居住する者に対して支払われるすべての給与、賃金等に対して課される。税率は以下のとおり累進的に定められている。</p> <p>5,000 エジプト・ポンド(以下、LE)及びそれ以下:免除 5,000 LE 超 20,000 LE 以下:10% 20,000 LE 超 40,000 LE 以下:15% 40,000 LE 超 10,000,000LE 以下 20% 10,000,000LE 超:25%(軍最高評議会令 11 年 51 号にて追加)</p> <p>販売税:10%(一般税率) 販売税法(91 年法律 11 号)詳細は「関税制度」のページ参照。</p>	<p>カ共和国、タイ、東アフリカ共同体(EAC)。</p> <p>その他税制:個人所得税、付加価値税(VAT)、物品税、源泉徴収税などがある。個人所得税は、10~30%(累進課税)。</p> <p>付加価値税(VAT)は、原則 16%。 (工業燃料・電力エネルギーは 12%、輸出品・農業機械・農業資材・製薬品等は 0%)</p> <p>物品税は、品目により税率が異なる。</p> <p>源泉徴収税は、居住者・非居住者の区分により税率が異なる。</p> <p>製造業には、基準税(Standards Levy)があり、毎月、工場出荷額に対し 0.2%(下限は毎月 1,000Ksh、上限は年間 40 万 Ksh)が課せられる。</p>
12. 制限事項 (Restriction)		<p>規制業種・禁止業種:商業代理業務及び輸入業等。 商業代理業については商業代理業法(82 年法律 120 号)により、商業目的の輸入については輸入者登録法(82 年法律 121 号)により、個人であればエジプト人、法人であればエジプト資本 100%の企業(いずれの場合もエジプト国籍を取得した場合は 10 年以上経過していること)に限定されている。</p> <p>なお、シナイ半島地域への投資、全ての軍事物資生産及び関連産業、タバコ及びタバコ製品製造業への投資は、投資フリーゾーン庁(GAFI)に加え、関係省庁の事前承認が必要。</p> <p>— 出資比率:100%まで出資可能。 投資保護・優遇措置法(97 年法律 8 号)および会社</p>	<p>規制業種・禁止業種、出資比率、外国企業の土地所有の可否、資本金に関する規制</p> <p>規制業種・禁止業種:保険業、通信業およびナイロビ証券取引所の上場企業に対する株式保有比率に関する規制がある。</p> <p>ケニア国民以外の者は、事業許可法(Chapter 497 Trade Licensing Act)に基づく事業許可を受けた場合を除き、特定地域、特定物品に関して事業を営むことは規制されている。また、ケニアの環境や安全保障を脅かす投資は禁止されている。</p> <p><規制業種></p> <p>1. 保険業: 保険業は、ケニア資本との共同出資でなければなら</p>

	スーダン	エジプト	ケニア
		<p>法(81 年法律 159 号)のいずれに基づいて設立された企業も外国資本の 100%出資が認められる。</p> <p>－外国企業の土地所有の可否:投資保護・優遇措置法(97 年法律 8 号)は出資者の国籍・居住地出資比率にかかわらず会社・組織の活動に要する建築用地と建物所有の権利を与えている。</p> <p>－資本金に関する規制:主な会社組織形態の最低資本金は以下のとおり。 <株式会社(Joint Stock Company)> 株式を一般公募する場合の発行株式資本金最低額: 50 万エジプト・ポンド(以下、「LE」) 株式を一般公募しない場合の発行株式資本金最低額: 25 万 LE</p> <p><有限責任会社(Limited Liability Company)> 最低資本金:なし(投資大臣令 09 年 90 号にて設立者間で自由協議の上設定することに変更) (注)保険、銀行、預金、投資分野での設立は不可。</p>	<p>ず、会社資本の 3 分の 1 以上をケニア資本が占める必要がある。また、役員も 3 分の 1 以上をケニア国籍のメンバーが占める必要がある。保険業法(Chapter 487 Insurance Act)に拠る。</p> <p><規制地域・品目> ケニア国民以外の者は、事業許可法(Chapter 497 Trade Licensing Act)に基づく特別な許可を受けた場合を除き、特定地域、特定物品に関する事業を営むことを規制されている。 なお、環境を破壊する投資やケニアの安全保障を脅かす投資は禁止されている。</p> <p>－外国企業の土地所有の可否 <土地取得の制限> 土地管理法(Land Control Act)では、外国企業は大統領の承認を得た場合に限り、農地取引を行えることとされている。ただ、大統領承認の手続きが明確ではないため、外国企業の農地取得は事実上困難。</p> <p>－資本金に関する規制 投資促進法(Investment Promotion Act 2004)を一部修正した財政法(Finance Act 2005)では、新規外国投資の最低投資額を 10 万米ドル相当と定めている。 ただし、EPZ には適用されない。</p>
13. 投資コスト (Costs relating to investment projects)	<p>工業用地: ハルツーム州での工業団地は、1950 年代から場所の指定と開発が進められてきた。現在 10 か所ある工業団地の内、7 か所は既に埋まっている(そのうちの一つは、Soba Area であるが、ここは計画の 30%までの用地使用で、残りは開発がストップしている。現在、新たに入居が可能な工業団地は、El Salam、Sabaloga、El Gaily の 3 か</p>	<p>(以下データは、JETRO2011. 7 月調査結果に基づく) 工業用地: (購入価格: 平方メートル当たり) US\$8.38-27.65: 産業開発公社(Industrial development authority) US\$83.77-167.55: 全国工業地区(Industrial zone)</p>	<p>(以下データは、JETRO2011. 2 月調査結果に基づく) 工業用地: (購入価格: 平方メートル当たり) US\$10: Athi River EPZ 出所: ケニア輸出加工区庁 ※土地の占有は、30 年毎年リース料支払いか 60 年リース一括払いに限られるため 60 年リース一括払いを購入とし</p>

	スーダン	エジプト	ケニア
	<p>所である。このうち El Salam は皮革産業専用である。また、Sabaloga は、プラスチック、セメント、食品の 3 業種、フリーゾーンに隣接している El gaily は、それ以外の 11 業種となっている。このように業種によって場所が指定され、さらに工業団地の数が少ないことから、選択の余地は決して大きいとは言えない。投資家には、其々の指定工業団地の中で、空いている用地の中から 3 種類の場所(価格)が示される。Salaloga の場合は、SDG20/m²、15/m²、10/m²、El gaily の場合は、SDG25/m²、20/m²、15/m²となっている。</p> <p>電力料金: 産業用は全国一律で 0.26SDG/Kwh。現在はプリペイド方式</p> <p>水道料金:</p> <p>人件費: ワーカー SDG400/月～600/月、エンジニア SDG2000/月～SDG10,000/月、中間管理職 SDG1000/月～SDG5000/月</p>	<p>US\$167.55:ギザ地区(不動産業者間取り) (借料:平方メートル当たり) US\$3.50 (9 公設 FZ の製造業;投資フリーゾーン庁(GAFI)) US\$7.00(9 公設 FZ の倉庫・サービス業;GAFI) US\$1.68(カイロ地区不動産業者間取り) US\$3.69(ギザ地区不動産業者間取り)</p> <p>電力料金(1kWh 当たり料金): US\$0.036: 超高電圧 US\$0.027:高電圧 US\$0.044:中規模電圧 US\$0.060:鉄鋼、セメント、肥料、アルミなどの分野</p> <p>水道料金: (業務用、立方メートル単位) US\$0.114:鉄鋼、セメント、肥料、アルミ、銅など US\$0.087:板ガラス・陶磁器の産業分野 US\$0.076:上記以外の産業分野</p> <p>人件費:(製造業) ワーカー:US\$243-796/月 出所:エジプト日本商工会による 2011 年日系企業賃金調査結果(対象企業・団体数:19 社、対象者数 357 名)工場労働者、運転手等含む。 エンジニア:US\$419~1,592/月 出所:エジプト日本商工会による 2011 年日系企業賃金調査結果(対象企業・団体数:19 社、対象者数 357 名)工場労働者、運転手等含む。 中間管理職(課長):US\$754~2,513/月 出所:エジプト日本商工会による 2011 年日系企業賃金調査</p>	<p>て計算 (借料:平方メートル当たり) US\$0.04/月:Athi River EPZ 出所:ケニア輸出加工区庁 ※土地の占有は、30 年毎年リース料支払いか 60 年リース一括払いに限られるため 60 年リース一括払いを賃貸として計算</p> <p>電力料金:料金はプランによって異なる。 出所:Kenya Power & Lighting Company US\$136/月 US\$2.10/kWh: 大口需要家 - 132,000V の電圧を利用する事業主に適用されるプラン - Cl₅ プラン 消費電力だけでなく、皮相電力も電気料金の算出対象となる。 US\$1.48/月 US\$0.11/kWh: 小口需要家 - 240V または 415V の電圧を利用し、かつ月間電力消費量が月 15,000kWh 以下の事業主に適用されるプラン - SC プラン 税抜き価格 この他、燃油サーチャージ、為替変動調整費、物価変動調整費、地方電化庁租税(5%)、エネルギー規制委員会租税(3 セント/kWh)、付加価値税(VAT:12%)が加算される。</p> <p>水道料金: 出所:Athi Water Service Board [Water Tariff Structure] 月額基本料:US\$5.56 * 75mm パイプを利用した場合のメーター賃貸料(パイプサイズによって異なる) (1m³ 当り料金) US\$2.47(固定):0~10m³ US\$0.31/m³:11~20m³</p>

	スーダン	エジプト	ケニア
		<p>結果(対象企業・団体数:19社、対象者数 357名)全企業・団体の従事者を対象。</p> <p>スタッフ(営業職):US\$302~1,592/月</p> <p>出所:エジプト日本商工会による 2011 年日系企業賃金調査結果(対象企業・団体数:19社、対象者数 357名)全企業・団体の従事者を対象。</p>	<p>US\$0.37/m³:21~50m³</p> <p>US\$0.56/m³:51~100m³</p> <p>US\$0.93/m³:101~300m³</p> <p>US\$1.23/m³:300m³以上</p> <p>他にデポジットが必要(金額は業種や水道使用量によって異なる。毎月 200~300m³の水を使用する中規模製造工業は US\$185ドル)</p> <p>人件費:(製造業)</p> <p>ワーカー:US\$1,495/月</p> <p>出所:http://www.salaryexpert.com/「Manufacturing Worker」の平均給与(基本給)を月額換算。全製造業実務経験 5年</p> <p>エンジニア:US\$3,069/月</p> <p>出所:http://www.salaryexpert.com/「Electric Engineer」の平均給与(基本給)を月額換算。電気機器製造業実務経験 15年</p> <p>中間管理職(課長):US\$3,848/月</p> <p>出所:http://www.salaryexpert.com/「Materials Manager」の平均給与(基本給)を月額換算。全製造業実務経験 20年</p> <p>ケニアでは、2009年以降 4年連続で法定最低賃金が引き上げられている。</p>

出所:日本貿易振興機構(JETRO)「エジプトの投資関連情報」、「エジプト外資に関する規制」、ケニア投資庁、スーダン投資促進法、ほか

別添 iii

Investment Encouragement Act 1999 (amended 2007)

Republic Of The Sudan
Ministry Of Investment

**The Investment Encouragement
Act 1999
Amended (2007)**

For More Information:

Please contact /Ministry Of Investment
Tel: + 249 – 183 (778673 – 787193 – 787194 –
787195 – 787196 – 787197 – 787198 –
770691 – 770697 – 770039)
Fax: + 249 – 183 – (787192 – 772030 – 760847)
E mail: investment@sudanmail.net
Web site: www.sudaninvest.gov.sd

SCPP

In the Name of Allah, the Gracious, the Merciful

The Investment Encouragement Act, 1999 Amended (2007)

Be it hereby, approved by the National Assembly and signed by the president of the Republic, in accordance with the provisions of the Interim Constitution of the Republic of the Sudan, 2005, the following Act:-

Chapter I

Preliminary Provisions
Title and commencement

1. This Act may be cited as the "Investment Encouragement (Amendment) Act 2007" and shall come into force as of the first day of January 2008.

Repeal and saving

2. The Investment (Encouragement) Act, 1996 shall be repealed; provided that the regulations and orders made, and measures taken thereunder, shall remain in force, as if they have been made, under the provisions of this Act, until revoked, or amended.

Provisions of the Act to prevail

3. The provisions of this Act shall, in case of inconsistency with the provisions of any other law, prevail to the extent of removing the inconsistency between them.

Application

- 4.(1) The provisions of this Act shall apply, as to such extent, as may achieve the objects thereof; provided that the provisions of the same shall not prejudice such privileges, exemptions and otherwise of guarantees, as may be pre-

scribed to the projects existing at the time of coming into force of this Act.

- (2) Notwithstanding the provisions of sub-section (1), all the exemptions granted to imports of the projects, in accordance with the provisions of the previous Investment Acts, shall be revoked, and there shall apply, with respect thereto, the provisions of section 11, hereof; provided that there shall be excluded, from the same, such projects, as may be existing, at the date of coming into force of this Act, which are organized by special agreements, concluded with the Government of the Republic of the Sudan.

Interpretation

5. In this Act, unless the context otherwise requires, :-

"Competent Minister", means any of the Federal Ministers;

"Invested money", means :-

(a) the local currency paid by the Investor and used in the establishment, operation, of the project;

(b) the foreign convertible currency converted through one of the banks registered with the Bank of Sudan, which is used in the establishment, operation, of the project;

(c) the local currency, by which satisfaction, upon the approval of the competent bodies, is made to meet obligations due for payment to the Investor, in foreign currency, where the same is used in the establishment, operation, of the project;

(d) the corporeal capital and any other corporeal rights, such as mortgages,

debt securities and all the similar rights, dividends, shares and debentures pertaining to companies, and any form of participation therein, the machinery, equipment, apparatuses, materials and other requisites and the means of conveyance imported, from abroad, or the local ones, for the establishment, operation, of the project;

(e) the incorporeal rights and intellectual property rights, and include copy rights, trade marks, patents, industrial designs, which are used in the project; provided that such rights shall be registered, in accordance with the provisions of the law pertaining to each, and owned, by the Investor, or licensed to use the same, on the part of the proprietor thereof;

(f) such profits, as may be achieved by the project, where the capital of the project is completed therewith, or invested into any other project;

"Investor",

means the person who invests his funds, in accordance with the provisions of this Act, into any project, whether he is Sudanese, or non-Sudanese;

"Minister",

means the Minister appointed by the President of Republic of Sudan;

"Ministry",

means the Ministry of Investment;

"Project",

means any economic activity, whatever the legal form thereof, which is includ-

"State Minister",

ed into any of such fields of investment, as may be set out in this Act, and such, as may be prescribed by the Council of Ministers, in accordance with the objects of encouragement of investment provided for in section 6, and the project is approved in accordance with the provisions of this Act; means the State Minister, who is specified, by the State Council of Ministers, to have competence as to investment.

Chapter II **Encouragement of Investment** **Objects of encouragement of investment**

6. This Act targets encouragement of investment into such projects, as may achieve the objects of the development policy, and the investment initiatives, on the part of the Sudanese and non-Sudanese private sector, the co-operative, mixed and public sector. Without prejudice to the generality of the foregoing, it aims at encouragement of investment into the projects of any of the fields set out in section 7.

Fields of investment

7. This Act encourages investment, into the fields of agricultural, animal and industrial activities, energy and mining, transport, communication, tourism and environment, storage, housing, contracting, infrastructure, economic, administrative and consultative services, information technology, education, health, water and culture and information services and any such other field, as the Council of Ministers may specify.

Discrimination between projects prohibited

- 8.(1) For the purposes of this Act, no discrimination shall be made between invested money, by reason of its being local, Arab or alien, or by reason of its being public, private, co-operative or mixed sector.
- (2) No discrimination shall be made between such similar projects, as may be specified by the regulations, with respect to granting privileges or guarantees.

Chapter III **Privileges and Guarantees** **Branch I** **Strategic projects**

- 9.(1) Investment, in the following fields, shall be deemed strategic investment, namely :-
 - (a) relating to infrastructure, roads, ports, electricity, dams, communications, energy, transport, contracting business, education, health and tourist and information technology services and water projects;
 - (b) relating to extraction of subterranean and deep seas wealth;
 - (c) agricultural, animal and industrial production;
 - (d) crossing more than one state;
 - (e) any such other fields, as the Council of Ministers may prescribe.
- (2) The regulations shall specify the strategic projects in the fields provided for in sub-section (1).

Exceptional Provisions

- 10.(1) The strategic and non strategic projects which practise their activity or production shall continue to enjoy the exemption from taxes which have been granted thereto, pending the end of the period specified for such exemption.

- (2) The strategic projects which have been granted exemption from taxes and have not practise the activity or production shall continue to enjoy such exemption where they practise the activity or production within three years of the date of coming into force of this amendment.
- (3) The non-Strategic projects which have been granted the exemption from taxes and have not practise the activity or production shall continue to enjoy such exemption where they practise the activity or production within one year of the date of coming into force of this amendment.

Exemption from customs duties

- 11.(1) Subject, to the provisions of section 19, each of such strategic and non-strategic projects, as may be specified in the regulations, after registration thereof, in accordance with the laws organizing the same, shall enjoy such customs privileges, as the Council of Ministers may prescribe.
- (2) Notwithstanding the provisions of sub-section (1), customs privileges shall, with respect to cars, salon cars, box cars and station wagons, be granted as the regulations may specify.
- (3) The Council of Ministers may, upon the recommendation of the Minister, amend the prescribed customs privileges, as he may deem fit.

Project granted the privileges of allocation of land and depreciation account

12. The Minister may grant such strategic and non-strategic projects, as may be specified in the regulations :-
 - (a) the land necessary for the strategic project free of charge, and at the encouragement price for the non-strategic project, in co-ordination with the bodies concerned, from such lands, as may have been planned by the competent

bodies;

- (b) the privilege of depreciation account of the assets, as to such renewal value, as may be specified by the regulations, and in accordance with the circuits of operation work;
- (c) deeming any such loss, as may have occurred, during the period of exemption, provided for in sections 10, as if it is such loss, as may have occurred during the last year of such period.

Grant of privileges to State projects

13. The State Minister may grant such state project, as may be specified in the regulations, the following privileges :-
- (a) total, or partial exemption, from such taxes and fees, as may be levied by a state, or local law, for a period not exceeding five years; provided that he may, upon the approval of the State Council of Ministers, extend such exemption for another similar period;
 - (b) any such other state taxes, or fees, as may subsequently be levied on the project;
 - (c) allocation of the land necessary for the state project, at the encouragement price, in co-ordination with the bodies concerned, from the lands allocated by the competent bodies.

State projects granted federal privileges

- 14.(1) The Minister, upon the recommendation of the State Minister, may grant a state project the privileges provided for in section 11.
- (2) The State Minister, upon delegation by the Minister, may grant a state project the privileges, provided for in section 11, as to such conditions and safeguards, as the Minister may deem fit.

No taxes or fees levied on federal projects

15. No state, or locality shall levy any state, or local taxes, fees or rates, on any investment project federally licensed, during the period of the exemption, provided for in sections 11, save in consideration of such services, as may be of public nature, performed by the state, or the locality.

Preference privileges

- 16.(1) The Minister, upon the approval of the Minister of Finance, and in consultation with the Competent Minister may grant preference privileges to such projects, as may satisfy any of the following features :-
- (a) direct investment towards the least developed areas;
 - (b) assist in the development of export capabilities of the country;
 - (c) contribute to achievement of integrated rural development;
 - (d) create great chances of work;
 - (e) strive to encourage charitable trust;
 - (f) strive to develop scientific and technological research;
 - (g) re-invest the profits thereof.
- (2) For the purposes of sub-section (1), privileges mean any of the privileges provided for in section 10, or 11, with respect to the size, extent, or term thereof, as the regulations may specify.

Branch III
Guarantees

Investment guarantees

- 17.(1) An Investor shall enjoy the following guarantees :-
- (a) the non-nationalization, or non-confiscation of his project, non- acquisition of all, or part of the estates of the project thereof, or his investments, for public interest, save by law and in consideration of just compensation;
 - (b) the non-attachment, non-confiscation, non-custody or non-sequestration of the property of his project;
 - (c) the re-remission of the invested money, in case of the non-execution of the project, at the outset, liquidation, or disposal of the same, in any of the ways of disposal totally, or partially, in the currency, in which it has been imported; on condition of satisfying all the obligations legally due thereon, and in the case of non-execution of the project, at the outset, machinery, equipment, apparatuses, means of conveyance and other requisites, which have been imported for the project, may be re-exported, whenever all the obligations, mentioned in this paragraph have been satisfied;
 - (d) the remission of the profits and the cost of financing for the foreign capital, or loans, in the currency in which the capital or loan has been imported, at the date of accrual, after payment of the obligations legally due on the project;
 - (e) the import of such raw materials, as the project may need, and the export of the products thereof, after the automatic registering , of the investment project, onto the Exporters and Importers Register.
- (2) For the purposes of paragraph (c) of sub-section (1), the invested capital shall be specified in foreign currency ; and the elements of the capital in kind shall be evaluated

by the customs authorities by the customs certificate of value (CCV) , or the import form (IM).

Privileges and guarantees of
the project protected

18. Notwithstanding the provisions of any other law, no administrative body shall refrain from implementing the Privileges and guarantees, granted under the provisions of this Act.

Chapter IV
Safeguards of Investment

Investor licensed to establish a project

- 19.(1) Subject to the provisions of section 4, no person shall establish any project, in the Sudan, save after obtaining a licence therefor, from the Minister, or the State Minister, as the case may be, in accordance with the provisions of this Act.
- (2) Subject to the provisions of sub-section (1) , no licence shall be granted, for mixed or foreign investments, by states, save after approval of the Minister.

Feasibility study of the project presented

20. No project shall be granted licence, nor shall it be granted any such privileges and guarantees, as may be set out in this Act, save after presenting a technical and economic feasibility study of the project.

Grant of licence and privileges requested

21. An application, for the grant of licence, for any project, or of any of the privileges provided for in this Act, shall be presented, on the prescribed form as follows :-
- (a) strategic and non-strategic federal projects, to the Ministry;
 - (b) strategic and non-strategic state projects, to the State Minister.

Grant of licence

- 22.(1) The Ministry, or the State Ministry shall, upon receipt of a satisfied licence application, for any project, transfer the application to the federal Competent Minister, or the State Minister, as the case may be, within one week, to obtain the primary approval of establishing the project.
- (2) The federal Competent Minister, or State Minister, as the case may be, shall determine the application for primary approval, and send the same, to the Ministry, or State Ministry, as the case may be, within seven days, of the date of receipt of such application.
- (3) In case of not sending the primary approval, in the period provided for in sub-section (2), the Minister, or the State Minister, shall determine the application, after lapse of such period.
- (4) In all cases, the Minister, or the State Minister, as the case may be, shall determine the licence application, within a period not exceeding thirty days, of the date of receipt of the satisfied application, from the Investor.
- (5) Every applicant, for licence, shall be entitled to grievance, to the Federal, or State Council of Ministers, as the case may be, against the non-determination of his application, in accordance with the provisions of sub-section (1), to determine his grievance, within the period of one month, of the receipt of the satisfied grievance.

Land allocated for the project delivered

23. The Federal, or State Competent authority, shall deliver the land allocated for the project, within a maximum period of one month, of the date of granting the licence.

Conditions of the continued enjoyment of the licence and privileges

24. No Investor shall take any of the following measures, dur-

ing the period of validity of the licence and privileges, granted under the provisions of this Act, without obtaining a written approval, from the Minister, or the State Minister, as the case may be, the measures being to :-

- (a) conduct any amendment, or alteration, of the size of the project, or the object for which the licence has been granted, or transfer the project, from the place thereof prescribed in the licence;
- (b) use, or sell any of the equipment, machinery, apparatuses, materials or spare parts, with respect to which privileges have been granted, for any other purpose, other than the purpose, for which the licence has been granted;
- (c) change the purpose of use of the land allocated for the project, sell, mortgage or hire the same totally, or partially.

Duties of the Investor

25. The Investor shall :-

- (a) commence executing the project, within a maximum period of twelve months, of the date of receipt of the land, unless such period has been extended, on the part of the Minister, or the State Minister, for any such period, as he may deem fit;
- (b) submit, to the Minister, the Competent Minister and the State Minister, periodical reports, every six months, during the period of validity of privileges, on the progress of the operation of executing the project, up to the date of commencement of production, or practice of activity;
- (c) keep regular books, and maintain records, whereon shall be entered the assets of the project exempted from customs duties, and the exempted imported materials;
- (d) present, to the Minister, the Competent Minister and the State Minister, annually, during the period of validity of the privileges, a copy of the annual accounts of the project, approved by a certified auditor;

The Investor contravening the provisions of this Act

- 26.(1) An Investor shall be deemed to have committed a contravention of the provisions of this Act, where he :-
- (a) contravenes the provisions of sections 19, 24 and 25;
 - (b) delivers false, or misleading information , or uses such unlawful methods, as may result in obtaining any benefit, in accordance with the provisions of this Act, for himself, or any other person;
 - (c) suspends the project, without reasonable cause;
 - (d) contravenes the laws of the country, in such way, as may endanger the security and safety thereof.
 - (e) Contravenes licence condition.
- (2) Without prejudice to any such penalty, as may be provided for in any other law, the Minister, or the State Minister, as the case may be, may in case of commission, by the Investor, of any of the contraventions, provided for in sub-section(1), impose any of the following sanctions, in accordance with the size of the contravention and the circumstances of commission thereof, and the extent of such damages, as may affect the national economy :-
- (a) warning him, to remove the grounds of the contravention, if the same is required, within such period, as he may specify;
 - (b) decrease the period of any of the privileges granted to the project, or the size thereof;
 - (c) not granting him any of the privileges and guarantees provided for in this Act;
 - (d) total, or partial revocation of the privileges, and the same shall result in binding the Investor to restitute the value of the material benefit gained thereby, from obtaining any previous privileges, where gaining such benefit results, from occurrence of the ground which led to the issue of the decision of revocation;

(e) revocation of the licence, and the same shall result in acquisition of the land granted to him under the provisions of this Act.

- (3) An Investor in respect of whom a decision, under the provisions of sub-section (2), has been passed may submit his grievance, to the Federal, or State Council of Ministers, as the case may be, within one month, of the date of his being notified of the decision, and the decision, in this respect, shall be final; provided that this provision shall not prevent the Investor from access to courts.

Chapter V
Investment Organs
The ministerial committee

27. The Council of Ministers, upon the recommendation of the Minister , may constitute a ministerial committee under the chairmanship of the Minister, and membership of the Minister of Finance and the Competent Minister, and the regulations shall specify the functions thereof.

Constitution of the committee of commissioners

- 27A. The Minister shall constitute the committee of commissioners, from a chairman and a number of members, representing the competent bodies, having a relation to investment, from the ministries and competent government units; provided that the post of any of them shall not be less than the head of the unit, or whoever may deputize therefor, and shall fully be officially authorized, by the body which he represents, and the committee shall include representatives of the private sector.

Functions of the Committee

- 28.(1) The Committee of Commissioners shall have the following functions, to :-
- (a) consider the extent of compatibility, by strategic projects, with the priorities of investment, in the strategic fields;
 - (b) consider the needs, by strategic projects, to infrastructure and basic services, needed by the project, and the extent of availability, or possibility of providing the same;
 - (c) consider the needs of the project, to manpower and the specialized one, procured from abroad, in accordance with the prevailing laws;
 - (d) achieve the sector investment plans, by the approved and proposed investment projects;
 - (e) co-ordinate, between the Ministry, and the Competent Ministries, and the states, in every such thing, as may concern investment projects, especially on the map of investment lands.
- (2) The Committee may call any person, or body of competence, upon discussing any such subject, as may fall within the competence of such Committee, and he shall not be entitled to vote.

Functions of federal ministries

29. Federal ministries, having connection with investment, shall have competence, as to the following :-
- (a) specify priorities, and lay down the investment policies, at their ministries;
 - (b) prepare sector investment maps;
 - (c) approve, on point of principle, the establishment of the project, upon such primary feasibility study, as may be transferred thereto, by the Ministry; provided that the final feasibility study of the project shall be presented to the Ministry ;

- (d) follow-up the execution of the projects concerning the Competent Ministry, and submit periodical reports, as the Minister may require.

State Investment

30. An investment Act in the states shall be promulgated, by a state law, as to the form of Federal Investment Encouragement Act, 1999.

Chapter VI **Final Provisions** **Investment maps**

31. The Ministry shall lay down the national investment map, in accordance with the policies and directives of the National Economic Planning Council; provided that the same shall include particular percentages, of the federal projects, in the states, and submit the same, to the Council of Ministers, for approving the same; provided further that the investment map shall include such sector investment maps, as may be prepared by the federal ministries and ministries of investment in the states.

Settlement of Investment disputes

- 32.(1) Saving such disputes, as may be governed by the provisions of the agreements set out in sub-section (2), where any legal dispute, relating to investment, arises, the same shall be submitted to conciliation, or arbitration .
- (2) The provisions of the Investment of Arab Capitals, in Arab States, Consolidated Agreement, 1980, the Settlement of Investment Disputes, Between Arab States, Agreement, 1974, the Settlement of Investment Disputes, Between States and Citizens of other States, Agreement, 1965, the Economic, Technical and Trade Co-operation, Between States Parties, to the Islamic Conference Organization, General Agreement, 1977 and any such other agreement,

in this respect, as the Sudan may be a party thereto, shall apply to every such legal dispute, as may directly arise out of any of such agreements.

Power to make regulations

33. The Council of Ministers , upon the recommendation of the Minister, may make such regulations, as may be necessary, for the implementation of the provisions of this Act. Without prejudice to the generality of the foregoing, such regulations may include the following matters :-
- (a) specification of type and size of such projects, as may be granted preference privileges;
 - (b) laying down safeguards for the prevention of overlapping, between federal, state and local investments;
 - (c) specification of strategic and non-strategic projects;
 - (d) the procedure of applying, for the grant of licence and privileges, and specifying the type and size thereof;
 - (e) specifying services fees;
 - (f) the safeguards and bases, pertaining to control, and follow-up, of the projects licensed, under the provisions of this Act.

別添 iv

3 か年緊急プログラム（2012-2014）要約版

The Three-Years Program for Sustainability of Economic Stabilization

2012-2014

Methodological Approach:

- Review of economic performance during the period 2000-2010
- Analysis of problems of the Sudanese economy.
- Specification of program objectives through 2012-2014 and drawing of priorities in accordance with the nature of the program.
- Drawing of requisite policies and procedures to address foreign and domestic imbalances of the national economy throughout 2012-2014.
- Preparation of executive matrix containing policies and procedures proposed and specifying the main executing agency thereof

Progress on National Economic Performance:

- The Sudanese economy features stability with apparently positive outcomes for the last ten years following the wide implementation of reform programs .The most important development relates to the benefit accrued from Sudan's oil reserve. The past years have also witnessed positive performance outcomes reflected in a number of development projects especially in the fields of roads, bridges, electricity ,communication, dams and, in the fields

of health, education and potable water in urban and rural population centers

- Other important developments featured in many projects such as cement and other building material in addition to sound macro-economic performance during the past ten years. A summary of economic achievements is reflected below:

Results Achieved during the last ten years:

- The national economy, in terms of gross domestic product (GDP), has increased by more than five -fold in year 2010 compared to year 2000.
- Average GDP growth rate recorded 7.2% during the past ten years. It is regarded among the highest world economic growth rates.
- Inflation rates were stable with 7% during the period 2000-2007. However, inflation rates have increased since 2008, surpassing the one digit due to rising prices of imported commodities especially food items beside monetary expansion.
- Multiplication of Public revenues by seven fold since 2000.
- Public expenditure has increased nine-fold during 2000-2010.
- Transfers to the States (sub-national levels) from national resources, increased from 25% in year 2010 to 29% in year 2011. Inversely the share of the Central government decreased from 75% to 71% which reflects the orientation of wealth distribution in favor of the states. It is worth

mentioning that transfers to the states were only 15% of national revenue in 2005 and 85% for the Central government.

- A great improvement has taken place with respect to the flow of foreign direct investment (FDI) especially in the petroleum sector which received an amount of US. \$ 18 billion; with it's wide stimulus impact on the national economy.
- Total exports have increased from U.S \$ 1806.7 millions in year 2000 to U.S \$ 11404.3 million in year 2010.and, non-petroleum exports also increased for US\$455.9 million in year 2000 to U.S \$ 1709.1 million in year 2010 for the first time.
- The above cited positive indicators of national economic performance were reflected in the level of per capita income which leaped from U.S \$ 434.1 in year 2000 to US \$ 1786 in year 2010. It was also demonstrated in the apparent improvement in the level of livelihood, basic infrastructure and, the availability of essential services such as health, education, water supply, electricity and other provisions.

Objectives of the Three -Year Program

The Prime Objective:

- Achievement of sustainability of economic stabilization abreast of the affirmation of credibility of economic liberalization paradigm as a principle methodology for economic policy.

Specific Objectives:

- Restoration of external balance and achievement of sustainability of economic stabilization.
- Containment of factors behind deterioration of the level of livelihood for the poorer segments of population and fighting of widespread poverty pockets and pauperism
- Restructuring the national budget and capturing of overall deficit
- Augmenting fiscal and tax efforts at the federal and state levels and, rationalization of current expenditure and expenditure on national development project.
- Mobilization and utilization of productive sector capacities to fill the gap in major commodities.
- Redesigning the role of human element and build its capacity.
- Reducing unemployment rates.
- Encouraging foreign investments flows.

Policies Required Achieving the Objective:

The Real Sector Field:

- Within the framework of policies directed towards increasing production and productivity, the program aimed at:
 - Activating self-sufficiency policies on essential goods through directing Agriculture Revival Program to pay due attention to the eight targeted commodities.
 - Preparing distinctive programs for reopening of inoperative factories; and induce their contribution in resolving economic difficulties facing the country.

- Redirecting capital investment to the mining sector especially gold to cover the foreign sector deficit, in lieu of accentuation on the realty sector.
- Increasing electricity generation from hydro and thermal sources and expedition of generation of electricity from renewable source

The Foreign Sector Field:

- Rationalization of imports through emphasis on reduction of luxury and non-essential goods; that could be locally produced and imposing high tariff in case of importation of such goods.
- Issuing of a bundle of policies encouraging non-petroleum exports (gold, minerals, livestock, vegetables oil seeds, fodders and manufactured goods).
- Impose disciplinary measures on transfers of profits accrued to foreign investors residing in the country.
- Rescheduling of debts especially the debt owed to petroleum companies.
- Substitution of imports with concentration on strategic commodities (sugar and wheat).
- Encouragement of financial transfers of Sudanese working abroad.
- Organization of border trade.
- Organization of out flow of Sudanese capital and financial resources.
- Issuance of policies encouraging telecommunication companies to invest part of their profits domestically.
- Encouragement of oil exploration.

- Reviewing, controlling and organizing of government expenditure in foreign exchange.

Public Revenue:

- Leasing of oil pipeline and charging of fees on crossing, transport, storage and export of oil.
- Pursuing of gradual liberalization of prices of commodities.
- Adopting of a host of policies to foster competitiveness of national production through minimizing of domestic cost and adding more costs to imports by means of customs duties while considering the preference of consumers in acquiring quality and cheap products.
- Enlargement of tax base through inclusion of new segments of producers while reducing tax rates to minimize the tax burden on active tax payers .
- Continuation of policy review on administrative fees cost burden with consideration of the appropriate cost of service provided and the financial capability of the beneficiary.
- Reinforcing of tools, controls, surveillance, inspection, monitoring and auditing; through activation of the law of Financial and Accounting Procedures , the Corporations and Government Companies Act , the law of Procurement and Contracting and regulations thereof.

Public Expenditure:

- Targeting reduction of government expenditure; through restructuring of the state at Federal and State levels.
- Reviewing and controlling of employee compensations at the Centre and States.

- Stoppage of construction of government buildings and purchasing of cars and office furniture.
- Rationalization of expenditure on official travel abroad.
- Rescheduling of debt via a wide structured move from the part of constitutional and executive organs.
- Reviewing of priorities of development expenditure and concentrating on specific projects consistent with the Program objectives and, expanding the role of the private sector in development financing through flexible means (BOOT) and activating of partnerships between the public and private sectors.
- Adopting an intensive program of capacity building to upgrade the capacities of human resources.

The Social Sector Field:

- Coordinating of efforts pursued by official organs, civic and the international community in the area of social support within a specified program and with due consideration to the pressing needs of the society.
- Enacting policies on poverty reduction and employment creation and, improving the level of livelihood through activation of micro –finance, the finance of social dimension, the social insurance funds, the social foreign financing; and activation of the role of civil, voluntary and charity organizations in poverty reduction.

The Private Sector Field:

- Revitalization and reactivation of the private sector in execution of plans and programs aimed at substitution of imports and manufacturing of local products purported to fill the domestic gap especially from those import restricted commodities.
- Encouraging the private sector to reinforce own financial and organizational capacities to be able to subrogate the role of the public sector in economic activity and reorient itself towards establishing strategic joint ventures.
- Eliminating the completion of the public sector to the private sector and, executing the program on enumeration and dissolution of non-strategic government companies, seizing of establishment of new government companies in the fields already expelled from; through banning their registration at the National Commercial Register.

Producers Organizations Field (farmers and herders):

- Transformation of farmers and herders to proactive operators: leading the efforts and operation of society to increase production and cope with modernization and innovation in working methods.

Economic Information Field:

- Designing of a holistic information plan reflecting, in a transparent manner, the economic situation in the country.
- Executing of program to reactivate the role of economic information through upgrading of manpower and reinforcing and diversifying of information media and, infer from the provisions of modern technologies; the internet and communication technology.

Mechanism for Monitoring the Execution of the Program:

- The program implementation will be monitored by a specific central committee (CC) enjoying full delegation and support. The CC mandate includes resolving implementation problems, advancing the program and preparing periodic progress reports for consideration by the Economic Ministerial Sector.(EMS)

Conclusion:

- The Three – year program for Economic Stabilization, 2012-2014, is an essential part of the 5-Year Plan (2012-2016). It constitutes the basic platform for the preparation of the general budget and the national consolidated budget for the State. The overall objectives, policies and procedures

sanctioned for the program will be executed through the approved executive mechanisms and means made available for the, Central Government ministries/agencies , States authorities and the private sector . Such arrangements require specifications of the role of each and every stakeholder to be able to enhance efficiency in performance , transparency in monitoring and evaluation , maintaining submission of performance and audit reports for consideration by sovereign, executive , and legislative authorities, at the appropriate time frame and via the Central Committee, monitoring the execution of the program.

With, Almighty God gratification for success

Appendix v
調査訪問先リスト

別添 v 調査団訪問先リスト

英語名	略称	日本語名
Ministry of Finance and National Economy	MFNE	財務・国家経済省
Ministry of Agriculture and Irrigation	MAI	農業灌漑省
Ministry of Animal Resources and Fish Resources	MAR	畜産・漁業省
Ministry of Minerals	MMR	鉱物資源省
Ministry of Trade	MoT	通商省
Ministry of International Cooperation	MIC	国際協力省
Ministry of Industry (former Ministry of Investment)	Moi Moi	産業省 (旧)投資省
Ministry of Petroleum	MoP	石油省
Ministry of Transportation, Roads and Bridges	MTRB	運輸・道路・橋梁省
Ministry of Electricity & Dams	MED	電力・ダム省
Ministry of Telecommunication and Information Technology	MCIT	通信・情報技術省
Ministry of Archeology, Tourism and Wildlife	MATW	遺跡・観光・野生動物省
Higher Council of Investment	HCI	投資最高評議会
Central Bank of Sudan	CBoS	スーダン中央銀行
Central Bureau of Statistics	CBS	中央統計局
Gum Arabic Board	GAB	ガムアラビック委員会
Sudanese Businessmen & Employers Federation	SBEF	スーダン経営者連盟
Sudanese Chamber of Industry Association	SCIA	スーダン工業会議所
Industrial Research & Consultancies Center	IRCC	産業リサーチセンター(工業省)
Federation of Chambers of Small Industries in Sudan	FCSIS	小規模産業会議所連合
Sudan Railway Corporation	SRC	スーダン鉄道公社
National Highway Corporation	NHC	国営ハイウェイ公社
Sudan Shipping Line Ltd	SSL	スーダン海運会社
National Telecom Corporation	NTC	スーダン通信公社
Sudan Sea Ports Corporation	SPC	ポートスーダン港湾公社
State Investment Public Corporation	IPC	紅海州投資促進公社
Port Sudan Custom Office	PSCO	ポートスーダン関税局
Red Sea Free Zone	RSFZ	紅海フリーゾーン
Ministry of Finance, Economy and Labor Force, Kassala State	MFEL	カッサラ州財務・経済・労働省
Ministry of Animal Resources and Fisheries, Kassala State	MARF	カッサラ州動物資源・漁業省
Ministry of Industry, Kassala State	MOI	カッサラ州工業省
Kassala State Investment Commission	ICK	カッサラ州投資委員会
Ministry of Physical Planning and Public Utilities	MPPPU	カッサラ都市計画省
Ministry of Tourism, Information and Culture	MTIC	カッサラ観光・情報・文化省
Ministry of Agriculture, Forestry and Irrigation, Kassala State	MoAFI	カッサラ州農林灌漑省
Gezira State Ministry of Finance and Manpower	MFM	ゲジラ州財務・労働省
University of Gezira	UOG	ゲジラ州大学
Ministry of Agriculture, Animal Wealth & Irrigation, White Nile State	MoAAI	白ナイル州農業・動物資源・灌漑省
Ministry of Agricultural Animal Wealth and Natural Resources, Gezira State	MoAAN	ゲジラ州農業・動物・自然資源省
National Sewage Authority	NSA	下水機構
Embassy of Japan		日本大使館
Embassy of Egypt		エジプト大使館
Embassy of France		フランス大使館

英語名	略称	日本語名
Embassy of UAE		アラブ首長国連邦大使館
United Nations Industrial Development Organization	UNIDO	国連工業開発機構
World Bank, Sudan Office	WB	世界銀行スーダン事務所
Omdurman National Bank	ONB	オンドルマン国民銀行
Export Development Bank	IDB	輸出開発銀行
Agricultural Bank of Sudan	ABS	スーダン農業銀行
Bank of Khartoum	BOK	ハルツーム銀行
El Nilein Bank	ENB	ニレイン銀行
Saving and Social Development Bank	SSDB	貯蓄社会開発銀行
Industrial Development Bank	IDB	産業開発銀行
Sudan Academy for Banking & Financial Sciences	SABFS	スーダン銀行・金融科学院
Chamber of Trade in Kassala	CTK	カッサラ商工会議所
Kassala Livestock Union	KLU	カッサラ州畜産組合
Kassla Horticultural Producers Union	KHPU	カッサラ州園芸生産者組合
Nile River State Office	NRSO	ナイル川州事務所(ハルツーム)
Khartoum State Investment Encouragement Commission	IEC	ハルツーム州投資促進委員会
Khartoum State Supremet Council for Human Resources Development	KSSCHRD	ハルツーム州人材開発最高評議会
Regional Training Center for Meat Inspection, Heygine& Grading	RTCMHG	食肉検査衛生評価地域訓練センター
National Leather Technology Center	NLTC	皮革技術センター
Skin and Hide Improving Center	SHIC	皮革改善センター
Sudan Trade Point	STP	スーダントレードポイント
Khartoum Vocational Training Center	SCVTA	ハルツーム州職業訓練センター
Kenana Sugar Co., Ltd	KSC	ケナナ持株会社
Sudanese Sugar Co., Ltd.	SSC	製糖会社(ハルツーム本社、ニューハルファ工場)
Khartoum Center of Foundry	KCF	鋳物工場(ハルツーム)
Haggar Holding Co., Ltd.	HHC	ハジャー持株会社
DAL Group Co., Ltd	DAL	ダルグループ
SAYGA Investment company Ltd.	SAYGA	パスタ・製粉会社(ハルツーム)
DAL DAIRY FACTORY	CAPO	乳飲料・加工会社(ハルツーム)
AFRICORP International	AFRICORP	農産物加工販売会社(ハルツーム)
Abourgeila Meat Products Factory (Balady)	AMPF	食肉加工会社(ハルツーム)
Saeed Industrial & Commercial Group	Saeed	食品加工会社(ハルツーム)
Sudan Cotton Company	SCC	スーダン綿花会社
Almshreqa Food Industries Complex	AFIC	食品加工会社(白ナイル)
NILE UNION MEAT CO. (Gimco Slaughterhouse)	NUMC	ナイルユニオン(屠殺関連、ハルツーム)
VEGETABLE & FRUITS CAMBER	VFC	農産物輸出(ハルツーム)
Kassla Furit Processing Company	KFPC	食品加工会社(カッサラ)
Khartoum Cargo Village	KCV	ハルツームからの国内貨物取扱所
Nile River Trasnport Corporation	NRTC	コステイ・ジュバ間の河川交通会社
GIAD Industrial Group	GIAD	ジアット持株会社(エンジニアリング)
Afro Star Trading & Investment Company	Afro Star	製革所(ハルツーム)
White Nile Tannery	White Nile	製革所(ハルツーム)
Saria European Shoe Factory	Saria	製靴会社(ハルツーム)
AMIPHARMA Laboratories Ltd.	AMIPHARMA	製薬会社(ハルツーム)
DUBAI Steel Factory	DSF	電炉メーカー(ハルツーム)
MUJAHID Company Ltd.	MUJAHID	水道パイプハルツーム)

英語名	略称	日本語名
EL NEFEIDI GROUP	NEFEIDI	ネフェディグループ
Savola Edible Oils (Sudan) Ltd.	Savola	食用油会社(ハルツーム)
MOAWIA ELBEAIER Group of Companies	MEG	モアウイアエルベールグループ
Sudanese Commercial Law Offices	SCLO	SCLO 弁護士事務所
Newtech Consulting Group	Newtech	コンサルタント

注：2012年7月に一部連邦省の統廃合あり。

参考文献

国際協力機構. 2012.『スーダン国農業セクター基礎情報収集・確認調査』.

吾郷健二. 2008. 「1次産品問題としての綿花問題再登場の意味 (Cotton as the primary commodities problem in the WTO)」.『西南学院大学経済学論集』43(3), 1-46, 2008-12.

Central Bank of Sudan. 2010. *49th Annual Report 2009*. Khartoum: Central Bank of Sudan.

Central Bank of Sudan. 2011. *50th Annual Report 2010*. Khartoum: Central Bank of Sudan.

Geological Research Authority of the Sudan. Publication Year Unknown. *Iron in the Sudan*. Khartoum: Geological Research Authority of the Sudan, Ministry of Minerals.

Geological Research Authority of the Sudan. Publication Year Unknown. *Gold in the Sudan*. Khartoum: Geological Research Authority of the Sudan, Ministry of Minerals.

Geological Research Authority of the Sudan. Publication Year Unknown. *Base Metals in the Sudan*. Khartoum: Geological Research Authority of the Sudan, Ministry of Minerals.

International Trade Centre. 2010. “Supply and Demand Survey on Leather and Leather Products, Sudan”. Geneva: Programme for Building African Capacity for Trade (PACT II) LEATHER, International Trade Centre.

Jabbar, Mohammad A, S Kiruthu, BerhanuGebremedhin, and Simeon Ehui. 2002. “Essential Actions to Meet Quality Requirements of Hides, Skins and Semi-Processed Leather From Africa”. Amsterdam: Common Fund for Commodities.

Maxwell Stam PLC. 2009. *Sudan EPA Negotiations and Implementation Support (SENIS) Final Study: Assessing Sudan's Export Diversification Potential in Agricultural Products*. London: Maxwell Stam PLC.

Ministry of Agriculture. 2011. *Feasibility Study Report for 10 000 TCD Capacity Sugar Factory Projects*. Khartoum: Investment Development Agency, Ministry of Agriculture.

Ministry of Industry. 2005. *Comprehensive Industrial Survey*. Khartoum: Ministry of Industry.

Ministry of Industry. 2010. *Directory of Proposed Investment Projects*. Khartoum: Ministry of Industry.

Mohamed, Tayssir Ibrahim Abdelbagi. 2012. "Assessment of the Damage Caused by Artisanal Gold Mining (ASM) in Concession Blocks, River Nile State." Khartoum: Ministry of Minerals.

Mohamed, Tayssir Ibrahim Abdelbagi 2012. "Country Report." Khartoum: Ministry of Minerals.

Ranganathan, Rupa, and Cecilia M. Briceño-Garmendia. 2011. *Sudan's Infrastructure: A Continental Perspective*. Policy Research Working Paper No. 5815. Washington DC: Sustainable Development Unit, African Region, World Bank.

United Nations Joint Logistics Centre. 2009. *River Cargo Transportation Assessment: White Nile River, Sudan*. Rome: United Nations Joint Logistics Centre.

World Bank. 2008. *Sudan Diagnostic Trade Integration Study (DTIS): Revitalizing Sudan's Non-Oil Exports*. Washington DC: World Bank.

World Bank. 2009. *Sudan Toward Sustainable and Broad-Based Growth*. Washington DC: Poverty Reduction and Economic Management Unit, African Region, World Bank.

World Bank. 2010. *Sudan Investment Climate Assessment*. Washington DC: Finance and Private Sector Development Africa Region, World Bank.

World Bank. 2012. *Doing Business 2012*. Washington DC: World Bank..